

年 報

2017（平成 29）年度
自己点検・評価報告書

日本赤十字看護大学

目 次

序章	1
第1章 理念・目的	2
第2章 教育研究組織	6
第3章 教員・教員組織	10
第4章 教育内容・方法・成果	19
第1節 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	
第2節 教育課程・教育内容	
第3節 教育方法	
第4節 成果	
第5章 学生の受け入れ	51
第6章 学生支援	61
第7章 教育研究等環境	82
第8章 社会連携・社会貢献	93
第9章 管理運営・財務	103
第1節 管理運営	
第2節 財務	
第10章 内部質保証	110
終章	114

序章

2017(平成 29)年度の自己点検・評価は、大学基準協会による大学評価を受けて 3 年目となり、前年度と同様に、年度末において各委員会・担当部署による単年度単位での自己点検・評価を実施した。本年報は、単年度単位での PDCA サイクルの点検・評価である。各章は、「2016(平成 28)年度に策定した発展方策」、「現状の説明」、「点検・評価」、「2018(平成 30)年度に向けた発展方策」の項目にもとづき記述した。

終章には、前年度から追加した日本赤十字学園中期計画（2014 年度～2020 年度）における本学の PDCA サイクルに関する進捗状況について一覧表でまとめた。もとより大学評価の評価項目と学園中期計画の評価項目は異なるが、本学の PDCA サイクルとしては同時並行的に行っている以上、両者を統合的に自己点検・評価することが必要であると考えたからである。

2018(平成 30)年度は、大学基準協会の新しい第三期認証評価の枠組みにおいて自己点検・評価を行う予定である。そのポイントは「内部質保障」の充実ということである。この新たな大学評価に対応した自己点検・評価を行いたいと考えている。

第1章 理念・目的

1. 2016(平成28)年度に策定した発展方策

①効果が上がっている事項

〈大学全体〉

- ・大学創立30周年を迎えた2016(平成28)年を機に、本学の理念および目的の検証を行うと同時に、学外に向けて広報し、広く賛同者・支援者を求めていく。

②改善すべき事項

〈大学全体〉

- ・見直したアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーと合わせて本学の理念・目的のより一層の浸透を図る。

2. 現状の説明

(1)大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

〈大学全体〉

本学は、日本赤十字社が看護婦養成を開始した1890(明治23)年から数えて127年の歴史をもつ。今日まで一貫して、赤十字の理想とする人道の理念に基づき、国内外の保健医療の分野で活躍する多くの人材を育成してきた。

本学の目的は、日本赤十字看護大学学則第1条に「赤十字の理想とする人道の理念に基づき、広い知識と深い専門の学芸とを教授、研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることによって、保健医療の分野で活躍できる人材を育成し、看護学の発展及び人類の福祉に寄与すること」と定められている(資料1-1)。

なお、大学の経営母体である学校法人日本赤十字学園は、寄附行為第3条において「赤十字の理想とする人道の理念を基調とし、教育基本法及び学校教育法に従い、看護教育及び介護福祉教育を行い、資質の高い優秀な看護師及び介護福祉士を育成することを目的とする」と規定している(資料1-2)。

〈看護学部〉

看護学部の教育理念は、学則に掲げる大学の目的に基づき、「人々の尊厳と権利を守り、看護を通して赤十字の理念である「人道(Humanity)」の実現にむけて努力する人間を育てる」ことにある。教育目的は、「赤十字の理念に基づき、看護の実践と研究に必要な基礎的能力をもち、人類と国際社会に貢献できる、幅広い教養と豊かな人間性のある人材を育てることを目指す」としている(資料1-3)。

〈看護学研究科〉

研究科の目的は、「赤十字の理念である人道の精神に基づき、広く看護の実践と教育・研究に関する理論と方法を教授し、高度な看護専門職者としての深い学識および卓越した能力、豊かな感性と人間性を培うことを通して、看護学の発展と深化に寄与するとともに、人びとの福祉とつながりを基盤とした文化の創造と発展に貢献すること」である(資料1-3)。

(2)大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

〈大学全体〉

大学の理念・目的は、教職員には採用時の学内オリエンテーションにおいて学長から説明され、在籍教職員には諸規程集が配付され、周知が図られている（資料1-4）。また、学生には毎年発行する学生便覧（学部・大学院共通）、履修の手引き（学部・大学院共通）において周知が図られている（資料1-3、1-5）。また、大学ホームページ、大学・大学院案内にて、社会へ公表されている。

さらに、入学式、オープンキャンパス等の大学行事等において、理事長、学長から本学の建学の精神、教育の理念・目的を伝えており、学生、保護者、受験生等にも周知が図られている。

〈看護学部〉

建学の精神、教育理念・目的を記載した学生便覧、履修の手引きを、毎年全学生および教職員に配付し、新入生に対しては学長、学部長から入学式、オリエンテーション等で周知を図っている。在学生には、新学期オリエンテーションの時に、理念、目的、ディプロマ・ポリシーを各学年に即して説明し周知を図っている。また大学ホームページにも掲載し、社会へ公表している。

〈看護学研究科〉

建学の精神、教育理念・目的を学生便覧、履修の手引きに記載し、毎年全学生および教職員に配付し、新入生に対しては学長、研究科長から入学式、オリエンテーション等で周知を図っている。また大学のホームページにも掲載し、社会へ公表している。

(3)大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

〈大学全体〉

自己点検・評価の実施体制としては、10章で詳述するが、学長の下に設置された自己点検評価委員会があり、学長、学部長、研究科長、事務局長、図書館長、学務部長、各センター長等によって構成されている。自己点検評価委員会には、自己点検評価実施委員会および年報編集委員会をおき、毎年、自己点検・評価報告書（年報）を発行している。自己点検評価実施委員会は各委員長が構成員となり、PDCA サイクルに沿った自己点検・評価を実際に推進している。理念・目的の適切性についても毎年学部関連委員会および研究科委員会において検証を行っている。2017(平成29)年度は、大学運営に関する情報収集、協議、検証を行い学長の意思決定を支える組織として、6つの学長諮問委員会と6つの会議、8つのセンターを置いた（資料1-6）。

日本赤十字学園傘下の6大学の学長が参加し検討・決定している2014(平成26)年度から2018(平成30)年度にわたる第二次中期計画（資料1-7）をもとに、経営会議で大学の理念・目的に基づいた本学独自の中期計画を立案している。この中期計画の立案と評価の検証は、本学の教育理念、目的と照らして検証すると同時に、本学の理念・目的が社会のニーズに適合しているかどうか等の観点から、その適切性に関する検証を行っている。

〈看護学部〉

教授会、自己点検評価実施委員会等において、理念の適切性の検証を行い、2010(平成22)年の第8次新カリキュラム改訂の際に臨時で第8次カリキュラム検討委員会を発足し、目的等の検証を行った後、教務委員会において検証を継続している。

2017(平成29)年度には、将来構想推進協議会の中に学部カリキュラム検討部会を設け、将来を見据えた新たな学部カリキュラムのあり方についての検討、提言が行われた。

〈看護学研究科〉

研究科委員会、自己点検評価実施委員会等において、理念の適切性の検証を行い、研究科教務委員会において検証を継続している。

2017(平成29)年度には、将来構想推進協議会の中に大学院カリキュラム検討部会を設け、将来を見据えた新たな大学院カリキュラムのあり方についての検討、提言が行われた。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

〈大学全体〉

- ・大学・大学院案内、学生便覧、ホームページ、オープンキャンパスや外部の進学相談会等において、教職員、学生、受験生、社会一般の理解が図られてきている。それに伴い本学の特色や教育理念・目的等について聞かれる機会が増え、関心が高まっている。

②改善すべき事項

〈大学全体〉

- ・見直したアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーと合わせて本学の理念・目的のより一層の浸透を図る。

4. 2018(平成30)年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈大学全体〉

- ・平成31年度からの第三次中期計画の策定と並行して、本学の理念および目的の検証を行うと同時に、学外に向けて広報し、広く賛同者・支援者を求めていく。

②改善すべき事項

〈大学全体〉

- ・見直したアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーと合わせて本学の理念・目的のより一層の浸透を図る。

5. 根拠資料

- 1-1 日本赤十字看護大学学則
- 1-2 学校法人日本赤十字学園寄附行為
- 1-3 学生便覧(2017(平成29)年度)
- 1-4 日本赤十字看護大学諸規程集
- 1-5 履修の手引き(2017(平成29)年度)
- 1-6 日本赤十字看護大学組織分掌規程

- 1-7 第二次日本赤十字学園中期計画（2014(平成26)年度から2018(平成30)年度）
大学ホームページ <http://www.jrc.ac.jp/pdf/chukikeikaku-2.pdf>

第2章 教育研究組織

1. 2016（平成28）年度に策定した発展方策

①効果が上がっている事項

- ・これまでの取り組みを継続する。

②改善すべき事項

- ・国際交流センターの組織的な活動を充実させ、本学の教育研究における国際化を推進させる。

2. 現状の説明

(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

日本赤十字看護大学は、学校法人日本赤十字学園のもと、赤十字の理想とする人道の理念に基づき、1986年に看護学部看護学科が開設された。また、高度な看護専門職者育成を目的とした大学院看護学研究科修士課程が1993（平成5）年度に開設されたのに続き、大学院看護学研究科博士後期課程が1995（平成7）年度に開設された。2007（平成19）年度には、看護学研究科修士課程国際保健助産学専攻を設置し、修士課程で助産師（研究・実践）育成を開始した。さらに2014（平成26）年度には共同大学院博士課程共同災害看護学専攻が開設された。

日本赤十字看護大学は、赤十字学園理事会のもと経営会議、教授会、研究科委員会を置き、さらに諮問委員会、常置委員会、臨時委員会を置いている。それぞれの委員会活動に基づき、教授会、研究科委員会での協議のもと学長による決議の方法で教育研究組織の管理運営を行っている。2015（平成27）年度には常置委員会間の連携強化のため、各委員会を機能ごとに束ねるセンター（平成29年度現在：教学センター、学生支援センター、入試・広報センター、研究推進センター、図書館・情報センター、国際交流センター、地域連携・フロンティアセンター、危機管理センター）を設置し、センターの下で委員会活動を展開する形に管理運営機構を改めた。（資料2-1）なお、地域連携・フロンティアセンターは、知的・実践的な活動の社会還元を目的とし、センターの中でも特色を有している。

自己点検・評価の実施体制としては、10章で詳述するが、学長の下に自己点検評価委員会を設置し、学長、学部長、研究科長、事務局長、図書館長、学務部長を主な構成員としている。自己点検評価委員会には自己点検評価実施委員会および年報編集委員会をおき、毎年、年報（自己点検・評価報告書）を発行している（資料2-2、資料2-3）。自己点検評価実施委員会は各委員長が構成員となり、PDCAサイクルに沿った自己点検・評価を実際に推進している。教育研究組織の適切性についても毎年学部関連委員会および研究科委員会において検証を行っている。

2014（平成26）年度から2018（平成30）年度にわたる日本赤十字学園第二次中期計画をもとに、経営会議で大学の理念、目的に基づいた本学独自の中期計画を立案している。この中期計画の立案および評価のプロセスの検証は、本学の教育理念や目的と照らして検証する

と同時に、教育研究組織とその目的が社会のニーズに適合しているかどうか等の観点から、その適切性に関する検証を行っている。

また、教育専門科目、看護系科目群毎で、調整が必要な事項に関しては、教養・基礎教員連絡会、看護教授連絡会議で連絡・調整がされる。この後、教授会での協議を経て学長による決議に至っている。また教員が全員参加する教員会議があり、職位や領域を超えて情報の共有や意見交換を行っている。

看護専門科目の各領域に関する教員組織は、教授、准教授、講師それぞれ1~2名と定員を定めており、それぞれの領域定数は、助教及び助手を含めて5名から10名、教養教育科目および専門基礎科目に関しては、教授あるいは准教授、講師が、それぞれ1~3名と定めている（資料2-4）。

学科目制をとっていることにより、教育理念に即した演習・実習などによって協力体制をとることができている。

〈看護学部〉

1986(昭和61)年度に日本赤十字看護大学が設置された後、2005(平成17)年度に日本赤十字武蔵野短期大学と統合した。教育課程に則して、教養教育、外国語、専門基礎、基礎看護学、精神保健看護学、成人看護学、母性看護学、小児看護学、老年看護学、地域看護学、看護教育学、看護管理学、国際・災害看護学の教育研究組織としている。看護学部では、看護学を修めることによって、今日の医療保健分野における重要な人材である看護師並びに保健師の育成を行っている。

〈看護学研究科〉

修士課程には、看護学専攻に加えて、高度な実践力をもつ助産師育成を目的とする、国際保健助産学専攻が2007(平成19)年度に開設された。看護学専攻には、基礎看護学、成人看護学、小児看護学、母性看護学、老年看護学、精神保健看護学、地域看護学、国際・災害看護学、看護管理学、看護教育学の10領域があり、修士論文作成を最終目標とする研究を主としたコースのほかに専門看護師（以下、CNSという）育成のための実践コースとして、小児看護、精神看護、慢性看護、クリティカルケア看護、がん看護、老年看護に加え、2013(平成25)年度から災害看護のCNS教育課程を設置しており、多様な学習ニーズに対応できるようにしている。2015(平成27)年度からは、がん看護、小児看護、慢性看護、精神看護、老年看護、災害看護の6分野が38単位への移行の認定を受けるとともに、在宅看護の分野において38単位のCNS教育課程として新規に認定され、クリティカルケア看護分野を除いた7分野での38単位のCNS教育課程を開始した。なお、クリティカルケア看護においても、2017(平成29)年1月に、38単位のCNS教育課程への移行が認定された。このことにより、2017(平成29)年度からは本学で開講している8分野全てが38単位でのCNS教育課程となり、さらに、社会の要請に対応できる高度な実践力を有するCNS育成を行っている。

2013(平成25)年度に高知県立大学、兵庫県立大学、東京医科歯科大学、千葉大学との共同大学院が文部科学省「2012(平成24)年度博士課程教育リーディングプログラム」に採択され、2014(平成26)年度に共同大学院5年一貫制博士課程共同災害看護学専攻を開設した。看護学研究科では看護領域での指導者になる人材として、高度看護専門職者（助産師、CNSを含む）と教育・研究者および管理者の育成を行っている。いずれも社会からのニーズが高く、それに対応できるような高度な能力をもつ人材育成を目指している。

〈地域連携・フロンティアセンター〉

本学がこれまで蓄積してきた看護の知的・実践的な活動を社会に還元し、実践・教育・研究の3つを統合しながら、広く人々の心身の健康を維持向上させていくための場を提供するために、2005(平成17)年度に看護実践・教育・研究フロンティアセンター(平成28年度から名称を地域連携・フロンティアセンターに変更。以下、「フロンティアセンター」という)を設立した。フロンティアセンターの組織は、①研修部門、②研究・実践部門(地域連携部門)、③災害看護部門、④広報部門、⑤プロジェクト推進部門に大別されている。同センターの運営は、フロンティアセンター運営委員会にて検討されている。運営委員会の構成員はフロンティアセンター長、各部門リーダー、広報担当委員、1名以上の経営会議構成員及び事務局職員である。運営委員会では、①事業計画ならびに収支計画、収支決算、②各部門の事業運営、③将来構想に関する事項を審議する。運営に関わる財源は、原則として自主財源であり、専従の職員は雇用せず、事務局が兼担している。フロンティアセンターの組織、運用については規程に定められている(資料2-5、資料2-6)。

2013(平成25)年度より開始した広尾地区の保健医療福祉・教育が一体となってケアを創造するシステムとしての「ケアリング・フロンティア広尾」は5年目となり、日本赤十字社医療センター、日本赤十字社総合福祉センター、日本赤十字社助産師学校、日本赤十字社医療センター附属乳児院と協働の独立した組織として各プロジェクトを定着させている。災害看護支援活動のうち、武蔵野市地域防災活動は長年にわたる実績をもとに武蔵野市との協定を結び、多くの市民の方の参加を得て実施している。浪江町健康支援は2016(平成28)年度をもって日本赤十字社からの支援が終了となり、平成29年度からは本学だけで支援活動を行っている。認定看護師教育課程は2014(平成26)年度末をもって休講している。

(2)教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

〈大学全体〉

本学では、大学全体としては経営会議、学部は教授会、研究科は研究科委員会、各委員会には各センターが上位機関として置かれ、それぞれの組織の適切性について検証を行っている。2014(平成26)年度から、新たに教学マネジメント会議(IR部門含む)を設置し、大学の組織としての適切性を検証すべく、大学組織内外の情報収集に努め、経営・教育・研究の観点から検討している。

また、大学組織の課題や運用状況等は、各委員会での年度目標、活動内容、成果検証をもとに、自己点検評価実施委員会で大学での活動全体に関する検討を行っている。各委員会活動の次年度課題の明確化を図り、結果を年報にまとめる作業を通して毎年検証している。これらの結果をもとに、経営会議で大学全体の運営方針および年度計画、中期計画の立案を行っている。また将来構想推進委員会等の諮問委員会と連動し、運営方針や中長期計画の検証を行っている。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

- ・教育課程に即した教育研究組織になっていることで、設置目的の達成に相応しい組織体制である。

- ・フロンティアセンターの活動は発展的に展開しているので、設置目的に即した組織であるといえる。
- ・国際交流センターにおける活動により、大学間交流協定の締結による交流拡大等が着実に促進している。

②改善すべき事項

- ・教育研究環境の改善促進に向け、各センターが組織しているそれぞれの委員会のさらなる連携を進め、課題解決を図っていくことが必要である。

4. 2018(平成30)年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

- ・これまでの取り組みを継続する。

②改善すべき事項

- ・教育研究環境の改善促進に向け、各センターにおける委員会の連携を進める。

5. 根拠資料

- 2-1 平成29年度日本赤十字看護大学管理運営機構図
- 2-2 年報（大学ホームページ）
<http://www.redcross.ac.jp/disclosure/annualreport.html>
- 2-3 自己点検・評価報告書（大学ホームページ）
<http://www.redcross.ac.jp/disclosure/report.html>
- 2-4 2017（平成29）年度日本赤十字看護大学看護学部教員組織図
- 2-5 日本赤十字看護大学地域連携・フロンティアセンター規程
- 2-6 日本赤十字看護大学地域連携・フロンティアセンター運営委員会規程

第3章 教員・教員組織

1. 2016(平成28)年度に策定した発展方策

①効果が上がっている事項

〈大学全体〉

- ・FD・SD委員会は、各委員会が実施するFD・SDの年間計画を把握し、ポリシー・マップに照らして過不足がないかチェックし、教育・研究・大学運営のバランスのとれた能力開発のためのFD・SDを行う。

〈看護学部〉

- ・教員授業見学の対象科目を70名以上の履修者がいる必修科目で評定平均値の高い上位20科目に限定し、見学者の増加を図る。
- ・前年度の授業評価に対する学生の意見を調査し、学生の意見をもとに改善点を検討する。
- ・実習評価は1年次から4年次までの完全実施を達成する。

〈看護学研究科〉

- ・全講義科目を対象とする授業評価を継続し改善点を検討する。

②改善すべき事項

〈大学全体〉

- ・FD・SDポリシー・マップに基づき年度当初に年間の体系的なFD・SD計画を作成し、実施、評価、改善のPDCAサイクルを確実に実施する。これにより大学基準協会から指摘を受けた努力課題の解決を図っていく。
- ・2017(平成29)年度のSD義務化に対応して、教職員全員の能力向上のためのFD・SDを充実させる。

〈看護学部〉

- ・「授業評価アンケート」の名称を「授業改善アンケート」と変更するとともに、自由記載の質問内容を授業改善への意見を促す表現に変更する。
- ・年度初めのガイダンスにおいて、授業評価の目的などの周知を図るとともに、授業改善に関係しないコメントは書かないように注意喚起する。(学生コメント全文を図書館で公開する冊子体は廃止し、評価項目ごとの平均値と学生コメントに対する教員コメントは従来とおりホームページでPDF版を公開する)。
- ・授業アンケートの回答率を上げるため、ポスター等による広報や未回答学生へメール等による協力依頼を行う。
- ・授業見学実施要領を検証し、必要な改善を図り、見学者の増加につなげる。

〈看護学研究科〉

- ・授業評価の対象を全科目に拡大したことに対する教員や院生の意見の調査結果をもとに改善点を検討する。

2. 現状の説明

(1)大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

〈大学全体〉

大学として求める教員像は、2013(平成25)年度に明文化された「選考したい教員像」にまとめられている(資料3-1)。具体的には、教育の理念並びに目的・目標を十分理解し、人道の理念に基づいた教育実践ができる人、同時にそれぞれの専門分野における高い研究能力を有している人、さらに地域貢献等に関する役割を果たし、大学運営の観点から、積極的な役割を果たすなど組織に貢献できる人である。また日本赤十字看護大学は、大学院博士後期課程まで有する組織であるため、教授、准教授の採用や昇格に際しては、博士後期課程の教育や研究を担うことができることが要件となっている。

上記における教員の資質等を反映させるものとして、職位の資格要件を定めている(資料3-2)。教授・准教授・講師・助教・助手、それぞれの職位に、求められる教員の教育・研究業績、資質等を規程で定め(資料3-3)、かつ職位の昇格基準に関する規程(資料3-4、資料3-5)もある。こうした規程は諸規程集にまとめられ、全教員に配付されている。新任教員に対しては、着任時のオリエンテーションで学長からの講話等で周知されている。

看護専門科目の教員組織の編成方針は、原則として教授1名、准教授、講師各1~2名とし、これに演習・実習を含む担当科目時間数に応じて、助教あるいは助手を2~5名としており、教養教育科目および専門基礎科目の教員組織の編成方針は、教授あるいは准教授1~3名としている(資料3-6)。

上記の編成方針に従い教員組織を編成し、学長が年度始めに経営会議および教授会・研究科委員会(資料3-7、資料3-8)でその結果を報告し、名簿を公表する。またホームページや学生便覧などでも教員組織を公表している。なお、各領域における教員編成においては、年齢構成および人数等に偏りがないう配慮した組織編成となっている(資料3-9)。

〈看護学部〉

学部の教員組織は、上記で述べたように教養科目群、看護専門科目群毎に必要な教員人数が定められ配置されている。2017(平成29)年度現在で、学部の教員の総人数は学長を含み66名となっている(表3-1)。66名には共同災害看護学専攻教員2名、特任教授2名、特任准教授1名、保健室担当教員1名を含んでいる。総数以外は名誉教授9名、客員教授4名、非常勤講師は62名となっている。非常勤講師は主に教養・外国語科目の授業を担当している。

〈看護学研究科〉

研究科の教授・准教授は学部と兼務の編成方針であり、研究科組織は原則的には教授1名、准教授1名と組織の編成方針を定めている。大学院設置基準に規定されている各専攻の教員を配置している。また、CNS教育分野では各コースに専任教員が2名必要であるという日本看護系大学協議会における教育機関認定上の条件により、講師を配置している。

2017(平成29)年度は、研究科の教員総数は44名である(表3-2、表3-3、表3-4、表3-5)。44名には共同災害看護学専攻教員2名、特任教授2名、特任准教授1名を含んでいる。看護学専攻は全員が学部との兼務であり、国際保健助産学専攻は、全教員12名中専任教員は7名である。また、非常勤講師は79名であり、主にCNS教育分野、助産学分野等の専門に特化した授業を担当している。

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

〈大学全体〉

本学には看護学部看護学科および大学院看護学研究科（修士課程および博士後期課程）が設置されており、教員には学位取得者を中心に高い教育・研究能力をもつことが求められる。教員選考基準規程には職位毎に要件が示されており、それに照らし合わせて適切な人材を配置している。その結果、博士号取得者など専門能力の高い教員が38名配置されている。講師および助教、助手も学部で質の高い教育を行えるよう研究実践だけでなく、豊富な臨床経験を持っている教員を配置している。

また、実習科目や演習科目においては、質の高い教育を行うために、ティーチング・アシスタント(TA)制度を設けている。大学院修士課程および博士後期課程の院生をTAとして任用しているほか、実践経験があり本学の理念に基づいた教育方針を理解している看護師・保健師を非常勤助手として配置している。さらに、実習病院の教育担当副部長や、CNS等、臨床実践能力の高い看護専門職を臨床教授・臨床准教授・臨床講師等に任命し、臨床との連携を強化し実習教育体制の充実化を図っている。

〈看護学部〉

看護学部看護学科の教育研究組織は、教養教育科目・専門基礎科目・看護専門科目から構成されている（表3-1）。大学設置基準によって定められた必要数を満たしている。現状では教員一人当たり学生約9名である。

表3-1 2017(平成29)年度 看護学部 教員組織

科目区分		職 位				
		教授	准教授	講師	助教	助手
教養教育		2				
外国語		1		1		
専門基礎		3				
看護 専 門	基礎看護学	2	2	2	3	
	精神保健看護学	1	1	2	1	
	成人看護学	2	2	1	2	1
	母性看護学	1	3	3	3	
	小児看護学	1	1	1	2	
	老年看護学	1	1	1	2	
	地域看護学	1	2	1	1	
	看護教育学	1	1			
	看護管理学	1	1			
	国際・災害看護学	1		1	2	

〈看護学研究科〉

看護学研究科博士後期課程には看護学専攻、修士課程には看護学専攻と国際保健助産学専攻、共同大学院博士課程（共同災害看護学専攻）があり、それぞれの教員組織体制をもつ（表3-2、表3-3、表3-4、表3-5）。大学院設置基準によって定められた必要数を満たしているだけでなく、本学では、それぞれの専門領域で高度な実践を遂行できる能力を有し、博士号を有する研究教育能力の高い教員を多く配置している。博士後期課程の定員数を平成30年度から増加したことに伴い、博士後期課程の教員数を増やしている。

表3-2 2017(平成29)年度 看護学研究科・修士課程看護学専攻 教員組織

領域	職位	教授	准教授	講師・助教
基礎看護学 がん看護学		2	2	
小児看護学		1	1	1
成人看護学		2	2	
老年看護学		1	1	
精神保健看護学		1	1	2
地域看護学		1	2	
看護教育学		1	1	
看護管理学		1	1	
国際・災害看護学		3		3
共通		6		

表3-3 2017(平成29)年度 看護学研究科・修士課程国際保健助産学専攻 教員組織

専/兼	職位	教授	准教授	講師・助教
専任		1	3	3
兼任		4	1	

表3-4 2017(平成29)年度 看護学研究科・博士後期課程 教員組織

領域	職位	教授	准教授
基礎看護学		2	2
母性看護学		1	2
小児看護学		1	1
成人看護学		2	1
老年看護学		1	1
精神保健看護学		1	1
地域看護学		1	2
看護教育学		1	
看護管理学		1	
国際・災害看護学		1	
共通		2	

表3-5 2017(平成29)年度 共同大学院博士課程（共同災害看護学専攻） 教員組織

領域	職位	教授	准教授
共同災害看護学		1	1

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

〈大学全体〉

教員の募集については、公募制を採用しており、本学ホームページおよび独立行政法人科学技術振興機構の研究者人材データベースにおいて公募している。応募者は公募数を超えていることが多く、特に教養系科目の非常勤教員の選考については高い倍率となっている。

教員の採用・選考・昇格等については、学校教育法・大学設置基準・大学院設置基準に定める教員の資格要件等に基づき、「教員選考規程」「教員選考規程細則」「教員選考基準規程」「教員業績基準の申合せ」「教員昇格内規」（資料3-10、資料3-2、資料3-3、資料3-4、資料3-5）を定め、それに則って教員選考委員会で選考を行い、教授会もしくは研究科委員会で審議、学長が最終的な決定を行っている。2010(平成22)年度から学部と研究科それぞれの関連規程の構成（選考規程、選考規程細則、選考基準規程）を統一し、2014（平成26）年11月には業績基準を改廃して運用の基準の一本化を実施するなど、教員の採用、昇格に関わる教員選考のプロセスがより明確で厳密となっている。

学部長、研究科長、図書館長、学務部長の候補者の各選考規程を見直し、2015(平成27)年度から旧規程を廃止し、新たな規程を施行した。

〈看護学部〉

教員選考に関わる一連の諸規程に基づき、経営会議および教授会にて教員選考にかかる領域・職位の審議を経て、教員選考委員会を設置する。教員選考委員会は、公募案の審議、応募者の書類選考、面接を行う。その結果を報告書として提出し、教授会、研究科委員会で審議し、学長が決定する。

また、特別任用教員、臨床教授、客員教授においては、「特別任用教員内規」、「臨床教授等に関する規程」、「臨床教授等の運用に関する申合せ」、「客員教授規程」に基づき、教授会の審議を経て、学長が決定する（資料3-11、資料3-12、資料3-13、資料3-14）。

〈看護学研究科〉

教員選考に関わる一連の諸規程に基づき、経営会議での審議の後、修士課程の教員については研究科教授会、博士後期課程の教員については博士後期課程教授会にて教員選考委員会を設置する。教員選考委員会は公募案の作成、応募者の書類選考、面接を行い、人事選考結果の報告書を作成する。人事選考の結果は研究科教授会もしくは博士後期課程教授会にて審議・投票が行われた後、学長が決定し、研究科委員会で報告される。

(4)教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

〈大学全体〉

本学では、FD・SD委員会規程に則り、2012(平成24)年にFD・SD委員会を設置した。これ以前は、FD・SD委員会のほか各委員会や事務局等の主催によるFD・SD活動が行われてきた。しかし、FD・SDとして行われる講演会や研修会も多岐にわたるようになり、日程や内容の調整が難しくなってきたため、全学的にFD・SDの体系化・組織化を図る目的で、FD・SD委員会でFD・SDポリシーとFD・SDマップを2013(平成25)年度に策定した。以後、FD・SDポリシー・マップに基づき、FD・SD委員会が各委員会や事務局などと協力しながら、教育・研究・大学運営に関する各種のFD・SD活動を統括している。

2017(平成29)年度は、前年度に継続して大学基準協会の大学評価で指摘された努力課題に取り組むために、導入した教員授業見学制度をさらに拡大すること、教育方法・内容の改善のためのFDを学部と研究科でそれぞれ実施したこと、2017(平成29)年度のSD義務化に対

応して、教職員全員の能力向上のためのFD・SDを実施したことがあげられる（資料3-15）

学生による授業評価アンケートは「授業改善アンケート」と名称を変え、自由記載の質問内容を変更した。年度初めのガイダンスにおいて、授業評価の目的などの周知を図るとともに、授業改善に関係しないコメントは書かないように注意喚起した。学生コメント全文を図書館で公開する冊子体は廃止し、評価項目ごとの平均値と学生コメントに対する教員コメントは従来とおりホームページでPDF版を公開するように変更した。また、授業アンケートの回答率を上げるため、ポスター等による広報や未回答学生へメール等による協力依頼を行い、アンケートの回答時間を十分に確保するように各教員に依頼をした。

昨年度から開始した授業見学については、原則各教員が1回は授業見学を行うように要請をした。

教員の教育研究業績・社会的活動に関する報告書は、例年同様、全教員に対して年度末に学内教職員共有フォルダ（通称「Sファイル」）に提出してもらった。また、2014(平成26)年度から実施している教員の自己評価による勤務評価表は、年度末までに学部長に提出し、他者評価を実施し、必要時は領域教授による面談を行った。

〈看護学部〉

2017(平成29)年度に実施したFD・SDは表3-6のとおりである。2017(平成29)年度からのSD義務化に対応するために、障がい学生支援、アンガーマネジメント研修、人権倫理に関する研修を実施した。

学生による授業評価アンケートは、すべての授業科目（講義・演習）についてWeb方式で実施し、その結果をホームページ（PDFファイル）で公表した（資料3-16）。

2016(平成28)年度から開始した授業改善を進めるための授業見学については、授業評価の数値が高い科目だけでなく、各自が見学したい授業についても担当教員の同意を得られれば可能とし、原則各教員が1回は授業見学を行うように要請をした（資料3-17）。

実習評価アンケートは、全ての実習で完全実施となり、公表を行った。

表3-6 2017(平成29)年度実施FD・SD一覧（看護学部）

開催日	テーマ（主催）
4月20日	研究を語る会（研究推進委員会）
5月24日	アンガーマネジメント研修（FD・SD委員会）
5月25日	タキソノミーを試験問題作成に応用する（FD・SD委員会）
6月1日	キャンパス・ハラスメント防止のために（人権・倫理委員会）
6月29日	看護の倫理研究における倫理について（研究倫理審査委員会）
8月7日	障がい学生のニーズと修学支援（障がい学生支援委員会） 大教室授業で秩序を保つ工夫（FD・SD委員会）
8月25日	研究助成金申請書の書き方（研究推進委員会）
9月28日	学部入試面接員スキルアップ研修（入学者選抜委員会）
11月30日	有事と赤十字（FD・SD委員会）
3月19日	看護学教育モデル・コアカリキュラム（FD・SD委員会）

〈看護学研究科〉

2017(平成29)年度に実施したFD・SDは表3-7のとおりである。高度実践能力を目指す実習

についてのディスカッションを気軽なカフェ方式で実施した。

2016(平成 28)年度から全講義科目で実施している大学院生による授業評価アンケートは、web 方式で実施した(非常勤講師担当科目を含む。各専門領域の特別研究・演習・実習は含まない)。結果の公表については、ホームページにおいて学期ごとの全体集計結果のグラフを一般公開し、学内専用ページで学期ごとの全体集計結果のグラフのほか、各科目の学生コメントに対する教員コメント(改善策など)を在学生向けに公開した。

表3-7 2017(平成29)年度実施FD・SD一覧(看護学研究科)

開催日	テーマ	対象者	主催
11月24日	第1回大学院ファカルティ・カフェ「高度実践能力向上を目指す実習について語ろう Part1」	(FD・SD委員会、研究科教務委員会)	
2月21日	第2回大学院ファカルティ・カフェ「高度実践能力向上を目指す実習について語ろう Part2」	(FD・SD委員会、研究科教務委員会)	

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

〈大学全体〉

- ・FD・SD委員会が、各委員会などの実施するFD・SDの年間計画を把握し、ポリシー・マップに照らして過不足がないかチェックし、教育・研究・大学運営のバランスのとれたFD・SDを行う体制が整備されている(資料3-18)。
- ・FD・SD参加者アンケート結果から判断すると、いずれも満足度は高く、教職員の能力向上に役立っている(資料3-19)。

〈看護学部〉

- ・授業改善に生かすための教員授業見学を開始した結果、見学を行った教員の授業改善の意欲が高まった(資料3-20)。
- ・学生による授業評価の自由記載欄に教員に対する誹謗中傷的表現については少なくなっている。
- ・2013(平成 25)年度から学年進行で段階的に拡大してきた学生による実習評価であるが、2016(平成 28)年度で4年次の実習の試行実施が終了し、2017(平成 29)年度は4学年すべての実習で完全実施となった。なお、実習指導の結果は、教員と実習施設の担当者として行う実習連絡会議等の場を利用し、実習指導の改善に役立つ内容を実習施設の担当者へもフィードバックしている。

〈看護学研究科〉

- ・授業評価の対象を全講義科目で実施した(資料3-21)。
- ・気軽に意見交換ができる大学院FD(ファカルティ・カフェ)により、今年度は実習に特化して教育改善に取り組むモチベーションを高めることができている(資料3-22)。

②改善すべき事項

〈大学全体〉

- ・Web方式での回答にしたことで授業改善アンケートの回収率が低くなっている点に対して改善を図る必要がある。

〈看護学部〉

- ・授業改善アンケートを Web 方式にして回答率が減ったため回答率を上げるための対策を講じる。
- ・教員授業見学者については、1年目より増えているが、授業見学者数を増やすための改善策を検討し実施する。

〈看護学研究科〉

- ・現在、教授のみが大学院生の正研究指導教員を担当しており、学生数が増加している現状において、先々を見据えつつ指導体制の充実を検討する必要がある。そのために教員選考基準についての見直しを図ることが必要である。
- ・ファカルティ・カフェによって明らかになった課題を具体的に検討する必要がある。

4. 2018(平成30)年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈大学全体〉

- ・FD・SD 委員会は、各委員会が実施する FD・SD の年間計画を把握し、ポリシー・マップに照らして過不足がないかチェックし、教育・研究・大学運営のバランスのとれた能力開発のための FD・SD を行う。

〈看護学部〉

- ・教員授業見学の対象科目を 70 名以上の履修者がいる必修科目で評定平均値の高い上位 20 科目に限定していたが、更なる見学者の増加を図るため、教員授業見学実施要領を見直し、多忙な教員が参加しやすい柔軟な運用を検討する。
- ・前年度の授業評価に対する学生の意見を調査し、学生の意見をもとに改善点を検討する。
- ・実習評価は 1 年次から 4 年次までの完全実施を継続する。

〈看護学研究科〉

- ・指導体制の充実のため、大学院生の正研究指導教員を准教授以上に拡大していく。

5. 根拠資料

- 3-1 本学で選考したい教員像
- 3-2 日本赤十字看護大学教員選考規程細則
- 3-3 日本赤十字看護大学教員選考基準規程
- 3-4 日本赤十字看護大学教員業績基準の申合せ
- 3-5 日本赤十字看護大学教員昇格内規
- 3-6 2017(平成29)年度日本赤十字看護大学看護学部教員組織図
- 3-7 日本赤十字看護大学教授会規程
- 3-8 日本赤十字看護大学看護学研究科委員会規程
- 3-9 大学ホームページ
大学情報の公表 <https://www.redcross.ac.jp/about/disclosure/announcement>
I 教育研究活動等の状況についての情報 (2) 教育研究上の基本組織に関すること
- 3-10 日本赤十字看護大学教員選考規程
- 3-11 日本赤十字看護大学特別任用教員内規

- 3-12 日本赤十字看護大学臨床教授等に関する規程
- 3-13 日本赤十字看護大学臨床教授等の運用に関する申合せ
- 3-14 日本赤十字看護大学客員教授規程
- 3-15 日本赤十字看護大学 FD・SD ポリシー・マップ
- 3-16 本学ホームページ 2017(平成 29)年度前期授業評価結果
- 3-17 教員授業見学実施要領
- 3-18 2017(平成 29)年度開催予定全学 FD 一覧
- 3-19 FD 参加者アンケート結果
- 3-20 教員授業見学リフレクションペーパー
- 3-21 本学ホームページ 大学院看護学研究科修士課程学生による授業評価（アンケート調査）について
- 3-22 大学院 FD 参加者アンケート結果

第4章 教育内容・方法・成果

第4章では、卒業認定・学位授与の方針をディプロマ・ポリシー（以下DP）、教育課程編成・実施の方針をカリキュラム・ポリシー（以下CP）、入学者受入れの方針をアドミッション・ポリシー（以下AP）と表記する。

第1節 教育目標、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針

1. 2016(平成28)年度に策定した発展方策

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・改正したDP、CPの周知徹底のため、教職員を対象としたFDを開催する。
- ・改正したDPに沿ったカリキュラム・マップの見直しを行う。
- ・DP、CPについては、今後も定期的に評価検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

〈看護学研究科〉

- ・研究科担当教員対象のFDを開催し、改定したDP、CP、APの周知を図る。
- ・大学院生へは、新年度ガイダンスで、教育目標、改定したDP、CPについて説明する時間を確保する。
- ・社会への公表としては、本学ホームページ及び大学・大学院案内にて、改定したDP、CP、APを速やかに公表し、周知に努める。
- ・教育評価アンケート（在学生・修了生対象のDP、CPに関する達成度調査）結果をもとに、教育目標、DP、CPの内容、及びその適切性について、今後も定期的に検証する。また、改定したDP、CPと関連したカリキュラムの検討を図る。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・DP、CPと各教科の内容、目標を関連付けて提示できるための検討を行う。
- ・DP、CP修正と学年配当変更に伴うカリキュラム・マップの見直しを早い時期に行い、定期的に評価改善を行っていく。

〈看護学研究科〉

- ・受験生に本大学院のDP、CPを周知する。具体的には、入試ハンドブックに、DP、CPは本学ホームページ及び大学・大学院案内にて公表していることを掲載する。
- ・専門看護師38単位教育課程の修了生（修士2年生）の教育評価アンケート結果が初めて明らかになるため、集計結果をもとに、教育目標、DP、CPの適切性を検討する。
- ・論文博士の学位申請は、2017(平成29)年度から受付を休止する。本学ホームページにて広く周知徹底をはかり、不利益を被る者がでないように配慮する。

2. 現状の説明

(1)教育目標に基づき学位授与の方針を明示しているか。

〈大学全体〉

教育目標に基づき DP を定め、本学ホームページ、大学・大学院案内、履修の手引き、学生便覧に明示している。

〈看護学部〉

看護学部では、DP（学位授与方針）として 8 つの力を定めている：「Ⅰ．関係を築く力」「Ⅱ．擁護する力」「Ⅲ．実践する力」「Ⅳ．探究する力」「Ⅴ．連携する力」「Ⅵ．成長する力」「Ⅶ．国際貢献する力」「Ⅷ．変化を生み出す力」。このうち、Ⅰ～Ⅵを中核となる力、Ⅶ～Ⅷを発展的な力とした。さらに、適正な事後評価の実施に向け、学生が到達度を判断しやすい表現を考慮し、文部科学省（2011 年）で示された学士教育課程においてコアとなる看護実践能力と卒業時到達目標も参考に具体的な表現へと修正した。これらの 8 つの力は、学生便覧（資料 4-1-1）、履修の手引き（資料 4-1-2）、看護学部ホームページ（資料 4-1-3）、大学・大学院案内（資料 4-1-4）に明示している。なお、2014（平成 26）年度に学生便覧について再構成し、「履修要項」の項目をシラバスに移行し、2015（平成 27）年度から「履修の手引き/シラバス」として、この中にも教育目標、DP、CP を明示するようになった。2016（平成 28）年度は、教育目的・教育目標をふまえ、CP と科目群との構成・構造について説明を加え、関連を示した。これらは、AP との関連もふまえ、履修の手引き（資料 4-1-2）や看護学部ホームページ（資料 4-1-3）に明示している。

〈看護学研究科〉

a. 修士課程、博士後期課程

教育評価アンケート結果をもとに、DP の評価を行い、修士課程入学から修了に至るまで、さらに修士課程と博士後期課程の一貫性のある教育目的、教育目標、DP、CP、AP とするべく、2017（平成 29）年度から DP を改定し、その方針を大学院ホームページ（資料 4-1-5）や大学・大学院案内（資料 4-1-4）に明示している。

修士課程の DP は、専攻ごと（看護学専攻と国際保健助産学専攻）に細分化した。

b. 博士課程共同災害看護学専攻（DNGL）

高知県立大学、兵庫県立大学、千葉大学、東京医科歯科大学、本学の 5 大学院が設立した 5 年一貫制博士課程の共同大学院で、災害看護グローバルリーダー養成プログラム（DNGL）を実施している。教育目標は、「求められている災害看護に関する多くの課題に的確に対応し解決できる、学際的・国際的指導力を発揮するグローバルリーダーとして高度な実践能力を有した災害看護実践者並びに災害看護教育・研究者を養成すること」である。これに基づき DP を定め、明示している。

(2)教育目標に基づき教育課程の編成・実施の方針を明示しているか。

〈大学全体〉

教育目標に基づき CP を定め、本学ホームページ、大学・大学院案内、履修の手引き、学生便覧に明示している。

〈看護学部〉

本学のカリキュラムは、前述の DP や教育目的・目標の実現をめざし、看護専門職として基礎的な内容から専門的・応用的な内容にわたる学習段階を重視したカリキュラム構造としている。特に、基礎的な学習においては、学生一人ひとりの個別性に応じた丁寧な教育を実施し、学習段階が進む中で、常に人道（Humanity）を実現するための看護の原点に立ち返

って探求できるらせん型のカリキュラムとしている。さらに、学生の自律的・創造的な力を強化するために、自己学習を促進するようなゆとりのあるカリキュラムとし、より応用的・発展的な学習を選択的に履修できるような科目設定をしている。具体的には、基礎科目群と看護専門科目群の2つの科目群によって構成し、バランスを配慮したカリキュラム構造としている。

これらについては、CPとして、看護学部ホームページ（資料4-1-3）、大学・大学院案内（資料4-1-4）への掲載を継続している。2014（平成26）年度にはDPと各科目を関連付けてカリキュラム・マップを作成し、2015（平成27）年度にホームページに掲載し公表を行っている。また、作成したカリキュラム・マップの再構築に向けて、継続して協議している。2016（平成28）年度は3つのポリシーの見直しに伴い、CPは学修方法・学修過程のあり方を多様な学生が理解できるよう具体的な表現にて掲載しており、DPに基づく学年配当の変更に伴い、授業科目一覧を入学年度別に履修の手引き（資料4-1-2）に掲載している。

〈看護学研究科〉

a. 修士課程、博士後期課程

教育評価アンケート結果をもとに、CPの評価を行い、修士課程入学から修了に至るまで、さらに修士課程と博士後期課程の一貫性のある教育目的、教育目標、DP、CP、APとするべく、2017（平成29）年度からCPを改定し、その方針を明示している。

修士課程のCPは、専攻ごと（看護学専攻と国際保健助産学専攻）に細分化した。

b. 博士課程共同災害看護学専攻（DNGL）

災害看護グローバルリーダー養成のために、教育目標に基づきCPを定め、明示している。

(3)教育目標、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針が大学構成員（教職員及び学生等）に周知され、社会に公表されているか。

〈大学全体〉

教育目標、DP、CPは、下記の方法で、大学構成員に周知し、社会に公表している。

教職員	①FDで説明 ②履修の手引き、学生便覧に掲載
学生	①新年度ガイダンスで説明 ②履修の手引き、学生便覧に掲載
社会	本学ホームページ、大学・大学院案内に掲載

〈看護学部〉

看護学部の教育目的・教育目標、DP、CPは、ホームページ、大学案内等に掲載し社会に公表している。特に、入学を希望する高校生やその保護者等には、オープンキャンパスの機会を用いて説明している。大学構成員に対しては、教授会・教員会議等を通じて適宜、共通理解を図っており、カリキュラム等が大幅改定される際にはFD・SDを開催して周知している。学生への周知として、従来は学生便覧に掲載していたが、2015（平成27）年度より履修の手引き/シラバスにも掲載し、新年度のガイダンスにて説明することで一層の浸透を図っている。2016（平成28）年度は、3つのポリシー見直しと学年配当の変更などに伴う公表内容の修正を行った。2017（平成29）年度は、DPとカリキュラムの対応についての一層の周知を図るべく、Webシラバスシステムのカスタマイズについて検討を行っている。

〈看護学研究科〉

2017（平成29）年度は改定したDP、CP、APの周知をさらに強化する必要がある。研究

科担当教員対象にFD「ファカルティ・カフェ」を2回実施し、大学院の教育目標、DP、CP、APについて共有・理解する場を設けた。(資料4-1-6)

(4)教育目標、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

〈大学全体〉

教育課程の編成見直しのため、2017(平成29)年5月から2018(平成30)年3月末まで将来構想推進協議会のもと学部カリキュラム検討部会と大学院カリキュラム検討部会が、各々の教育課程及び科目の再編を検討した。(資料4-1-7)

〈看護学部〉

2010(平成22)年度に立ち上がった第8次カリキュラム検討委員会による検討の結果、2012(平成24)年度に改定されたカリキュラムが2015(平成27)年度に完成年度を迎えた。教育の成果に対する評価を明らかにするため、2013(平成25)年度より毎年在校生を対象に、隔年で卒業生を対象に、隔年で就職先の管理者を対象に、自己および他者による教育評価調査を継続して実施している。2015(平成27)年度はその結果をもとに、DPやCPなどの観点から本学の教育の課題について議論・共有することをねらいとして全教員によるFDワークショップを開催し、教員の意見を集約した。これらをもとに、カリキュラム全体の評価と一層の改善を図るため、2014(平成26)年度設置の教学マネジメント会議と教務委員会プロジェクトが定期的に検証を行い、改善策について検討を行っている。

〈看護学研究科〉

2016(平成28)年度在学生と2013(平成25)年度・2014(平成26)年度修了生を対象とした教育評価アンケート(2017(平成29)年1月～4月に実施)結果をもとに、教育目標、DP、CPについて継続的に検討した。(資料4-1-8)

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・DP、CPについて、学士力をふまえ、その構成や表現を検討し変更を行った。ポリシーをより分かりやすい表現とし、履修の手引きなどに記載することで、教員および学生全体へポリシーの浸透が図られ意識が高まった。
- ・一部科目の学年配当の変更を実施した。これにより、教育目標に沿って段階を踏んだ学修の展開が可能となった。効果については継続した評価が必要である。

〈看護学研究科〉

教育評価アンケート結果に基づく、DP、CPの評価を継続的に実施し、改善につなげることができている。

修士課程看護学専攻2年生は、専門看護師教育課程を38単位に移行してから初めての修了生であった。DPに関する達成度(能力を身につけているか)について「強くそう思う」「そう思う」と回答した者が60%以上の項目は、下記4項目であった。この結果からは、高度実践家を目指す人のための教育目標、教育課程編成・実施について一貫性があるものと評価できる。(資料4-1-8)

- ①DP1：看護実践における課題を幅広い視点から分析できる能力
- ②DP2：根拠に基づいて、看護実践における課題に対応できる能力
- ③DP3：倫理的な課題を幅広い視点から分析できる能力
- ④DP4：人間の尊厳と権利を擁護する能力

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・DP、CPの変更により、カリキュラム・マップとの整合性をもたせる必要がある。
- ・学生がDP、CPを一層理解し関連付けながら履修計画をたて自律して学べるよう、今後はシラバスにポリシーとの関連を示すなどの整備が必要である。

〈看護学研究科〉

修士課程看護学専攻在学生の教育評価アンケート結果では、研究に関する能力を身につけているかについて「強くそう思う」「そう思う」と回答した者が60%未満であった。この結果からは、研究・教育能力を高めるような科目編成を検討する必要があると考えられる。研究・教育者を目指す人と高度実践家を目指す人のために、科目編成の差別化を検討することが課題である。(資料4-1-8)

4. 2018(平成30)年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・改正したDP、CPの周知徹底のため、教職員を対象としたFDを開催する。
- ・改正したDPに沿ったカリキュラム・マップの見直しを行う。
- ・DP、CPについては、今後も定期的に評価検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

〈看護学研究科〉

教育評価アンケート結果をもとに、教育目標、DP、CPの内容、及びその適切性について、今後も定期的に評価検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・DP、CPと各教科の内容、目標を関連付けて提示できるための検討を行う。
- ・DP、CP修正と学年配当変更に伴うカリキュラム・マップの見直しを早い時期に行い、定期的に評価改善を行っていく。

〈看護学研究科〉

大学院カリキュラム検討部会が、修士課程の教育課程編成を研究・教育者育成と高度実践家育成に分けて検討した。さらに、博士後期課程は、修士課程との連続性・一貫性のある教育課程となるように科目編成を検討した。2018(平成30)年3月27日に全教職員向けに最終報告を行い、大学院カリキュラム検討部会は終了した。この報告を受けて、教育課程及び科目の再編は、研究科教務委員会で引き続き検討することとなった。(資料4-1-7)

5. 根拠資料

- 4-1-1 学生便覧 (2017(平成 29)年度)
- 4-1-2 履修の手引き (2017(平成 29)年度)
- 4-1-3 看護学部ホームページ
<https://www.redcross.ac.jp/faculty/policy>
- 4-1-4 大学・大学院案内
- 4-1-5 大学院ホームページ
<https://www.redcross.ac.jp/graduate/policy>
- 4-1-6 大学院FD「ファカルティ・カフェ」実施報告書
- 4-1-7 学部カリキュラム検討部会最終報告書・大学院カリキュラム検討部会最終報告書
- 4-1-8 大学院教育評価に関する調査報告書 (2017 年度)

第2節 教育課程・教育内容

1. 2016(平成 28)年度に策定した発展方策

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・完成年次を迎えた 2012(平成 24)年度開始カリキュラムの現状評価を、2015(平成 27)年度に設置したワーキンググループで行うことにより、早急に取り組むべき課題が明確になり、学年配当の一部変更など 2016(平成 28)年度より改善にむけた対処が可能となった。

〈看護学研究科〉

- ・修士課程看護学専攻 2015(平成 27)年度開始教育課程(専門看護師(以下、「CNS」と表記) 38 単位教育課程含む)の進捗状況の確認や評価について、引き続き検討する。
- ・博士後期課程 2014(平成 26)年度開始教育課程の科目再編に関する評価を、引き続き検討する。
- ・大学院生の英語力の強化、国際交流を進めるため、グラスゴー・カレドニアン大学サマースクールプログラム、学内TOEFL試験を開始する。
- ・大学院生の英語力の強化のため、引き続きGlen客員教授によるコンサルテーションの機会を設ける。
- ・クリニカル・ナース・リーダー(以下、「CNL」と表記)指導者育成研修を実施し、国際レベルの臨床実践の質改善におけるリーダーシップ能力の強化を図る教育内容を検討する。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・DP と各科目の教授-学習内容とをより関連づけ、自己学習の向上と学習支援を促すシラバスの充実を検討する。
- ・完成年次を迎えたカリキュラムについて、高大連携の観点を取り入れカリキュラム全体の適切性に関する評価を引き続き行い、カリキュラム改正も視野に入れ発展的な改善案を提示し、議論していく。

- ・編入生と学部生の保健師教育課程選抜方法を見直す。

〈看護学研究科〉

- ・修士課程看護学専攻教育課程（CNS38単位教育課程含む）は、カリキュラムの過密化、修士論文の質担保の困難さ等の課題があるため、今後カリキュラム検討部会を立ち上げ、具体的対策を検討していく必要がある。
- ・博士後期課程の科目再編に関して、研究方法に関する科目内容の重複、リーダーシップを発揮できる能力を養うための科目の充実、共通科目とコースワークのつながりの明確化等の課題について、今後カリキュラム検討部会を立ち上げ、具体的対策を検討していく必要がある。

2. 現状の説明

(1)教育課程編成・実施の方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

〈大学全体〉

本学は、看護学部と看護学研究科のCPに基づき、体系的なカリキュラムを編成し、必要十分な授業科目を開講している。教育課程の編成の適切性の検証については、毎年、教学マネジメント会議において、教育課程全体の評価をしながら方針を出し、教務委員会、研究科教務委員会で具体的な内容について検討し、改善すべき項目については、教授会、研究科委員会での審議を経て行っている。また、大幅なカリキュラム改訂を行う場合には、学長諮問によるカリキュラム検討委員会を立ち上げて検討を行い、経営会議および、教学マネジメント会議、教授会での審議を経て、改訂を行っている。学則変更が必要な場合には、学園本部の理事会での審議を経て行っている。

学部と研究科の教育課程の編成の現状は以下の通りである。

〈看護学部〉

2012(平成24)年度導入の新カリキュラムは、2011(平成23)年の保健師助産師看護師学校等養成所指定規則（以下、指定規則）の改正に伴い、第8次カリキュラム検討委員会での検討に基づいて作成し、教務委員会、教授会、経営会議の検討を経て、2011(平成23)年10月に文部科学省に申請を行い、2012(平成24)年1月に承認された。2012(平成24)年度新カリキュラムは、従来の科目編成方針を踏襲し、基礎科目群と看護専門科目群から構成されているが、指定規則の改正に伴い、保健師教育課程を選択制にするとともに必要単位数を増加した。さらに、新たに「健康レベル別看護学」を設け、現在の医療状況を踏まえた看護実践能力の育成の強化を図った。

2012(平成24)年度新カリキュラムの構成は、以下の通りである。

a. 基礎科目群

建学の理念を基盤とした幅広い教養と豊かな人間性をもつ人材育成を目的とするための科目群で、「赤十字」「人間」「社会」「自然と科学」「情報」「言葉」「基礎ゼミ」「健康」から構成されている。

この科目群の具体的なねらいは、①高等学校からの連携教育を図る、②幅広い視点から創造的思考力を育成する、③医療の高度化や看護ニーズの多様化等に対応する専門的能力を育成する、の3点である。

b. 看護専門科目群

看護学の専門的知識・技術を基礎から応用へと段階的に学習するための科目群で、「看護論」「看護技術論」「看護援助論」「精神保健看護学」「発達看護学」「健康レベル別看護学」「地域・在宅看護学」「看護管理学・看護教育学」「応用看護学」「国際・災害看護学」「看護学実習」「研究」から構成されている。

この科目群の具体的なねらいは、①エビデンスに基づいた看護を展開できる力を育成する、②さまざまな健康レベルや場に応じた諸課題に対応できる実践能力を育成する、③国内外の災害救援・救護及び国際開発能力等における実践能力を育成する、④看護職（保健師・看護師）に共通する地域社会の中で連携して実践していくための能力を育成する、⑤学習段階に応じたレベル別の看護学実習を展開する、⑥一人ひとりの人間がもつ固有の価値を認めて関係を築く能力と人間の尊厳と権利を擁護する能力を育成する、⑦健康レベルに応じた看護実践能力に加え、急性期化する医療機関での看護実践能力を育成する、の7点である。

〈看護学研究科〉

a. 修士課程（資料4-2-1、資料4-2-2）

看護学専攻と国際保健助産学専攻の2専攻をおき、下記の授業科目を置いている。

看護学専攻は、10の専門領域に必要な科目（特講・演習・特別研究・実習）を置いている。その他に、専門分野を超えた学修が必要な内容を共通科目として置いている。さらに、CNS38単位教育課程の専門分野科目（8分野）と共通科目A、共通科目Bを置いている。また、看護教育または看護管理の実践者育成のために、看護師等養成所の教員養成講習会修了資格取得、及び認定看護管理者認定審査受験に必要な科目を置いている。

国際保健助産学専攻は、研究コース（世界の情勢を把握し研究的視点をもって指導的立場で自立的に活動できる人材の育成）と実践コース（国際的・研究的視点を持ちつつ助産ケアを必要とする人々の生活に直接関わって支援する人材の育成）を設置している。本専攻は全科目を3分野にわけ、ウイメンズ・ヘルス・プロモーション（以下、「WHP」と表記）分野7科目、国際保健助産分野10科目、助産学分野14科目を開講し、看護学専攻と共通の科目を7科目置いている。研究コースは主にWHP分野を、実践コースは助産学分野（必修28単位）を中心に編成している。国際保健助産分野は両コースにおいて履修でき、カンボジア実習を通して助産や母子保健を中心に国際協力について考える機会となっている。

看護学専攻の教育課程（CNS38単位教育課程含む）は、2016（平成28）年度FD「ファカルティ・カフェ」で、カリキュラムの過密化、修士論文の質担保の困難さ等の課題が出た。

そこで、大学院カリキュラム検討部会が設置され、SWOT分析により本学修士課程の強み、弱み等について学内外から検討した。共通科目の再設定、修士論文の質担保のための方策、CNS・実践コース修了者の博士後期課程への進学のための科目設定など具体的に検討した。

（資料4-2-3）さらに、FD「ファカルティ・カフェ」を開催し、修士課程に焦点を当て、大学院教育における実習に関する課題とその対策について議論した。論理的思考、論理的な記述力についての課題に集中し、思考や記述力を育成するためのカリキュラム上の課題が浮き彫りになったため、大学院カリキュラム検討部会と情報共有した。（資料4-2-4）

b. 博士後期課程（資料4-2-1、資料4-2-2）

博士後期課程は、基礎看護学、応用看護学、看護教育・管理学の3分野10領域から構成さ

れている。研究能力の育成に必要な理論構築や研究方法論の共通科目を2014(平成26)年度に2科目から10科目に増やし、コースワーク、論文作成指導、学位論文審査の各段階が有機的つながりを持って、博士の学位授与へ導いていく系統的教育課程を整えた。

2016(平成28)年度FD「ファカルティ・カフェ」で、研究方法に関する科目の内容重複、リーダーシップを発揮できる能力を養うための科目の充実、共通科目とコースワークのつながりの明確化等の課題が出た。

そこで、大学院カリキュラム検討部会がSWOT分析により本学博士後期課程の強み、弱み等について学内外から検討した。働きながら学ぶ学生の増加を鑑みたカリキュラムと授業科目全体の見直しや博士論文の質担保のための具体的な検討をした。(資料4-2-3)

c. 博士課程共同災害看護学専攻(DNGL) (資料4-2-1、資料4-2-2、資料4-2-5)

本専攻は、災害看護のグローバルリーダーを養成するために、教育目的・目標に基づき、下記の6科目群から構成されている。①看護学の学問基盤に関する科目群 ②災害看護グローバルリーダーに必要な学際的な科目群 ③災害看護学に関する科目群 ④災害看護学演習 ⑤災害看護学実習 ⑥災害看護学に関する研究支援科目群

(2)教育課程編成・実施の方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

〈看護学部〉

2012(平成24)年度開始カリキュラムは、DPである8つの力、すなわち「関係を築く力」「擁護する力」「探求する力」「実践する力」「連携する力」「国際貢献する力」「成長する力」「変化を生み出す力」を卒業までに身につけることを目的にして、基礎科目群と看護専門科目群という2つの科目群から構成され、各群には体系的に以下のような科目をおいている(資料4-2-1)。2016(平成28)年度に、2012(平成24)年度カリキュラムの完成年度の2年目を迎え、カリキュラム全体の適切性に関する評価を教学マネジメント会議にて行い、AP、CP、DPの理念がより明確になるように表現を一部変更した改定を行った。この改定に伴う科目群に関する変更はない。

a. 基礎科目群

基礎科目群は、「赤十字」「人間」「社会」「自然と科学」「情報」「言葉」「基礎ゼミ」「健康」に区分している。

- ・「赤十字」は、赤十字の理念である「人道(Humanity)」を理解するために、「赤十字概論」を必修科目とし、「赤十字国際活動論」他1科目を選択科目とする。
- ・「人間」は、広く人間存在の多面性や環境について理解するために、「生命倫理」「生活環境論」を必修科目に、「哲学と倫理」他7科目を選択科目とする。
- ・「社会」は、変動する社会の構造や社会福祉について理解するために、「社会保障論」を必修科目とし、「社会学I」他6科目を選択科目とする。
- ・「自然と科学」は、自然界の成り立ちについて科学的に理解することを目的に、「数学I」他5科目を選択科目とする。
- ・「情報」は、急速に発展する情報化に対応し、統計的な情報処理能力を育成することを目的に、「保健統計学」を必修科目とし、「情報学概論」他1科目を選択科目とする。
- ・「言葉」は、国際的な活動を展開できる看護師の育成に向けて外国語の習得と日本語の表現力を強化することを目的に、「英語R1-2」他3科目を必修に、「日本語の表現」「中国

語Ⅰ」「フランス語Ⅰ」他12科目を選択科目とする。

- ・「基礎ゼミ」は、大学で学問を学ぶために必要な基礎的能力を身につけることを目的として、小グループでのディスカッションを中心に文献検討と論文作成に重点をおいた「基礎ゼミⅠ」、さまざまな分野のトピックスについて学生自身が調べ討論する力を養うことを目的とした「基礎ゼミⅡ」を、ともに必修科目とする。
- ・「健康」は、看護学と関連の深い医学、薬理学、栄養学を配置し、看護専門科目群を学ぶための、人間の健康や疾病の成り立ち・回復について学ぶことを目的とし、「人体の構造と機能Ⅰ～Ⅲ」「疾病の成り立ちと回復の促進Ⅰ～Ⅳ、Ⅵ」「栄養学」の9科目を必修科目に、「疾病の成り立ちと回復の促進Ⅴ」他5科目を選択科目とする。

b. 看護専門科目群

看護専門科目群は、看護学の専門的知識・技術を基礎から応用へと段階的に学習するための科目群で、「看護論」「看護技術論」「看護援助論」「精神保健看護学」「発達看護学」「健康レベル別看護学」「地域・在宅看護学」「看護管理学・看護教育学」「応用看護学」「国際・災害看護学」「看護学実習」「研究」「公衆衛生看護学」に区分している。

- ・「看護論」は、看護学の基本となる看護理論や看護倫理について学ぶ科目で、「看護学概論Ⅰ」他3科目を必修科目に、「看護の歴史」を選択科目とする。
- ・「看護技術論」では、看護技術の基本となる援助的人間関係やフィジカルアセスメント、基礎看護技術を学ぶ科目で、「看護技術論Ⅰ～Ⅲ」の6科目を必修科目とする。
- ・「看護援助論」は、看護技術を土台にして、看護過程等具体的な看護援助を行うための基礎的能力を身につけることを目的とした科目で、「看護援助論Ⅰ～Ⅶ」を必修科目とする。
- ・「精神保健看護学」は、精神の健康のあらゆる面から、看護の基礎となる人間理解を深め、精神保健領域において援助を展開するための基礎的な能力を養うことを目的とする科目で、「精神保健看護学Ⅰ・Ⅱ」の2科目を必修科目とする。
- ・「発達看護学」は、人間のライフステージに沿った成長・発達とそれに伴う健康問題とその援助について学ぶことを目的にした科目で、「発達看護学概論」「発達看護学(成人期の看護)」「発達看護学Ⅰ～Ⅲ」の8科目を必修科目とする。
- ・「健康レベル別看護学」は、2012(平成24)年度のカリキュラム改訂で新しく設置したもので、急性期、慢性期、緩和・終末期といった健康レベルに沿った看護援助を展開するための基礎的能力を養うことを目的としている。「プライマリーヘルスケア」他4科目を必修科目に、「緩和・終末期ケア」を選択科目とする。
- ・「地域・在宅看護学」は、地域における看護を展開するための科目からなり、「地域看護学」「在宅看護学」を必修科目に、「公衆衛生看護活動論」「保健福祉行政論」「疫学」は、保健師教育課程選択者は選択必修科目、それ以外の者には、選択科目とする。
- ・「看護管理学・看護教育学」は、看護の制度・システムや教育方法について学ぶためのもので、「看護管理学Ⅰ」「看護教育学Ⅰ」を必修科目に、「看護管理学Ⅱ」、他2科目を選択科目とする。
- ・「応用看護学」は、精神保健および発達看護学の各領域のトピックスに沿って学ぶための科目で、「応用看護学特論Ⅰ・Ⅱ」の2科目を選択科目とする。
- ・「国際・災害看護学」は、国際的な活動や災害時に活動できるための、基礎となる理論

と援助方法について学ぶためのもので、「国際看護学Ⅰ」「災害看護論Ⅰ」を必修科目に、「国際看護学Ⅱ」他5科目を選択科目とする。

- ・「看護学実習」は、学生の学習状況に沿って段階的に実践能力を養うための科目で、レベルⅠ～レベルⅣ、総合実習からなる。具体的には、1年次に「看護援助論実習（レベルⅠ）」、2年次に「看護援助論実習（レベルⅡ）」、3年次に「精神保健看護学実習（レベルⅢ）」「発達看護学Ⅰ実習（レベルⅢ）」「発達看護学Ⅱ実習（レベルⅢ）」「発達看護学Ⅲ実習（レベルⅢ）」、「地域・在宅看護学実習（レベルⅣ）-1」、4年次に「健康レベル別看護学実習（レベルⅢ）」「地域・在宅看護学実習（レベルⅣ）-2」、「看護学総合実習」の10科目を必修とする。また、4年次には、20人の学生が選択できる「公衆衛生看護学実習」がある。さらに、2015(平成27)年度から編入生も総合実習に参加し、より高度な実践能力を磨く機会を設けた。こうした「看護学実習」の履修にあたっては、それぞれの実習に必要な講義・演習科目の修了試験受験資格を有していることを必須条件としており、実習、講義、演習が有機的に結びつくように設定している。
- ・「研究」は、看護学研究を展開できるための基礎的な能力を養うための科目で、「研究方法論Ⅰ」他3科目を必修科目とし、「研究Ⅱ」他1科目を選択科目とする。
- ・「公衆衛生看護学」は、将来、保健師として実践するための基礎的な能力を養う科目で、保健師教育課程選択者に対して、必修科目とする。選択履修許可の選考過程においては、2014(平成26)年度より地域看護学に対する意欲や実践力を重視するため、レベルⅡ実習、地域関連科目（プライマリヘルスケア・地域看護学）の成績に追加してレベルⅠ実習の成績も加味している。

本学の学士教育課程において、上記の各授業科目がDPを達成する上でどのような関係性にあるのか明示させることを目的とし、2014(平成26)年度に各科目とDPを対応させたカリキュラム・マップを作成した。この看護学部カリキュラム・マップ(資料4-2-2)は、2015(平成27)年度より大学ホームページにおいて公開している。

2015(平成27)年度は改訂カリキュラムの完成年度であることを踏まえ、「新カリキュラム評価ワーキンググループ」を立ち上げ、2012(平成24)年度開始カリキュラムの目的と背景の観点から現状評価を行い、目的の達成状況を確認し、今後検討していく課題を抽出した。

2017年度は、カリキュラム・マップにおいて、DPと科目がどれくらい関連しているのかを検討し、新DPに合わせて改定したものをホームページに公開した。来年度は新たに選択されるDPに合わせてカリキュラム・マップを検討していく予定である。さらに、2018年度シラバス作成において、DPを3項目あげるとともに、事前事後学修時間を設定し、学生の自己学習の向上を目指している。

保健師教育課程では、年度によって編入生の学生数に変動があることから、2017年度は、編入学生の公衆衛生看護学履修者枠と選抜方法について検討を始めている。また、2017年度は、これまで一部の学生において複数科目の単位未取得のまま学年進行することで生じていた課題に関連して、学年制が開始された。

教育評価アンケートについては、DPの見直しに伴い、平成29年度入学生についてはアンケートの設問を新DPに合わせて見直し、2018年度4月に実施する予定である。

〈看護学研究科〉

a. 修士課程（資料4-2-1、資料4-2-2）

看護学専攻10領域と国際保健助産学専攻2コースがあり、下記の専門領域別の科目と、共通科目で構成されている。

看護学専攻には、各専門領域に必要な科目として、特講Ⅰ～Ⅳ、演習、実習Ⅰ・Ⅱと、修士論文の質と内容の到達基準を明確にした論文作成のための科目「特別研究Ⅰ～Ⅲ」を置いている。また、高度実践看護師の育成の強化、高度実践力を養うために、8分野のCNS38単位教育課程を開設している。医学系共通科目Bは対象者の病態生理学的変化を解釈し、臨床判断を行うための必要な知識と技術を、演習や具体的事例を通して習得できる内容としている。看護教育学領域には、看護師等養成所の専任教員または教務主任の資格取得に必要な科目として特講Ⅰ～Ⅵ、共通科目「教育学概論」「学習心理学」「学生理解」を置いている。看護管理学領域には、看護管理者の育成に必要な科目として特講Ⅰ～Ⅳを設けている他、選択科目「医療経済学」「病院管理論」、共通科目「医療と法」を置いている。

国際保健助産学専攻研究コースには、WHP分野の概論・研究論・活動論、演習Ⅰ・Ⅱ、実習Ⅰ・Ⅱを置いている。実践コースには、助産学分野の妊娠の正常・異常の診断能力、分娩時緊急対応能力、新生児アセスメント能力を強化するために「基礎助産学特講Ⅰ～Ⅲ」と「実践助産学演習Ⅰ～Ⅳ」を、医療安全・助産管理能力、地域連携能力強化のために「応用助産学特講Ⅰ・Ⅱ」を、実践力強化のために「助産学実習Ⅰ～Ⅴ」を置いている。また、国際保健助産分野の国際保健助産論Ⅰ～Ⅲ、演習Ⅰ・Ⅱ、実習Ⅰ、リプロダクティブ・ヘルスケア演習Ⅰ・Ⅱ、実習Ⅰ・Ⅱを置いている。カンボジア等での海外実習や、院生のニーズに応じて、インドやブータンでのフィールドワークを実施している。

共通科目の「人間総合講座」「情報科学特講」等は、看護学の高度専門教育におけるリベラル・アーツの重要性についての認識から設けている。さらに、学生が国際的視野に立った研究を行う際に必要な英語力をつけるために、英語文献の読解力を強化する科目として「英語講読Ⅰ」、「英語講読Ⅱ」を置いている。

授業科目の他に、国際力を強化するために、下記①～③を提供している。①グラスゴー・カレドニアン大学サマースクールプログラム、学内TOEFL試験を開始（詳細は別掲第8章を参照）②Glen客員教授のコンサルテーションを表4-2-1のとおり実施（資料4-2-6）③日本赤十字社共催で国際レベルの臨床実践の質改善におけるリーダーシップ能力の強化を図るためのCNL指導者育成研修を実施（受講者：大学院修士課程11名、博士後期課程2名、教員2名、米国でのシャドウウィング研修参加者：修士課程2名、教員2名）

表 4-2-1 2017(平成 29)年度開催 Glen 客員教授によるコンサルテーション一覧

開催日	個人		ゼミ	
	コマ数	利用学生数	コマ数	領域数
10月30・31日	2	1	—	—
11月 6・ 7日	2	2	2	1
11月20・21日	4	8	—	—
12月11・12・13日	4	6	7	3
合計	12	17	9	4

※1コマは90分

b. 博士後期課程（資料4-2-1、資料4-2-2）

領域毎に主要な概念、研究課題、研究方法に関連する知識を学ぶ「特論」「特別研究 1～

3)を置き、さらに高度な研究能力を育成するための共通科目10科目を置くことで、コースワークを明確に示した。「看護科学特論Ⅰ～Ⅲ」は、看護学における研究の位置づけや看護科学の役割や今後の方向性を探求し、幅広い国際的・学際的視点を養えるように設定した。

「看護研究特論Ⅰ～Ⅵ」は、博士論文作成に向けて必要な理論的知識や文献分析、研究方法に関する知識を深く学生の個々の能力や関心に応じて習得できるように設定した。さらに研究計画書の審査に向けた「研究計画書セミナー」を置き、合計10単位の選択科目を置いている。各領域の「特別研究」による研究指導と、「研究計画書セミナー」の連動、論文作成指導、学位論文審査の各段階が有機的つながりを持って、学位授与へ導く内容としている。

また、研究計画書の再提出時期が随時化され、学生の進捗に合わせてスピーディーに研究が遂行できるようにしている。

c. 博士課程共同災害看護学専攻 (DNGL) (資料4-2-1、資料4-2-2、資料4-2-4)

CPに基づき、下記の6つの科目群に関連する科目が設置されている。

- ①看護学の学問基盤に関する科目群は、「看護研究方法」「理論看護学Ⅰ・Ⅱ」「看護倫理」「看護情報統計学」等で構成され、看護学領域における理論、倫理、研究方法についての知識を習得する。
- ②災害看護グローバルリーダーに必要な学際的な科目群は、「危機管理論」「環境防災学」「グローバルヘルスと政策」等から構成され、危機管理、防災、政策等の問題を学際的に検討していく能力を習得する。
- ③災害看護学に関する科目群は、「災害看護学特論」「災害看護活動論Ⅰ～Ⅲ」「災害看護グローバルコーディネーション論」「災害国際活動論」等から構成され、災害看護活動に必要な知識と実践能力を習得する。
- ④災害看護学演習は、「災害看護活動論演習Ⅰ・Ⅱ」「災害時専門職連携演習」等で構成され、災害状況における状況判断や意思決定能力等を習得する。
- ⑤災害看護学実習は、「災害看護学実習Ⅰ・Ⅱ」「インディペンデントスタディ(実習)A～E」で構成され、国内外の保健医療機関、行政、災害関連の団体等の活動や被災地での活動を通して実践能力を育成する。
- ⑥災害看護学に関する研究支援科目群は、「実践課題レポート」「災害看護研究デベロップメント」「博士論文」で構成され、災害看護活動の成果を研究論文としてまとめていく能力を育成する。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・2012(平成24)年度導入の新カリキュラムは、変動する社会・医療状況に対応できる、実践能力の高い看護師を育成することを目指して編成したカリキュラムである。
- ・カリキュラム・マップにおいて、DPと科目との関連が明確となり、4年間の教育内容の把握と学習目標がより明確となった。

〈看護学研究科〉

- ・FD「ファカルティ・カフェ」と大学院カリキュラム検討部会との情報共有が適切になされ、前年度に出された課題や対策を踏まえ、修士課程と博士後期課程の教育課程・教育内容の

具体的な見直し、教育課程改正の議論へと発展させることができたと評価できる。

- ・Glen客員教授のコンサルテーションを希望する学生が増加している。また、大学院のゼミとして3領域が利用した。来年度に向け、ネイティブチェック後の再チェック等のアフターケアについて引き続きGlen客員教授と協議する（資料4-2-6）。
- ・CNL 指導者育成研修は、看護実践現場の質向上のためにデータに基づく講義内容となっており、実際に米国の看護実践現場でシャドウイング研修をした学生もいて、好評であった。来年度も今年度同様に本学で開催するため、CNL プログラムのコンテンツを修士課程教育に組み入れることへの実現可能性に関する検討プロジェクトを立ち上げることになり、充実した教育内容を提供できたと一定の評価ができる。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・完成年次を迎えた2012(平成24)年度開始カリキュラムを全体的に評価し、問題点を明確にし、改善していく必要がある。
- ・2016年度に学年によって過密さに偏りがあることへの課題に対して、講義科目の学年配当を一部変更したが、変更後の学生の履修状況やスケジュールの偏りについて評価する。
- ・高大連携の観点をとり入れたカリキュラム編成を検討する。
- ・DPと各科目の教授-学習内容をより関連づけ、自己学習の向上と学習支援を促すシラバスの充実を検討する。
- ・学年制を導入した初年度の実態を把握する。
- ・編入生と学部生の人数バランスを考慮した保健師教育課程選抜方法を検討する。

〈看護学研究科〉

- ・FD・SDが過密化していることで、教育内容に関するFDも教員負担が大きく参加者数が伸び悩んでいる。今後、FD開催については検討を要する。

4. 2018(平成30)年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・完成年次を迎えた2012(平成24)年度開始カリキュラムの現状評価を、2015(平成27)年度に設置したワーキンググループで行うことにより、早急に取り組むべき課題が明確になり、学年配当の一部変更など2016(平成28)年度より改善にむけた対処を行ってきており、2018(平成30)年度も引き続き検討、対処していく。
- ・カリキュラム・マップにおいて、DPと科目との関連が明確となり、4年間の教育内容の把握と学習目標がより明確となった。

〈看護学研究科〉

- ・修士課程と博士後期課程の教育課程に関して、大学院カリキュラム検討部会の報告を受けて、来年度は研究科教務委員会でさらに具体化させる。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・DPと各科目の教授-学習内容をより関連づけ、自己学習の向上と学習支援を促すシラバスの充実を検討する。

- ・カリキュラム・マップにおいて、DP の追加を加え、各科目との関連性をさらに検討するとともに、学生へのフィードバックを明確にしたシラバスの充実を検討する。
- ・完成年次を迎えたカリキュラムについて、高大連携の観点を取り入れカリキュラム全体の適切性に関する評価を引き続き行い、カリキュラム改正も視野に入れ発展的な改善案を提示し、議論していく。
- ・編入生と学部生の保健師教育課程選抜方法を見直す。

〈看護学研究科〉

- ・CNLプログラムのコンテンツを修士課程教育に組み入れることへの実現可能性に関する検討プロジェクトを立ち上げ、検討を重ねていく。
- ・英語力強化と実践的語学力の修得を継続的に行うため、国際交流センターと協力してTOEFL試験の受験の目的（博士課程進学、CNL、グラスゴー短期留学など）を明確にし、具体的に学生へ働きかけていく。また、Glen客員教授のコンサルテーションを継続し、語学学習の機会を確保する。
- ・教育内容に関して領域を横断してFDにおいて検討する必要がある一方で、FDが過密化しているため、必要な議論を効率よく行うためにも必要なFDの精査が不可欠である。

5. 根拠資料

- 4-2-1 履修の手引き（2017(平成 29)年度)
- 4-2-2 大学・大学院案内
- 4-2-3 大学院カリキュラム検討部会最終報告書
- 4-2-4 大学院FD「ファカルティ・カフェ」
- 4-2-5 共同災害看護学専攻 博士課程 履修の手引き 2017 年度
- 4-2-6 研究科教務委員会議事録（2017 年度 12 月）
- 4-2-7 看護学部ホームページ
<https://www.redcross.ac.jp/faculty/curriculum>

第3節 教育方法

1. 2016(平成 28)年度に策定した発展方策

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・2015(平成 27)年度入学生から導入した GPA 制度の評価を行い改善につなげる。
- ・学生の主体的学習を促す教育方法が全ての教員に浸透するようにFD の機会を増やす。
- ・「実習指導者研修会」を継続し実習指導者と教員の連携をさらに強化するとともに、実習でつまづきやすい学生の早期発見とそうした学生への支援方法を開発する。
- ・2017(平成 29)年度から導入する学年制を適正に運用する。
- ・実習以外の学習の積み重ねへとポートフォリオの活用拡大について検討する。
- ・シラバスの記載内容およびホームページのシラバス検索システムが学生の学修に役立っているかの評価を行う。

- ・GPA 導入後の取得単位数や成績の状況、必要に応じて学生への調査を行って把握する。GPA は、主として教職員による学生への指導や支援をより有効に行うためのものと位置づけているが、それ以外の有効な活用方法について教務委員会を中心に検討を重ねる。
- ・学生による教育評価を在校生は毎年、卒業生は3年毎に継続し、教育の成果を検証する。
- ・教員同士の相互学習の機会となる授業参観については、参加者が増えるための具体的方策を検討する。
- ・必修科目の2クラス編成については継続するとともに、学年制、カリキュラム評価を反映させて再検討を重ねていく。

〈看護学研究科〉

- ・働きながら学ぶ学生に対応した履修相談、時間割調整、研究指導を引き続き継続する。
- ・教育評価アンケート結果とともに、CNS38 単位教育課程の教育方法について検討する。また、新ポリシーを反映させた教育評価アンケートの設問を検討する。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・学生による授業評価アンケートについては、授業改善につなげるためのアンケート実施となるよう、改善策を実施し、引き続き注視して検討を重ねていく。
- ・教育評価調査 (DP、CP に関する達成度調査) 結果とともに、2012 年度に改訂された現在のカリキュラムについて評価を実施し、検討する。また、新ポリシーを反映させた教育評価調査について検討する。
- ・授業見学の実施要項を見直すなど、授業見学者数を増加する方策を検討する。

〈看護学研究科〉

- ・CNS38 単位教育課程では演習と実習時間が大幅に増加したため、大学院生は学習時間の確保が難しくなった。学習支援の具体的な支援体制を構築する。
- ・効果的な教育支援につながる修士研究計画発表会の運用方法を検討する。
- ・アクティブラーニングの評価を検討する。
- ・修士課程、博士後期課程ともに、個々の背景に沿って個別に研究指導を行うなど、研究推進能力を高める授業や教育方法を検討する。
- ・大学院 AP、CP、DP に即した学修の軌跡を蓄積し、学修成果確認を行えるよう、ポートフォリオ等の導入を検討する。

2. 現状の説明

(1)教育方法および学習指導は適切か。

〈大学全体〉

本学では、教育目標を達成するために多様な授業形態（講義、演習、実験・実習、実技）を用いて学習指導を行っている。学則第30条において、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、(1)講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とし、(2)実験・実習及び実技については、30時間から40時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位としている（資料4-3-1）。これらのことは学生便覧に明示し、ガイダンスなどにおいて学生への周知を図るとともに、シラバスにおいても授業以外の事前・事後学習の課題や参考

文献などを明記している（資料4-3-2）。

〈看護学部〉

a. 履修指導

履修指導は、学部教務委員会、学年担当教員、学務課教務係が中心になって行っている。年度初めの4月のガイダンス期間において、新入生、在学生、編入生の学年別にオリエンテーションを行ったほか、2017(平成29)年度は、前年度より継続して後期授業開始時期にも前期成績配付および学年別履修ガイダンス指導の時間をとり、重要事項の説明や学習のモチベーション向上を図った。選択科目の履修や海外研修・留学などの学生個々のニーズに合わせた指導は、学務課窓口のほか学年担当教員が相談にのっている。

不合格科目のある学生、4年間では卒業が困難と見込まれる学生、年次をまたがって履修する科目を多く抱える学生に対して、個々の状況に合わせてその都度、また、年度末に学年担当教員、授業科目担当教員、教務委員が情報共有しながら連携して履修指導を行っている。保護者に対しても保護者懇談会を2017(平成29)年10月に実施し、①学生の学習傾向や当該年次において特に重要な学習についての全体的な説明、②個別相談などのきめ細かな履修指導を行っている。

b. CAP制、GPA制度、学年制

保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づき、国家試験受験資格を得るための教育内容を必須とするカリキュラムとする必要があるため、ほとんどの授業科目が必修科目であるため実質的にCAP制に近い状況ではあったが、2015(平成27)年度から、履修登録の上限設定(CAP制)を導入している。また、1単位が45時間の学修を必要とする内容になるように2016(平成28)年度のシラバスから「履修のために必要な事前・事後学習」を明示し、学生の授業外学習の充実を意図している（資料4-3-3）。

GPA(Grade Point Average)制度については、2015(平成27)年度入学生から導入し、該当年度終了時の成績通知表に修得単位数の水準を知るうえでの参考としてGPAを記載している。また、当分の間、学生への個別指導や卒業認定時の総合判定データとして利用するとともに教育評価に活用している。

学年制については、不合格科目のある学生が増加傾向にあることや、学年をまたいで科目を履修する学生が増えていることから、学習が十分に積み重ならないまま学年が進むことが懸念され、2015(平成27)年度から学年制導入の検討を行ってきた。その結果、2017(平成29)年度から2年次と3年次への進級に際し、それぞれ進級要件を設定することを決定した（資料4-3-4）。これを受け、2017(平成29)年度学部入学生より学年制を導入し、入学時のガイダンスおよび保護者説明会で説明し、学年制に関する適切な理解を得るようにした。

c. 実習指導

看護専門科目は、講義、演習、実習を組み合わせ学習指導を行っている。本学が重視する実習指導では、学生6~7名に教員1名が付き、臨床実習指導者や大学院生のティーチング・アシスタント(TA)と連携しながら少人数で指導する体制をとっている。実習指導に関して大学と実習施設が密に連携するための体制を整え、その延長上に、大学と実習施設とが協力して「実習指導者研修会」を企画運営している。また、毎年度末の「実習指導者懇親会」で全教員と実習指導者が直接顔を合わせて実習指導について語り合い、本学の教育の目的や指導の趣旨について理解を得ている。

学生が実習に伴う情報管理を適切に行えるよう2014（平成26）年度より「看護学実習における適切な情報管理のためのガイドライン」を作成し、1年時から4年次まで実習指導に活用してきた。2017（平成29）年度はソーシャルメディアの発達や学生の状況を鑑み、個人情報保護の重要性と具体的な行動を各実習でオリエンテーションし、「看護学実習における適切な情報管理のためのガイドライン」の改訂を検討した。

学生が実習での学習を確実なものにするために、実習科目の履修にあたっては履修要件を定めたり実習前の技術テストを行ったりしている。実習教材の1つとして『看護学実習要項(1・2・3・4年度)』を作成している。

2013（平成25）年度に、学びの積み重ねを学生自身が可視化することを目的に、学修ポートフォリオの一環として「実習に臨むにあたり」の記載が行われている。初年度は1年次に試行し活用方法を検討し、翌年度より実施を開始し現在に至っている。2016（平成28）年度は3年次の実習を終えた学生を対象に「実習を終えて」の記入を行った。また、4年次の看護学総合実習の前後にレポート「実習に臨んで」および「実習を終えて」を試行し、その活用方法を模索した。さらに、実習に限らないポートフォリオの在り方について継続検討した。そのなかで、学生自身が看護技術に関する学びの積み重ねを把握していけるよう看護技術体験録の作成を検討し、2018（平成30）年度より試行することを決定した。

教員間のピアサポートとして「実習を語る会」を2017（平成29）年度は12月と3月に計2回実施し、情報共有を通して学生の成長と課題を支援する教育方法を見いだす機会とした。

例年、卒前スキルアップを3月に実施し、就職を間近に控えた卒業生の看護技術の不安に対応する技術演習プログラムを企画運営した。卒前スキルアップの参加者の満足度は高く、実践へのリアリティー感を高める効果を生んでいる（資料4-3-5）。

実習における交換学生制度を設け、2008（平成20）年度よりスウェーデン赤十字大学、2015（平成27）年度よりスイスのラ・ソース大学の学生各2名が来日し実習を行い、本学の学生が各大学へ2名ずつ渡航し実習を行っている。これら交換学生の受け入れ、および、派遣のため実習ローテーションの調整を行った。

d. 学生の主体的参加を促す授業方法

学部では学生の主体的参加を促す授業方法を積極的に採用している。少人数によるグループ学習、討議学習、発表学修、シミュレーション教育、ロールプレイングなどの教育方法を教養・基礎教育や専門教育の幅広い授業科目において取り入れることを授業担当教員に推奨している。また、2016（平成28）年度から、FDの一環として学生授業評価の高い授業の見学制度を導入し、効果的な教育方法を教員が学び合う機会を提供している（資料4-3-6）。

〈看護学研究科〉

a. 研究指導

- ・修士課程の教育評価アンケートでは、「研究能力育成を積極的に推し進める」カリキュラムであることに「強くそう思う」「そう思う」と回答した学生の割合が51%であった。博士後期課程の教育評価アンケートでは、「論文指導体制の充実」が88%から75%へ満足感が減少し、「学生一人一人を尊重する」は100%から75%へそれぞれ減少している。修士課程、博士後期課程ともに、個々の背景に沿って個別に研究指導を行うなど、研究推進能力を高める授業や教育方法を引き続き検討する必要がある。

b. 修士研究計画発表会及び修士・博士論文発表会

発表会の運営を自主的に行い学生個々の発言力をより高めるために、今年度から教員に代わって学生が発表会の司会を行った。

c. 修士課程全体（大学院カリキュラム検討部会の報告）（資料4-3-7）

・現行大学院教育における課題が下記のとおり報告され、次年度以降具体的にカリキュラムの検討を行う。

- ①領域を超え視野を広げる科目が多い一方で、学生が一定レベルの研究能力を獲得するための科目やコースワークを設定する必要がある。
- ②本学のフィールド、教育に関わる人材を科目や授業展開（講師陣）等にさらに活かす必要がある。
- ③CNS38 単位教育課程は科目数が多く、CNS コースと研究コースがあり教員が多忙である。科目の統合が可能か検討する。
- ④教育評価アンケートの結果、専門職としてのリーダーシップ能力が低いことに対し、どのようなカリキュラム上の工夫ができるのか検討する。
- ⑤大学院数の増加による受験生減少のため、土日夜間開講を系統的に実施するか検討する。

・これらの課題に対し、カリキュラムの内容の他に、下記の具体的な提案がなされた。

- ①カリキュラムを実施可能とする時間割（土曜日・夜間開講、集中講義の積極的利用）
- ②CNS コース、教育・管理学領域実践コース、研究コースそれぞれに対する論文審査基準と論文審査方法
- ③その他の教育方法（他大学院との単位互換制度の導入、地域貢献型演習）

d. CNS38単位教育方法の評価（資料4-3-8）

CNS38 単位移行に伴い演習と実習時間が大幅に増加したため、学習支援の具体的な支援体制を構築するために、FD「ファカルティ・カフェ」を2回開催した。実習評価と到達度、基礎学力と論理性などの課題は提示されたが、指導方法やステップアップ方法は今後の検討事項となった。

e. 国際保健助産学専攻実践コース

2015(平成 27)年度に導入した TBL の評価研究「大学院助産師教育におけるアクティブラーニング活性化のための Team-Based Learning 教育方法の開発と評価」結果から明らかになった Individual Readiness Assessment Test (I-RAT) の事前学習範囲設定の明確化、応用課題の改善、各セッションのファシリテーションの改善等の課題に対して、教育内容・展開方法の改善を行った。

f. 働きながら学ぶ学生への履修支援

2014(平成 26)年度から3年間の長期履修制度が開始され、個々の学生への履修指導を行っている。また、共通科目は特定の曜日に集中させ、各領域でも時間割調整（研究指導含む）をしている。（表 4-3-1）

表 4-3-1 社会人学生のための長期履修状況

入学年度	申請者数	取消者数	継続者数
2014(平成 26)	1	1	0
2015(平成 27)	7	1	6

2016(平成 28)	6	3	3
2017(平成 29)	3	1	2

g. 博士後期課程（大学院カリキュラム検討部会の報告）（資料4-3-7）

課題が下記のとおり報告され、次年度以降具体的にカリキュラムの検討を行う。

- ①平日夜間・土日開講は、全国で75%の大学で実施しているが、本学では制度化されておらず、社会人受け入れの準備が不足している。
- ②働きながら学ぶ学生への対応として、集中講義なども含めて検討する必要がある。
- ③仕事（本務）を持ちながら就学する学生が増加し、3年間で学位を取得することには多くの課題があるが、大学全体で教育改善を行い、教育責任を果たす必要がある（入試改革も必要である）。
- ④計画書審査日を含め学生の個々の状況に合わせた対応、論文審査会（5名の審査員）での適切な助言の提供が強みであるが、博士審査委員会での投票・投票前討議方法等については検討が必要である。
- ⑤心に湧き上がるテーマを研究にさせている／実践現場の疑問を研究課題に発展させる環境にあることは本学の強みであるが、大規模な研究につながりにくい。
- ⑥質的研究を強みにしつつ看護研究のための統計を学ぶ科目も必要である。
- ⑦学生間の交流が少ない、身近で切磋琢磨する対象がいらない、科目を開講しても履修者が少ない中で、学生の質向上のためには重要な科目は履修させて一緒に学べる環境を準備する必要がある。
- ⑧学生の教育背景が様々で基礎的能力が異なり、また、CNS教育課程修了者で修士論文を書いていない場合、基本的な研究能力が不足していることが多いため、教育計画をきちんと立てて系統立てた教育を行う必要がある。
- ⑨英語力が弱い傾向にあるため、英語能力を高めるための方法を検討する必要がある。

h. その他

教育の充実・強化を図るために、プロジェクト学習、ポートフォリオ、対話コーチングの情報収集をし、導入に向けての情報収集をした。

(2)シラバスに基づいて授業が展開されているか。

〈大学全体〉

シラバスに基づき、授業を実施している。

〈看護学部〉

今年度は、昨年度に新たに導入したシラバス作成・点検システムの評価を行い、必要な改編を行った。

新シラバス作成・点検システムを用いることで、シラバス内容の精粗が少なくなり、充実したことが評価できた。それ以外にもシステムに入力されたデータを用いて分析を行った結果、本学のカリキュラムの特徴として、学年があがるにつれ2単位15回の授業よりも1単位8回の授業が増えること、学年があがり授業回数が増えるほど「講義」の割合が増え、「GW」、「フィールドワーク」、「ディスカッション・討論」、「発表」などのアクティブラーニングの形式による授業が少なくなっていることなどが明らかになった。多様な学習方法を取り入れるには、ある程度の授業回数が必要であることがわかる。評価についても、多様な

評価方法や点数配分が行われていることがわかった。今後は各科目でDPに対応した評価方法が用いられているかの分析も行っていきたい。

シラバス作成・点検システムの一部改編は、次の2点について行った。1点は各授業のDPとの関連を示すための入力項目を設けたことである。これは昨年度の新システム作成時期がちょうどDPの見直しの時期と重なったため、導入が見送られたものであった。一昨年までの旧システムには対応するDPを入力する項目がなかったが、今回、科目毎に関連している度合いの高い順に3つまでDPを選べる項目を設けた。次年度以降、これに基づくカリキュラム・マップの作成、ならびにDPと各科目の対応関係、偏りの有無などの評価を行っていきたい。2点は、履修のために必要な事前学習と事後学習の入力項目を、8回ないし15回の授業回毎に設けたことである。昨年度までは、授業回にかかわらず科目毎に一つの記入枠しか設けられていなかったが、この変更により、学生は毎回の授業の前後でどのような学修に取り組めば良いかが明示されるようになった。これらの変更に合わせて、記入上の注意点も加えている。

またシラバスを電子化し、ホームページでシラバスを検索できるシステムを導入し、従来の冊子体によるシラバスの配付は1年次及び編入3年次のみに行った。2018(平成30)年からは、完全に電子媒体での配付となる(必要時プリントアウトはできる)。電子化したことによる利用の変化は学生に対するアンケートにて評価することを検討している。次年度実施予定である。

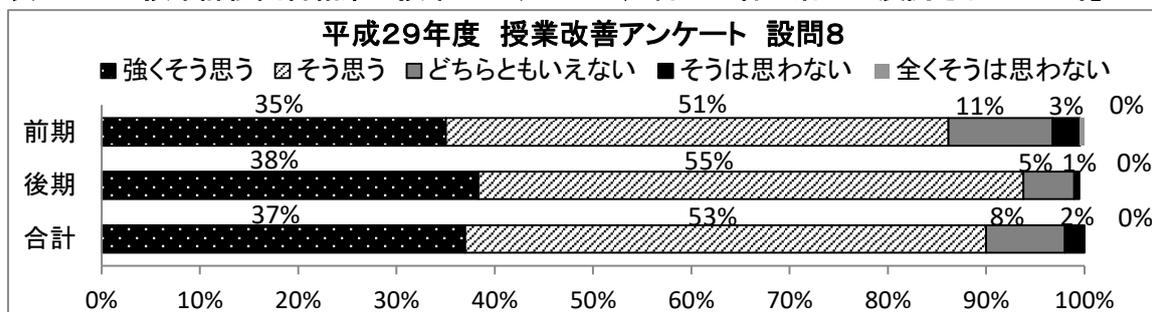
シラバスの点検については、入力した教員以外の教員による2回の点検と教務担当者による点検を引き続き行っている。その都度、教員からの疑問に応じて記入方法を検討し、対応しているが、点検方法などにまだばらつきがみられるため統一を図っていきたい。入力時期については、平成30年度より紙媒体での冊子作成をしなくなるため、昨年度よりも開始時期を遅らせることができた。

〈看護学研究科〉

修士課程では、演習・実習を除く、全ての講義科目で、授業内容・方法の改善を図るため授業評価を実施し、結果は各科目担当教員に返却し個々の教員で改善を行っている。

授業評価「設問8：授業はシラバスの趣旨と内容に沿って展開されていた。」では、「強くそう思う」「そう思う」と回答した学生の割合が合計で90%であった。(表4-3-2)。

表4-3-2 授業評価回答結果「授業はシラバスの趣旨と内容に沿って展開されていた。」



(3)成績評価と単位認定は適切に行われているか。

〈大学全体〉

授業の成績評価は、各科目責任者が、予めシラバス(資料4-3-2)に示された試験、レポ

ート、授業への取り組み等の成績評価の基準に沿って行う。

実習の成績は、終了後に面接を行い、実習への取り組み状況、自己評価、ケース発表、レポート等から多角的に評価している。また、学生の学習効果を保障し、かつ実習で受け持つ患者等が不利益を蒙らないために、実習中止の要件を設定している。

成績は、S (100～90点)、A (89～80点)、B (79～70点)、C (69～60点)、D (59点以下) の5段階で評価している。D評価は不合格となるが、担当教員が必要と認めた場合には、再試験が行われる。また、病気その他やむを得ない理由で試験を欠席した場合には、追試験を受けることができる。

〈看護学部〉

授業の成績評価は、各科目担当教員が、予めシラバスに示された試験、レポート、授業への取り組み等の成績評価の基準に沿って判断している。実習の成績は、終了後に面接を行い、実習への取り組み状況、自己評価、ケース発表、レポート等から多角的に評価している。また実習については、学生の学習効果を保障し、かつ実習で受け持つ患者等が不利益を蒙らないために、実習中止の要件を設定している。

成績は、講義・実習ともに S (100～90点)、A (89～80点)、B (79～70点)、C (69～60点)、D (59点以下) の5段階で評価している。D評価は不合格となるが、担当教員が必要と認めた場合には、再試験が行われる。また、病気その他やむを得ない理由で試験を欠席した場合には、追試験を受けることができる。

2014(平成26)年度に GPA (Grade Point Average) の導入に向けて、試案を作成し、2015(平成27)年度入学生から GPA を導入しており、2016(平成28)年度から GPA が加筆された成績通知表を配付し、ガイダンスで該当学年の学生へ案内を行った。また、2014(平成26)年度前期に教務委員による成績の Web 入力システムを試行し、現在は、全専任教員が入力をしている。Web 導入に伴う成績評価表の取り扱いについて検討し、X 評価の排除、ダブルチェック法等の修正・改善を行った。成績通知表の配付時期について協議を重ね、2016(平成28)年度より前期と後期の年2回配付した。

担当教員による成績評価は、教務委員会での確認後、年度末の教授会にて単位認定を決定している。他大学または短期大学を卒業あるいは中途退学し、新たに本学の1年次に入学した場合、その履修単位が教育上有益と判断された場合には、60単位を超えない範囲で既修得単位として認定している。また、3年次編入生の既修得単位の認定については、履修科目が本学の授業科目に相当することを前提に、85単位を上限として認定している。既修得単位の認定は、学生から申請のあった科目のシラバスを、本学の当該授業もしくはそれに相当する授業の科目担当教員が点検した上で、教務委員会の審議を経て、教授会で決定している。

なお、2013(平成25)年から試験において不正行為があったと認定された場合には、当該科目のみならず、その当該学期の全ての科目が不合格とすることとしている。この点については「履修の手引き／シラバス」や掲示等で周知を図った(資料4-3-9)。また、2015(平成27)年度は、試験監督マニュアルの配付・案内、試験監督要領への記載事項の修正、試験監督マニュアルの見直し(答案持ち帰り防止策)、解答用紙の書式の統一、アナウンス内容の変更等、試験における不正行為の防止対策の徹底を行った(資料4-3-10)。2016(平成28)年度は、スマートウォッチ対応を含めた定期試験マニュアルの改訂(資料4-3-11)、レポート課題を定期試験とする場合の不正行為に関して、履修の手引きの内容を修正・加筆し(資

料 4-3-12)、担当教育からのオリエンテーションの徹底を図った。単位習得までの流れを協議し、フロー図を作成し履修の手引きへ掲載することとした。2017(平成 29)年度は、不正行為発生時の手順について見直し、不正行為未遂と対応策、教務委員長不在時の代理について検討・修正を行った。

〈看護学研究科〉

科目責任者による成績評価は、年度末に研究科教務委員会の議を経て、研究科委員会で単位を認定している。また、入学前に他の大学院で修得した単位について、教育研究上有益と認めるときは10単位を限度として認定している。学生から申請された科目のシラバスを本学の当該授業もしくはそれに相当する授業の科目責任者が点検した上で、5月に研究科教務委員会の議を経て、研究科委員会で単位を認定している。

(4)教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

〈看護学部〉

講義科目では定期試験での総括評価、授業途中でのミニテスト・ミニレポート等の形成評価を通して実施している。演習科目は実技試験を実施して達成度の評価を行い、教育方法の改善に反映させている。また、年度末に必修科目の不合格者状況を確認している。

授業改善に関しては、2012(平成 24)年度から新カリキュラムの実施に伴い、従来の教務委員会の下部組織であったFD部会を、FD・SD委員会として独立再編し、より強化する体制を整えた。2013(平成 25)年度から講義・演習の全科目に対して、学生による授業評価を実施しており、今年度も実施した。学生による授業評価は、①教育技術、②教育内容、③授業の進行・展開、④熱意・相互作用、⑤学生の自己評価の5項目について、各項目15点満点で評価している。授業評価の結果は、学生のコメントも含め担当教員にフィードバックされ、授業改善に活用している。さらに2013(平成 25)年度からは学生による授業評価結果に対する教員コメントを記載した全科目の授業評価をホームページ上に掲載するとともに、冊子を作成して図書館にて閲覧可能とし、情報の公開とともに双方向のコミュニケーションを促すことにした(資料 4-3-13)。また、実習評価については2013(平成 25)年度から、1年次のレベルⅠ実習から学年進行で段階的に試行し、試行の翌年度に本格実施として開始している。2014(平成 26)年度は2年次のレベルⅡ実習に関して、学生による実習評価を試行し、評価方法や評価項目の洗練を図った。2015(平成 27)年度には、3年次における各レベルⅢ実習と地域・在宅看護学実習(レベルⅣ)-1で試行し、2016(平成 28)年度には4年次の実習科目において試行した。なお、2016(平成 28)年度に本格実施した1~3年次の実習評価の結果は、講義演習科目と同様に公開した。また、2016(平成 28)年度は、学生自治会からの要望を受けて定期試験時間の時間割発表の時期を、2017(平成 29)年度から早期化する見直しをした。

〈看護学研究科〉

前期・後期の各科目終了時に履修者に対して授業評価アンケートを行い、結果に基づき、担当教員が教育内容・方法の改善を行っている。2016(平成 28)年度より、授業評価に対する学期ごとの全体集計結果(自由記載は除く)をホームページに、各科目担当者からの改善策、対応等のコメントを学生専用ページにて公表している。

2016（平成28）年度教育評価アンケート結果では、修士課程看護学専攻と国際保健助産学専攻の授業改善については、満足と思う割合がいずれも50%以下と低かった。博士後期課程の教育評価アンケートには授業改善に関する項目はない。

今年度教育評価アンケートは、1年生は新しいDP・CPを反映させた設問で実施する。

FD「ファカルティ・カフェ」では、CNS38単位教育課程での実習の課題と学生の支援体制を検討した。

授業評価アンケート、教育評価アンケート、FD「ファカルティ・カフェ」等の結果を踏まえ、大学院カリキュラム検討部会により教育課程の検討が行われた。大学院カリキュラム検討部会での議論の中には働きながら学ぶ学生に対応した履修相談、時間割調整、研究指導をより推進するための夜間・土曜日の開講の検討も含まれていた。

また、修士課程、博士後期課程の研究指導において、一定の要件を満たす研究能力の高い准教授が正研究指導教員となるよう「研究指導に関する細則」を新たに作成した。これにより、次年度から学生はより幅の広い教員層から研究指導を受けることが可能になる。さらに、ハラスメント等防止のため、原則として複数教員で指導することが明記された。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・不合格科目の多い学生や欠席が多い等の課題を抱えた学生に対して、授業科目担当教員・学年担当教員・教務委員会が組織的に連携し、情報や問題を共有しながら、個々の学生の状況を踏まえたきめ細かくタイムリーな学習指導ができています（資料4-3-14）。
- ・実習指導については、大学と実習施設とが密に連携するための体制を整え、その延長に、大学と実習施設とが協力して「実習指導者研修会」を企画運営している。また、全教員と実習指導者とが集合し、実習指導について語り合う実習指導者懇親会を年1回開催することにより、本学の教育目的や指導の趣旨について理解を得ている。
- ・1年次から4年次までポートフォリオを実施することで実習の積み重ねに繋がっている。
- ・授業改善については、個々の教員が日頃から学生の意見を尊重しながら行っていることもあり、授業評価の各項目15点満点で12点以上となる等、学生の授業評価は非常に高い。また、学生による授業評価結果に教員自身がコメントを返すことで、教員自身の授業改善への姿勢と内容が明確になっており効果的に機能している。
- ・シラバスの入力に際してFDを行い、教員と学生との契約としてのシラバスの意味、また授業時間外を含めて学生の学修を促していく手段としてのシラバスのねらいを共有することで記載方法の改善がみられた。授業内のアクティブラーニングは種類を明示したことで、実施状況が把握しやすくなった。シラバスのチェックは入力画面上で行えるようになったこと、入力時の注意点が画面上に示されているために、チェックがしやすくなり、事務作業の煩雑さが軽減した。

〈看護学研究科〉

- ・シラバスの内容の充実、授業評価アンケート、教育評価アンケートの継続により、教育課程・内容・方法の改善に努めた。
- ・FD「ファカルティ・カフェ」を実施し、CNS38単位教育課程での実習の課題と学生の教育

方法・支援体制を検討した。

- ・大学院カリキュラム検討部会により教育課程の検討を行った。
- ・教育効果が更にあがるように、研究計画発表会と論文発表会の運用方法を検討・実施をした。
- ・「研究指導に関する細則」を新たに作成し、学生に対する研究指導體制を整えた。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・実習期間以外での自己学習時間を向上させる検討を行う。
- ・シラバスの記載内容およびホームページのシラバス検索システムが学生の学修に役立っているかの評価を行うこと。シラバスチェック担当者間でのチェック内容を統一することが課題である。
- ・GPA 導入後の取得単位数や成績の状況、必要に応じて学生と学生への調査を行って把握する。GPA は、主として教職員による学生への指導や支援をより有効に行うためのものと位置づけているが、それ以外の有効な活用方法について教務委員会を中心に検討を重ねる。

〈看護学研究科〉

- ・ポートフォリオについて学部での導入に関する協議を把握しながら、大学院学生に導入する目的やその効果など、導入に関する検討を実施する。
- ・アクティブラーニングの評価については検討されていない。
- ・学生から意見があった研究指導の時間の確保について、詳細な調査を行う予定である。

4. 2018(平成 30)年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・新シラバス作成・点検システムの一部評価を行い、精粗をなくすことができた。またDPとの対応を明確化、学生の学修促進に向けた改編を行うことができた。入力されたデータは今後、授業改善のための課題の明確化や評価の指標として用いることができる
- ・2015(平成 27)年度入学生から導入した GPA 制度の評価を行い改善につなげる。
- ・学生の主体的学習を促す教育方法が全ての教員に浸透するように FD の機会を増やす。
- ・「実習指導者研修会」を継続し実習指導者と教員の連携をさらに強化するとともに、実習でつまずきやすい学生の早期発見とそうした学生への支援方法を開発する。
- ・2017(平成 29)年度から導入した学年制を適正に運用する。
- ・実習以外の学習の積み重ねへとポートフォリオの活用拡大について検討する。
- ・シラバスの記載内容およびホームページのシラバス検索システムが学生の学修に役立っているかの評価を行う。
- ・GPA 導入後の取得単位数や成績の状況、必要に応じて学生への調査を行って把握する。GPA は、主として教職員による学生への指導や支援をより有効に行うためのものと位置づけているが、それ以外の有効な活用方法について教務委員会を中心に検討を重ねる。

〈看護学研究科〉

- ・シラバスの内容の充実、授業評価アンケート、教育評価アンケートの継続により、教育課

程・内容・方法の改善に努める。

- ・FD「ファカルティ・カフェ」での検討内容を、CNS38 単位教育課程での学生の教育方法・支援体制に反映させる。
- ・大学院カリキュラム検討部会による教育課程の検討結果を研究科教務委員会が引き継ぎ、内容を具体化する。
- ・新しい研究計画発表会と論文発表会の運用方法を継続・評価する。
- ・新しい研究指導体制を評価する。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・DP に基づくカリキュラム・マップの作成を行うこと、継続してシラバスの記載内容を評価し、充実を図ること、点検方法の統一を図ることである。またホームページのシラバス検索システムが学生の学修に役立っているかの評価を行う。
学生の授業外の学習を充実する必要があることを教員間に周知する。
- ・シラバスの第三者チェックにおいて、チェック担当者間でのチェック方法に違いが生じないようにチェックポイントを示す。

〈看護学研究科〉

- ・アクティブラーニングの評価について検討する。
- ・「特別研究」の時間の確保について、調査結果に基づき改善を図る。

5. 根拠資料

- 4-3-1 学則
- 4-3-2 学生便覧、シラバス (2017(平成 29)年度)
- 4-3-3 看護学部シラバス (2017(平成 29)年度)
- 4-3-4 履修規程、進級及び留年に関する取り扱い (平成 29 年度以降入学生対象)
- 4-3-5 卒前スキルアップ 参加者アンケート
- 4-3-6 教員授業見学実施要領
- 4-3-7 学部カリキュラム検討部会・大学院カリキュラム検討部会の最終報告会資料
- 4-3-8 大学院 FD「ファカルティ・カフェ」実施報告書
- 4-3-9 履修の手引き、シラバス (2017(平成 29)年度)
- 4-3-10 試験監督マニュアル
- 4-3-11 定期試験マニュアル
- 4-3-12 履修の手引き (2017(平成 29)年度)
- 4-3-13 授業評価 ホームページ
- 4-3-14 授業欠席に対する学生支援体制

第4節 成果

1. 2016(平成28)年度に策定した発展方策

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・学生の教育評価を在校生は毎年、卒業生は3年毎に継続し、教育の成果を検証する。
- ・学生による授業評価の評定平均の高かった教員の授業を公開し、教員同士が見学した結果を検証する。

〈看護学研究科〉

- ・修士課程の学生は標準修業年限の2年で修了している(長期履修学生は3年)。引き続き、学生の状況に合わせた指導と支援を継続する。
- ・CNSの取得状況を把握し、各分野の修了生のCNS認定を目指す。
- ・災害看護CNSは看護協会に分野認定されたため、今後は、災害看護CNS課程修了生からCNS資格認定を目指す。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・教育評価調査(DP、CPに関する達成度調査)の結果とともに、2012(平成24)年度に改訂された現在のカリキュラムについて評価アンケートを実施し、検討する。

〈看護学研究科〉

- ・博士後期課程3年生10名は継続となるが長期化しないように指導と支援を行う。

2. 現状の説明

(1)教育目標に沿った成果が上がっているか。

〈看護学部〉

a. 授業評価アンケート

2016(平成28)年度より、学生による授業評価の方法を紙面から電子入力へと変更したところ、回収率が著しく低下した。昨年度に引き続き、アンケートの説明や回答のための時間を確保する等回収率の改善に努めてきたが、前期授業の集計結果では、大幅な向上はみられなかった。授業評価の全集計結果、および次年度に向けた授業の具体的な改善策を含む教員からのコメントは、前年度同様、ホームページ上、および冊子媒体のものを図書館に配架し、閲覧を可能にしている。学生からの自由記載欄は、授業改善に関係ない意見を除いた一部のみ公開している。

授業評価アンケートをふまえ、昨年度より、前年度に学生による評価の高かった教員の授業を公開しているが、今年度からは、全教員が評価の高かった授業を中心に見学を行うこととした。しかし、実際に授業見学を行った教員の割合は半数程度であった。参観後には、見学者から担当者へリフレクションペーパーを提出し、昨年引き続き、教員同士が相互学習できる取り組みを行っている。

b. 教育評価アンケート

2013(平成25)年度以降、継続的に教育評価アンケートによる調査(DP、CPに関する達成度調査)を全学部生対象に実施している。2017(平成29)年3月に行った教育評価アンケート

の結果、卒業を目前に控える4年生では、DPに関してそれぞれの「能力を身につけているかどうか」との質問に対して、「強くそう思う」「そう思う」と回答した割合の合計が60%以上の項目は、25項目中21項目（昨年度の調査では18項目）であった。一方、卒業時に「身につけている」と回答した者が50%台にとどまったのは、「災害等の危機的な状況下に生じる健康問題を理解し、援助活動に必要な知識・技術を身につけている」および「国際的な視野に立って、健康上の諸課題を理解することができる」の2項目と、40%台であったのは「本学で培った知識・技術を活かして、国際貢献する基礎的能力を身につけている」および「専門職として実践、研究、教育を行うために、自らの可能性を追求し、人間として成長し続ける能力を身につけている」の2項目であった。4年生で60%に満たなかった4項目に関しては、学部全体でみても60%に満たない項目であった。

また、CPに関しては、昨年度に引き続き、全10項目のうち8項目で60%以上の学生が肯定的な評価をした。4年生の調査で50%を下回る項目はなく（50%代が2項目であり）、学部全体でも「国内外の災害救援・救護や国際開発協力等における実践能力を育成するようなカリキュラムである」（55%）と「高等学校での学習を補ったり、大学での学習へとつないでいくことを考えたカリキュラムである」（49%）の2項目が60%を下回る結果となった（資料4-4-1）。

c. DPとCPについての見直し

本年度より、新たなCPとDPが反映され、学部科目担当教員に対して、新しいDPが提示された。CPにおける各科目群のねらいとDPの対応関係を明確にし、シラバスの作成にも反映させた。

d. 看護師国家試験合格率

2017(平成29)年度の国家試験合格率は全国平均を上回っている。看護師国家試験合格率は、●%（前年度；100%）、保健師は●%（前年度；100%）であった（資料4-4-2、国家試験対策については、第6章の学生支援を参照）。これまで課題とされていた医学生理学系の科目を含め、必修科目は2015(平成28)年より教育の充実を図ることをめざし、全て2クラス編成で開講すること、授業補助要員を導入することを継続している。

〈看護学研究科〉

a. 修了状況は順当か

修士課程の修了状況は、表4-4-1のとおりである。また、国際保健助産学専攻実践コースでは、助産師国家試験合格者が12名（合格率100%）であった（資料4-4-3）。

表4-4-1 2017（平成29）年度 修士課程2年生

	在学2年間 修了者数	在学3年間 修了者数	合計	長期履修 留年	在学者数
看護学専攻	24	4 (長期履修4)	28 (CNS修了者13)	1 1	30
国際保健 助産学専攻	14	4 (長期履修2) (留年2)	18 (実践コース12)	1 0	19

博士後期課程の修了状況は、表4-4-2のとおりである。修了者3名の在学年数の平均は4年間である。3年以上在学する学生が、早期に修了できるように指導と支援が行われている。

表4-4-2 2017（平成29）年度 博士後期課程3年生

	修了者	在学者数	修了率
看護学専攻	3	18 (後期休学2名含)	16.6%

b. CNS 取得状況は順当か

認定審査の申請には、看護師の実務研修が通算5年以上あり、うち3年間以上は専門看護分野の実務研修が必要なため、修了後2年経過した2015（平成27）年度以前修了生の取得状況を表4-4-3にまとめた。今年度に初めて、老年看護と災害看護で各1名がCNSに認定された（資料4-4-4）。

表4-4-3 専門看護師（CNS）認定審査合格者数（2017（平成29）年12月現在）

	修了者数	合格者数	合格率
小児看護学	39	29	74%
精神保健看護学	25	11	44%
慢性看護学	20	20	100%
クリティカルケア看護学	11	10	91%
がん看護学	19	19	100%
老年看護学	3	1	33%
災害看護学	7	1	14%
在宅看護学	2	—	—

c. 教育評価アンケート結果からみる学生が身につけた能力

2016（平成28）年度在学生対象の教育評価アンケートの結果分析を行った。

修士課程の回収率は41.9%であった。「設問1：看護実践における課題を幅広い視点から分析できる能力」「設問2：根拠に基づいて、看護実践における課題に対応できる能力」「設問4：人々の尊厳と権利を擁護する能力」について、現時点で身につけているかという問いに、「強く思う」「そう思う」と回答した学生の割合が70%以上であった。

博士後期課程の回収率は11.4%であった。「設問7：高い倫理観を備え人々の尊厳と権利を擁護する能力」について、「そう思う」と回答した学生の割合が75%であった。

(2)学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

〈看護学部〉

日本赤十字看護大学学則（資料4-4-5）及び学位規程（資料4-4-6）に基づき、本学に4年以上在学し、学則に定める授業科目及び単位を修得して卒業した者には、学士の学位が授与される。2013年度以降入学生の場合は、必修科目100単位、選択科目24単位以上、計124単位以上である（資料4-4-7）。保健師国家試験受験資格取得のためには、必要な科目の単位の取得が必要となる。

卒業判定に関しては、教員から提出された成績評価に基づき、教務委員会で卒業要件を満たしているかどうかを確認した後、教授会で合否について審議した後、学長が認定する。

〈看護学研究科〉（資料4-4-8）

大学院学則第28条に基づき、所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文審査及び最終試験に合格した者に学位を授与している。修得単位の認定は、科目責任教員が提出した成績評価に基づき、研究科委員会の協議を経て、学長が

認定している。学位論文審査及び最終試験の可否の決定は、修士学位論文審査会または博士審査委員会の報告に基づき研究科委員会が行った後、研究科委員会で修了判定を行い、学長が課程修了を決定し、学位を授与している。

学位取得までのプロセス及び学位論文の審査基準は、履修の手引きに明示し、新年度ガイダンスで学生へ周知している（資料4-4-7）。

a. 修士課程

修士学位論文審査会は主査1名と副査2名で構成され、口頭による学位論文審査及び最終試験を行う。2016（平成28）年度から、審査の厳密性・公平性の確保のため、副査2名は審査を申請した学生の所属する領域外の教員としている。

b. 博士後期課程

博士学位論文審査会は主査1名（正・副指導教員以外）と副査4名（正・副研究指導教員含む）で構成され、口頭による学位論文審査及び最終試験を行う。2016（平成28）年度から、幅広い視点から論文指導を行うために、副研究指導教員は審査を申請した学生の所属する領域外の教員としている。学位論文審査及び最終試験の可否の決定は、審査会の報告に基づき博士審査委員会がその可否を投票により決定し、研究科委員会はその投票結果に基づき最終的な可否を決定する。

c. 博士課程共同災害看護学専攻

2014（平成26）年度開講のため、未だ該当学生がいないため学位授与は行われていない。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・DP、CPに対する学生からの教育評価をみると、昨年度以上の肯定的な評価を得ることができている。DPに対して概ね達成できていると評価でき、ほぼ適切なカリキュラムと評価ができるとともに、毎年実施している教育評価がその改善につながっていると評価できる。次年度以降は本年度作成した新たなDPにのっとりた教育評価を実施することになるため、引き続き注視する必要がある。
- ・平成29年度卒業認定は判定基準と手順に従い、教務委員会で卒業要件を確認した後、教授会で可否を審議し、学長が認定しており、問題がないと評価できる。

〈看護学研究科〉

- ・今年度は、修士課程46名、博士後期課程3名が修了し、学位を取得した。
- ・学位論文審査会は厳密性・公平性を保持した運営がなされ、適切に学位を授与した。
- ・修士課程長期履修学生は、1名が長期履修を取り消して在学期間を短縮化して修了した。長期履修の継続・取消、研究科目の履修期の変更等、個々の状況に応じた柔軟な対応を行い、学生が学習継続しやすい環境を提供している。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・授業評価アンケートの回収率が著しく低下しており、改善が見込めない。適切な評価が得られているとは言い難く、今後、適切な授業評価が実施されるような方法を再度検討する

必要がある。

- ・教員の相互学習の機会が設けられているにも関わらず上手く機能していない。教員同士の授業見学、特に、質の高い教員の授業を見学できることや見学者からのフィードバックは、各々の教員の教授法の質を高めることにつながることで期待できるため、相互学習の機会が上手く機能するよう検討が必要である。ただし、公開される授業においては、授業評価アンケートそのものの妥当性が危ぶまれているため、合わせて今後に向けて検討する必要がある。

〈看護学研究科〉

- ・博士後期課程は、3年生14名が次年度も継続して在籍するため、学位取得までの期間が長期化しないように引き続き指導と支援を行う。

4. 2018(平成30)年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・新DP・CPに則った教育評価調査の結果について引き続き注視し、評価する。

〈看護学研究科〉

- ・修士課程の学生は、入学時の履修計画に基づき、標準修業年限の2年で修了している（長期履修学生は3年）。引き続き、学生の状況に合わせた指導と支援を継続する。
- ・CNS取得状況を把握し、各分野の修了生がCNS認定審査に合格できるように指導と支援を行う。
- ・助産師国家試験合格率100%は、修了生の将来を担保することや在学生へのさらなる学修への動機づけとなる。今後も学生主体の国家試験対策を強化していく。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・学生による授業評価が適切に行われ、授業改善に役立てることができるための改善策を具体的に検討する。
- ・教員同士の相互学習の機会となる授業見学について、参加者が増え効果的に行われるための具体的方策を検討する。

〈看護学研究科〉

- ・CNS取得に必要な単位を取得できなかった修了生がいた。CNS取得を希望する場合は、科目等履修生として必要な単位が取得できるように、指導と支援を継続する。
- ・博士後期課程は、学位取得までの在学期間が長期化しないように配慮し、引き続き指導と支援を行っていく。
- ・教育評価アンケートの分析結果を大学院教育改善に活かすために綿密に検討していく。

5. 根拠資料

- 4-4-1 教育評価に関する調査報告書（2016年度）
- 4-4-2 2017(平成29)年度国家試験合格状況（看護学部）
- 4-4-3 2017(平成29)年度国家試験合格状況（国際保健助産学専攻）
- 4-4-4 2017（平成29）年度 CNS取得状況

4-4-5 日本赤十字看護大学学則

4-4-6 学位規程

4-4-7 2017（平成29）年度 履修の手引き

4-4-8 大学院看護学研究科 学位論文関係集

第5章 学生の受け入れ

1. 2016(平成28)年度に策定した発展方策

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・平成28年度に定めたアドミッション・ポリシーに即した面接評価ができるように、講師以上の教員を対象に面接員トレーニングを実施する。
- ・加算による面接評価方法の評価・検証を順次行っていく。また学科試験と面接試験の比率の評価・検証も検討していく。
- ・入試業務内容の事前周知、担当メンバー間での明確な業務分担や連携などを図ることで、当日の円滑な入試業務遂行が継続できるようにする。
- ・障がいのある受験生への個別対応方法の拡充をするために、2017年度に新たに創設される障がい学生支援委員会と入学者選抜試験委員会が連携し、受験希望者に対する入学者選抜試験の対応について検討する。
- ・3年次編入学制度について、入学者選抜試験委員会と2017年度に新設される「入試検討部会」が連携して協議し、試験時期や科目の変更に対する評価、さらには学士編入学制度の検討などを行う。

〈看護学研究科〉

- ・一層多くの出願者を獲得および優秀な学生の確保に向け、修士課程における第2希望領域への出願制度の導入等、継続して入試方法の検証をする。
- ・博士後期課程は平成29年度から入学定員が5名から8名に、収容定員が15名から24名に増員される。近年増加している受験者数の動向や入学後の研究指導体制等を確認し、適切な入学者数の受け入れに一層努める。
- ・5年一貫制博士課程において、外国人受験生に対応できる実施要項や様式を作成し、受入体制を整備する。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・「さいたま看護学部設置準備室」を中心に、A0入試の導入を含めた新たな入試制度の検討を行い2017(平成29)年度内に決定する。
- ・適切な面接評価ができるように、セミナーやワークショップなどを開催して面接員トレーニングを実施する。
- ・入試種別による4年間の成績の追跡調査、国家試験合否との関連の有無、出身高校と学内成績のデータなどを分析し、入試種別の試験の妥当性の評価、推薦入学の基準の見直しなどに活用する。

〈看護学研究科〉

- ・博士後期課程の英語試験について、共通試験問題での実施を検討する。

2. 現状の説明

(1)学生の受け入れ方針を明示しているか。

〈看護学部〉

看護学部入学者選抜試験は、一般、推薦（指定校・公募・支部長）、大学入試センター試験利用型、3年次編入学試験の4種類があり、各学生募集要項、本学ホームページ（資料5-1）、入試ハンドブック（資料5-2）に、以下に示す入学者受け入れ方針を明示している。

アドミッション・ポリシー

本学では、赤十字の理念に基づき、看護の実践と研究に必要な基礎的能力を持ち、人類と国際社会に貢献できる、幅広い教養と豊かな人間性のある人材を育てることを目指しています。そのために、次のような学生を求めています。

- ・赤十字理念である人道（ヒューマニティ）に共感し、自分も他者も大切にできる人
- ・看護学を学ぶために必要な基礎学力を持ち、論理的に考えることができる人
- ・感性が豊かで、多様な人とコミュニケーションをとることができる人
- ・看護に関する学問・実践の楽しさや深さを発見し、持続的に学ぼうとする意欲を持つ人

個別学力試験を課す一般入学者選抜試験、大学入試センター試験を利用する3種類の一般入学者選抜試験、および3種類の推薦入学者選抜試験というさまざまな入学者選抜方式を採用し、多様な人材を受け入れることを目指しています。

一般入学者選抜試験

リテラシー（読解記述力）と理系科目の基礎学力およびコミュニケーション能力・学ぶ意欲についてバランスが取れた者を選抜します。

基礎学力：英語、国語、理系選択科目（数学、生物、化学）から1科目選択
コミュニケーション能力・学ぶ意欲：面接、調査書

大学入試センター試験利用型入学者選抜試験

基礎学力を重視して選抜します。試験科目によって3種類の入学者選抜試験があります。

I-A：理系の基礎学力を審査

英語、数学Ⅰ・数学A、理系選択科目（数学Ⅱ・数学B、生物、化学、生物基礎と化学基礎）から1科目選択

I-B：リテラシー（読解記述力）の基礎学力を審査

英語、数学Ⅰ・数学A、国語

II：リテラシー（読解記述力）もしくは理系の基礎学力を審査

英語、選択科目（数学Ⅰ・数学A、国語、生物、化学、生物基礎と化学基礎）から2科目選択

推薦入学者選抜試験

総合的な基礎学力とコミュニケーション能力・学ぶ意欲を有する者を選抜します。指定校推薦入学者選抜試験、公募推薦入学者選抜試験、支部長推薦入学者選抜試験の3種類があります。特に支部長推薦入学者選抜試験では、赤十字の理念を理解し、将来日本赤十字社の看護専門職者として活躍する強い意志を有する者を選抜します。

基礎学力：調査書、国語（公募推薦入学者選抜試験のみ）

コミュニケーション能力・学ぶ意欲：面接、調査書、志望理由書

また2017（平成28）年度に、文部科学省の「3つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン」を基に、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーとの整合性を再検討した上で、従来のアドミッション・ポリシーを改訂し、ホームページで公開している。また、障がいのある受験生への個別対応方法に関して、ホームページ及び入試ハンドブックの入試Q&Aだけでなく学生募集要項〔資料5-3〕にも明記した。

〈看護学研究科〉

看護学研究科には、修士課程看護学専攻、修士課程国際保健助産学専攻、博士後期課程看護学専攻、5年一貫制博士課程共同災害看護学専攻（DNGL）があり、それぞれの学生の受け入れ方針を、大学院案内、各学生募集要項、本学ホームページ（資料5-4）、入試ハンドブック（資料5-2）に明示している。

また、修士課程・5年一貫制博士課程共同災害看護学専攻への出願資格を審査するための個別入学資格審査を行っており、本学ホームページ（資料5-5）、入試ハンドブック（資料5-6）に明示している。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

〈大学全体〉

本学の入学者選抜試験の管理運営に関する事項については、入学者選抜試験管理委員会が協議し、実施に関しては教授会のもとにおかれた入学者選抜試験委員会および研究科入学者選抜試験委員会、教授会、研究科委員会が協議し、公正かつ適切な学生募集および入学者選抜を行っている。委員会の活動は月1回の会議の中で、方針に則り協議の結果、具体化され、報告・評価されている。また年度末に年報を作成し、自己点検・評価委員会で審議・評価される。年報で出された改善すべき課題等については、新年度の委員会において当該年度の活動方針として話し合わせ、各構成員が分担して、具体的な活動として取り組む体制となっている。

〈看護学部〉

入学者選抜試験管理委員会は、入学者選抜試験管理委員会規程に基づき、学長をはじめとする経営会議メンバーと入学者選抜試験委員長で構成され、出題委員、問題検討委員並びに面接委員の選定を行っている。とくに、入学者選抜試験問題は、学長より任命された第三者による事前確認を行い、試験問題の適切性を担保している。

入学者選抜試験委員会では、入学者選抜試験委員会規程に基づき、入学者選抜試験日程、

試験科目等の設定、各試験での合否判定案の作成を行っている。また、各入学者選抜試験前には、全教職員体制で事前の全体説明会を開催し、入試実施要項に基づき、試験運営、出願者数、当日の業務等の確認を行い、情報共有を図っている。加えて、試験監督要領、面接要領、本部や受付・誘導、連絡員等のマニュアル集を配付し、事前打ち合わせを行っている。

また、「さいたま看護学部 学内プロジェクト会議」を中心に、さいたま看護学部の入試制度を決定した。

a. 一般入学者選抜試験

2月初旬に2段階選抜試験を行っている。第一次試験では英語と国語を必須とし、数学、生物、化学の中から1科目を選択する。2017（平成29）年度入試から学科試験はすべて第一次試験で行い、試験時間は3科目とも60分で実施している。第二次試験は面接（集団・個人）を実施している。

b. 大学入試センター試験利用型

2011（平成23）年から導入され、大学入試センター試験での結果のみで合否判定する入学者選抜試験である。大学入試センター試験実施前日までに出席できるⅠ-A（理系中心型入試：英語、数学（Ⅰ・A）が必須で、数学（Ⅱ・B）、生物、化学、生物基礎と化学基礎から1科目選択）、Ⅰ-B（文系中心型入試：英語、国語、数学が必須）と、2月中旬から下旬にかけて出席できるⅡ（総合型入試：英語が必須、数学、化学、生物、国語、生物基礎と化学基礎）の中から2科目選択の3種類がある。

c. 推薦入学者選抜試験

①指定校、②公募、③支部長の3種類の形態がある。

①指定校入学者選抜試験では、本学が指定した高等学校から1ないし2名の枠が設けられ、評定全体平均3.8以上で高等学校長から推薦された受験生を対象に、本学で面接（集団・個人）を実施する。指定校は毎年、前年度を含む過去3年間の入学者選抜試験の志願者数、合格者数、入学者数等を参考に、選定を行っている。

②公募入学者選抜試験では、全国の高等学校の評定全体平均4.0以上で、高等学校長から推薦された受験生を対象に、本学で筆記試験（国語）と面接（集団・個人）を実施している。

③支部長入学者選抜試験は、関東圏・新潟県内にある赤十字支部が予め選抜した支部長が推薦する受験生に対して、本学で面接試験を実施している。本推薦入試合格者は卒業後、各支部が管轄している赤十字病院への就職を前提とする地域貢献型入学者選抜試験である。支部における募集条件は、本学の協力により各支部で指定した高等学校（準指定校）から、評定全体平均3.8以上で高等学校長が推薦する者である。

d. 3年次編入学試験

看護系短期大学卒業者（見込者含む）および看護専門学校卒業者（見込者含む）で看護師資格を有する者（資格取得見込者含む）を対象とし、筆記試験と面接（個人）を実施している。出願者の増加を図るため、2018（平成30）年度試験において、実施時期を11月から8月に早め、試験科目を国語から看護学一般の専門知識に関する内容に変更した。

〈看護学研究科〉

修士課程看護学専攻では、一般・社会人・特別選考・学内選考の4種類、修士課程国際保健助産学専攻では、一般・社会人・特別選考・学内推薦・学内選考の5種類、博士後期課程

看護学専攻には、一般・社会人・学内選考の3種類、5年一貫博士課程共同災害看護学専攻には一般の1種類の入学者選抜試験を実施しており、それぞれに学生受け入れ方針を明示した募集要項を配布し、さまざまな形で周知を図っている。特に学内選考入学者選抜試験の出願資格については、5月に在学生・卒業生を対象とした説明会を行うとともに、その後の大学院説明会でも受験生のニーズに応じて受験種別ごとの説明を行っている。

看護学研究科入学者選抜試験は、入学者選抜試験管理委員会、研究科入学者選抜試験委員会が検討・検証を行っている。研究科入学者選抜試験委員会では、研究科入学者選抜試験委員会規程に基づき、入学者選抜試験の日程、試験科目等の設定を行っている。各試験の可否は、教育・研究指導面の観点から研究科看護教授連絡会の意見を参考とし、研究科入学者選抜試験委員会において可否判定案の作成を行い、研究科委員会において決定している。

平成29年度は、修士課程および博士後期課程において7月・8月・11月・2月に計4回の入学者選抜試験を実施し、8月から修士課程看護学専攻における第2希望領域への出願制度を導入した（それに伴い、修士課程看護学専攻の共通問題を設定）。

博士課程共同災害看護学専攻（DNGL）では、8月に入学者選抜試験を実施した。博士後期課程看護学専攻の英語試験は、共通試験問題を導入した。

修士課程個別入学資格審査は、研究科第1～第3回入学者選抜試験それぞれの実施前に3回募集し、そのうち1回、2名から申請があった。

(3)適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

〈大学全体〉

大学全体の入学定員は、看護学部は130名、3年次編入学は10名である。受験生の入学者選抜試験の動向や過年度にわたる本学の入学状況（歩留まり等の状況も含む）を分析したうえで、各試験における入学予定者数を入学者選抜試験委員会（研究科含）において原案を作成し、教授会・研究科委員会で決定している。

〈看護学部〉

過去3年間の入学試験別募集定員および入学者数の推移を表5-1に示した。定員に対する入学者の割合は2018（平成30）年度において、看護学部112%、3年次編入学は80%であった。過去3年間の在籍者数は表5-2のとおりである。

表5-1 過去3年間の入試別募集定員および入学者数（看護学部）（各年度5月1日現在）

入試の種類		2016 平成28年度	2017 平成29年度	2018 平成30年度
一般 センター利用型	入学者	82	80	79
	募集定員	65	65	65
指定校推薦	入学者	20	20	24
	募集定員	-	-	-
公募推薦	入学者	21	18	17
	募集定員	-	-	-
支部長推薦	入学者	24	28	26
	募集定員	28	28	28

	合 計	入学者	147	146	146
		募集定員	130	130	130
	入学者に対する比率		1.1	1.1	1.1
3年次 編入学	一般	入学者	12	7	8
		募集定員	10	10	10
	入学者に対する比率		1.2	0.7	0.8

表 5-2 過去3年間の在籍者数（看護学部）（各年度5月1日現在）

学 年		2016 平成28年度	2017 平成29年度	2018 平成30年度
学部	1年生	147	146	146
	2年生	144	147	145
	3年生	142	142	145
	4年生	149	148	148
編入	3年生	12	7	8
	4年生	12	11	9
合計		606	601	601
収容定員		540	540	540
(収容定員に対する割合)		1.12	1.11	1.1

〈看護学研究科〉

入学定員は、修士課程看護学専攻 30 名、修士課程国際保健助産学専攻 15 名、博士課程共同災害看護学専攻 (DNGL) は 2 名である。近年、博士課程看護学専攻への入学希望者が増加傾向にあることから、本年度より博士後期課程看護学専攻の定員を 5 名から 8 名に増員した。

2016（平成 28）年度から 2018 年度における募集定員・入学者数、および在籍者数・収容定員を表 5-3 に示した。

表 5-3 過去 3 年間の募集定員・入学者数、および在籍者数・収容定員

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	
修士課程	看護学専攻	入学者	30	30	30
		募集定員	30	30	30
	在学者数		62	64	64
	収容定員		60	60	60
国際保健 助産学専攻	募集定員	入学者	16	15	15
		募集定員	15	15	15
	在学者数		33	34	31
	収容定員		30	30	30
博士後期課程 看護学専攻	募集定員	入学者	12	13	12
		募集定員	5	8	8
	在学者数		36	43	50
	収容定員		15	24	24
5年一貫制	共同災害	入学者	2	2	2

博士課程	看護学専攻	募集定員	2	2	2
		在学者数	6	8	10
		収容定員	-	-	10

(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

〈看護学部〉

入学者選抜試験委員会において、入学者選抜試験ごとに、出願者の出願状況（男女比、卒業年度、出身高等学校偏差値、出願者の高等学校の内申等）、選抜試験実施方法の適切性、インシデントの有無等について検証をしている。また、支部長推薦入学者選抜試験においては、各赤十字支部と毎年支部担当課長と協議会を設定し、学生募集の共通理解を図っている。2017(平成 29)年度は特に以下の項目について取り組んだ。

a. 推薦・一般入試の面接評価方法の検証

文部科学省「高大接続改革実行プラン」で示されている大学入学者選抜改革の動向のひとつである面接の重視を鑑み、公募推薦入試および一般入試において、面接評価方法を検証した。面接員間の一致性と相関について検討した結果、面接員の研修の必要性を認めた。そこで面接に関するFDを実施し、面接評価の妥当性の改善を図った。

b. 支部長推薦入学者選抜試験制度のあり方の検討

日本赤十字学園が設置した入試制度検討ワーキンググループにおいて情報交換を行い、あり方についての検討を行った。2021(平成 33)年度入試から、同学園 6 大学において支部長推薦を発展させた新制度の推薦選抜を実施することとなった。

c. 支部長推薦入学者試験の説明会の実施

支部長推薦入試の適正な実施を図ることを目的に、第 2 ブロック各支部担当課長を対象とした支部長推薦入学者選抜試験担当課長説明会を 5 月に実施した。優秀な生徒の推薦を委員長からあらためて依頼した。

d. 入学者選抜試験実施要領およびマニュアル集の作成

「入試実施要領」および「マニュアル集」を改訂し、各入試前の全体説明会で入試業務に携わる教職員に配付して事前周知を図った。

e. 入学者選抜追跡調査活用の検討

現在、入学者選抜試験追跡調査を数年ごとに行っているが、2014(平成 26)年度の調査分析に関しては、IR 会議で実施することになっている。そこで、入試種別による 4 年間の成績の追跡調査、国家試験合否との関連の有無、出身高校と学内成績のデータなどを分析し、入試種別の妥当性、推薦入学の基準の見直しなどに活用できるように、担当委員が中心となり IR 会議への分析依頼を行った。

〈看護学研究科〉

研究科入学者選抜試験委員会および看護教授連絡会議において、各入学者選抜試験の適切性に関する検証、出願者の動向（志望領域）等の検証を重点に行っている。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・2017（平成 29）年度入試の実施に当たり、2016（平成 28）年度に新たに策定・公表したアドミッション・ポリシーを大学案内や学生募集要項、オープンキャンパス・進学相談会等で周知を図った。
- ・入学者選抜試験委員会およびさいたま看護学部プロジェクト会議において、2019（平成 31）年度入試概要・入試日程を検討し策定した。
- ・IR 会議で実施されている入試種別による 4 年間の成績の追跡調査、出身高校と学内成績のデータなどの分析結果を検討材料として活用している。
- ・入試で面接を担当する可能性がある教員を対象にFDを開催し、面接評価の視点や面接を実施するうえで重要な事項について理解を深めた。
- ・障がいのある受験生への個別対応方法について、「受験上または修学上の配慮に関する事前相談について」の項目を募集要項に明記したことにより、出願に関する問い合わせへの対応が円滑になった。
- ・指定校推薦入学者選抜試験に関しては、毎年検証のうえ指定校を依頼する高等学校を決めており、適切な人数を確保できている（表 5-1）。
- ・支部長推薦入学者選抜試験に関しては、支担当課長への説明会を継続し、準指定高校の最新の偏差値データなどを提示して、受験生の基礎学力担保への意識づけを図ることができていると考えられる。今後は支部別での学内成績の追跡調査結果などを根拠資料として提示していく必要がある。
- ・入学者選抜試験実施要領およびマニュアル集を更新することにより、担当者間での業務内容の事前確認、及び入試当日の業務遂行の円滑な実施に繋がった。
- ・2021（平成 33）年度から導入される新制度に対応した入学者選抜方法について、将来構想推進協議会入試検討部会および入学者選抜試験委員会において検討し、公表に向けて準備を進めた。

〈看護学研究科〉

- ・研究科全課程において入学定員を満たしている。
- ・大学院説明会の開催や、大学内で実施されている各種研修会、セミナー、臨床施設と合同開催の研究発表会などで大学案内を配布し周知に努めたことが、定員確保につながっている。
- ・5 年一貫制博士課程においては、外国人受験生の受入準備を整えたが、今年度は志望者がいなかった。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・3 年次編入学入試（定員 10 名）は、2 次募集まで実施したが、8 名の入学に留まった。試験科目を看護学一般に変更したが、周知の期間が短く出願の喚起にはつながらなかった。

〈看護学研究科〉

- ・修士課程看護学専攻は第 2 希望領域制度を導入し出願者数の増加を図ったが、38 名（前年度比▲1 名）に留まった。
- ・博士後期課程は多くの出願者を得られている一方で、学内選考入学者選抜試験による入学者が増加した結果、入学者が定員を上回った。

4. 2018(平成30)年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

〈看護学部〉

- ・新設するさいたま看護学部の指定校の選定とあわせ、看護学部（広尾）の既存の指定校について見直しを図る。
- ・入学者選抜試験実施要領およびマニュアル集等を更新することにより、入試業務内容の事前周知、担当メンバー間での明確な業務分担や連携などを図り、広尾・さいたま両学部の入試を確実に実施できる体制を整える。
- ・面接試験でアドミッション・ポリシーに即した評価ができるように評価視点を改め、講師以上の教員に周知する。
- ・加算による面接評価方法の評価・検証を順次行っていく。また学科試験と面接試験の比率の評価・検証も継続して検討していく。
- ・障がいを有し受験上の配慮が必要な受験生への対応について、障がい学生支援委員会と連携し、募集要項の説明追加や申請様式の作成等、受け入れ体制を一層整備する。
- ・2021（平成33）年度から導入される新制度に対応した入学者選抜方法を、外部情報の収集に努めるとともに継続して検討し、2019（平成30）年度初頭に公表する。

〈看護学研究科〉

- ・修士課程看護学専攻において第2希望領域に出願できる制度を導入し、2名の出願者が第2希望で合格し入学へとつながった。また、試験問題に共通問題を設けたことで、選抜方法の均質化につながった。

②改善すべき事項

〈看護学部〉

- ・ホームページ記載内容の充実や相談会の開催、在校生への意識調査を反映した媒体作成等を通じ、3年次編入学試験の定員を充足させる。

〈看護学研究科〉

- ・修士課程看護学専攻においては、一層多くの出願者を獲得および優秀な学生の確保に向け、入学者選抜試験の時期等、継続して入試方法の検証をするとともに、広報委員会と協力して周知に努める。
- ・博士後期課程は、近年増加している受験者数の動向や入学後の研究指導体制等を確認するとともに、修士課程修了見込み者の受験時期を検討し、適切な入学者数の受け入れに一層努める。
- ・5年一貫制博士課程において、外国人受験生の受け入れ準備を引き続き整備する。

5. 根拠資料

5-1 本学ホームページ アドミッションポリシー（看護学部）

https://www.redcross.ac.jp/faculty/policy/admission_policy

5-2 入試ハンドブック 2018 1頁（看護学部）、20～22頁（看護学研究科）

5-3 学生募集要項 障がいのある受験生への個別対応方法

各学生募集要項の「受験上または修学上の配慮に関する事前相談について」に記載

第5章 学生の受け入れ

- 5-4 本学ホームページ アドミッションポリシー（看護学研究科）
https://www.redcross.ac.jp/graduate/policy/admission_policy
- 5-5 本学ホームページ 個別入学資格審査
<https://www.redcross.ac.jp/examination/master>
<https://www.redcross.ac.jp/examination/master/course>
- 5-6 入試ハンドブック 2018 23 頁

第6章 学生支援

1. 2016(平成28)年度に策定した発展方策

①効果が上がっている事項

- ・学園祭に関しては、今年度開催した新たな企画を洗練させ、さらなる集客へと繋げる。
- ・学生が保健室を活用できるよう保健室マニュアルについてガイダンスで説明する。
- ・全学年を対象とした就職支援セミナーが開催でき、1・2年生には病院選びのポイント、3・4年生には就職までのポイントを伝えるとともに、グループワーク等を通じて学生自身のキャリアを考えるきっかけとなったと考える。1・2年生には就職が関係する奨学金を選ぶ際の注意事項と病院説明会について伝える機会にもなった。
- ・国家試験対策の学内講師や卒業生による対策講座を継続する。

②改善すべき事項

- ・学生へのアンケート等を工夫し、奨学金および貸与を受けていることが学修におよぼす効果を明確にする。
- ・障がい学生支援の基本方針を作成し、支援体制の整備を行う。
- ・学園祭全体のタイムスケジュールを厳守する。
- ・本年度行った3・4年生の就職支援セミナーの開催時期と内容について、学生の意見を参考に検討していく。
- ・国家試験模試の開始時期をガイダンス期間とし、より早期から外部成績評価により自己の学習状況を客観視できるよう支援する。
- ・国家試験対策の学部講師による対策講座参加のメリットを教員から伝えていく。
- ・国家試験対策として、小集団を対象とする強化クラスだけでなく、強化クラスで効果が認められず基礎的学習能力に課題がある学生への個別学習支援について、更なる方策を練る。

2. 現状の説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるように学生支援に関する方針を明確に定めているか。

本学では、学生支援の基本方針として、「建学の精神である『人道』に基づき、学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることで、一人ひとりが自己及び他者を大事にしながら人間的成長を達成できるよう、学生生活・就職支援委員会を中心として教職員全体が組織的にきめ細やかな学生支援を行う」と定め、修学支援、生活支援、進路支援の3つの観点から明確に定めている。この方針は、本学ホームページで公開しており（資料 6-1）、本方針を基に、各委員会等で学生支援を実施している。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

a. ガイダンス

学生の学修を円滑に進めることを目的に、毎年の年度初めにガイダンスを実施している。

ガイダンスは学生支援上、重要であり今年度からはより細やかにガイダンスを行えるよう年1回であった回数を年2回に増やした。このことを機会に2017(平成29)年度の年報から本項目を追加し、報告を行うこととする。

本学では、例年入学式の日からの4日間を用い、各学年の修学及び学生生活に必要な情報を提供するガイダンスを実施している。主な内容はクラス担当教員の紹介、学務課及び教務課からの説明、人権倫理、情報処理、奨学金、自治会および生協等の説明を行っている。その他、アチーブメントテスト、国家試験対策の説明や健康診断も行っている。

新入生に対しては、新しい環境への適応を促進する目的のもと先輩学生との交流、教員を知る機会なども設定するなど、その内容は多岐に渡る。

例年、ガイダンス終了後に学生へアンケートを実施している。その内容を次回のガイダンスに反映させ、内容および順序などを検討し、より適切なガイダンスとなるよう取り組んでいる。

新入生に対しては先輩学生と交流の時間を持つことで、看護学生としての不安を軽減し、看護学生としての自覚を持つスタートとなっていると考える。

b. クラス担当教員による学修支援

メンタルヘルス上の問題や対人関係上の問題を抱える相談援助ニーズの高い学生へのより適時適切な支援を充足させるために、学生クラス担当教員を8名とし、1担当教員あたり学生数を16名から18名とし、原則として4年次までの持ち上がり制としている。クラス担当教員は「クラス担当教員内規」(資料6-2)に基づき、年1回以上の面接を実施して、学生の修学・健康・生活・進路等に関する事項への助言と指導、奨学金・就職・進学等の推薦状の作成等を担当している。また、年度の初めにはガイダンス期間を設け、その間にクラス担当教員からのオリエンテーションや個別相談を行っている。2017(平成29)年度からは後期開始時にもガイダンス日を設け、前期成績の配付・後期修学の指導を実施した。年間を通してクラス担当教員は、担当学生の履修状況や成績を把握し、学修支援を行っている。さらに、学年を総括する学年主任1名がクラス担当教員の相談、支援を行う体制になっている。

今年度から、クラス担当教員による保護者による相談件数について統計をとることになった。表6-1に示すように、4年生では「留年」が2件あり、これは下の学年では「出席不足」と同義であるため、相談内容として「出席不足」に関わる相談件数が最も多いといえる。

表6-1 クラス担当教員による保護者による相談件数(相談内容と学年のクロス表)

相談内容 /学年	1年生	2年生	3年生	4年生	合計
退学	1				1
出席不足		2	1		3
奨学金			1		1
留年				2	2
その他			3		3
合計	1	2	5	2	10

c. 経済的支援

本学では、経済的支援と学業奨励を効果的に行うために、奨学金制度と特待生制度（授業料免除）とを設け、意欲ある学生に学ぶ機会を提供している。

主な奨学金の受給状況を表6-2に示した。奨学金は日本学生支援機構関連奨学金、日本赤十字社関連奨学金の他、本学独自の奨学金を準備している。本学独自の伊藤・有馬記念基金の奨学金では、学生奨学金の他、外国留学奨励金としてスウェーデン赤十字大学交換学生2名、スイスのラ・ソース大学交換学生2名の渡航費を全面的に給付している。また、2016(平成28)年度から日本赤十字看護大学松下清子記念教育奨学金が加わり、学部生および大学院生の海外研修・国際交流支援、あるいは経済的理由のため修学継続が困難な大学院生への奨学金として給付を開始した。

表6-2 看護学部生・研究科大学院生の奨学金の種類と受給状況 平成27年度～29年度

年度	種類		看護学部		研究科大学院	
			受給者数	割合*1	受給者数	割合*1
2015 (平成27)	日本学生支援機構	(第一種)	67	10.7%	5	9.4%
		(第二種)	81	13.0%	8	15.1%
	日本赤十字社 関連奨学金	日本赤十字社奨学生	287	46.1%	2	3.8%
		日本赤十字社医療センター	110	17.7%	0	0.0%
	日本赤十字看護大学奨学金	伊藤・有馬記念基金	19	3.0%	11	20.8%
		保護者会奨学金	18	2.9%	対象外	
		大嶽康子記念奨学金	5	0.8%	0	0.0%
	その他		36	5.8%	27	50.9%
計		623	105.1%*2	53	43.4%*2	
*1=受給者延総数に対する割合 *2=在籍学生総数(学部593名、大学院122名)に対する割合						
*3=学部生は(海外研修・国際交流支援)のみ対象						
2016 (平成28)	日本学生支援機構	(第一種)	65	10.1%	7	9.1%
		(第二種)	78	12.2%	9	11.7%
	日本赤十字社 関連奨学金	日本赤十字社奨学生	293	45.7%	2	2.6%
		日本赤十字社医療センター	106	16.5%	0	0.0%
	日本赤十字看護大学奨学金	伊藤・有馬記念基金	35	5.5%	10	13.0%
		保護者会奨学金	27	4.2%	対象外	
		大嶽康子記念奨学金	5	0.8%	0	0.0%
	その他		4*3	0.6%	21	27.3%
計		28	4.4%	28	36.3%	
*1=受給者延総数に対する割合 *2=在籍学生総数(学部603名、大学院134名)に対する割合						
*3=学部生は(海外研修・国際交流支援)のみ対象						
2017 (平成29)	日本学生支援機構	(第一種)	64	10.2%	4	3.3%
		(第二種)	84	13.3%	6	4.9%
	日本赤十字社 関連奨学金	日本赤十字社奨学生	280	44.4%	5	4.1%
		日本赤十字社医療センター	122	19.4%	0	0.0%
	日本赤十字看護大学奨学金	伊藤・有馬記念基金	28	4.5%	16	13.2%
		保護者会奨学金	19	3.0%	対象外	
		大嶽康子記念奨学金	5	0.8%	0	0.0%
	その他		0*3	0.0%	25	20.6%
計		0	0.0%	28	23.1%	
計		28	4.4%	38	30.8%	
*1=受給者延総数に対する割合 *2=在籍学生総数(学部598名、大学院146名)に対する割合						
*3=学部生は(海外研修・国際交流支援)のみ対象						

2017(平成29)年度の学部の奨学金受給者延べ数631名、学生総数に占める割合は105.5%でほぼ横ばいである。種類別受給状況では、日本赤十字社関連奨学金が最も割合が高く、次いで日本学生支援機構奨学金(第一種・第二種合計)であった。

研究科大学院生の奨学金に関しては前述の内容に加え、研究助成を行う松下清子記念奨

学金の制度を活用し、修士課程及び博士課程の大学院生で受給を希望する院生が、選考を経て、研究活動の経済的支援を受けている。

そのほか、災害救助法適用地域において被災し経済的理由により修学困難な学生への支援として「日本赤十字学園大規模災害被災学生奨学金」(2012(平成24)年度施行)の給付対象者の範囲を拡大し、2017(平成29)年度は2名の学生に給付を決定した。また、保護者会による学生支援としては、奨学金の給付や国家試験対策の模擬試験受験料や対策講座受講料の助成、感染症ワクチン接種の助成を継続して行っている。

このように奨学金制度は充実しており、複数の奨学金を受給する学生が多い。しかし、貸与金額が多額となっている学部生のなかには、表6-3に示すように、卒業後に日本学生支援機構奨学金の返還が延滞する者が認められるようになった。そのため、2017(平成29)年度の学生便覧には受給するに当たっての注意を記載し、2017年度ガイダンスでも説明し、各クラス担当教員の面談時にも個別指導した。

表 6-3 日本学生支援機構奨学金における「過去5年間の貸与終了者に占める各年度末時点で3月以上滞納している者の比率」の推移

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
学部	0.0%	1件(0.4%)	3件(1.1%)	3件(1.1%)	1件(0.4%)
学部 全国	2.0%	1.7%	1.4%	1.3%	1.3%
大学院	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
大学院 全国	0.8%	0.6%	0.5%	0.4%	0.4%

日本学生支援機構奨学金 <https://www.sas.jasso.go.jp/ac/HenkanJohoServlet> 学校毎の貸与及び返還に関する情報をもとに作成

奨学金に関する学生への情報提供は、「奨学金案内」(資料6-3)配付、学生便覧、ホームページ、奨学金説明会、学内掲示により広く学生に周知している。このほかに、随時、学務課学生係とクラス担当教員が個別相談に応じている。

特待生制度は2009(平成21)年度に発足し、経済的支援と学業奨励をより効果的に行うために見直しを行い、現在は特待生Aについては一般入試の成績優秀者2名に対し1年間の授業料免除を行い、特待生Bについては各年度の成績優秀者5名に対し1年間の授業料半額免除を行っている(資料6-4)。

2017(平成29)年度は、奨学金制度を利用することが学修に及ぼす効果について、アンケート調査を行う予定だったが、各担当者の連携不足で実施にいたらなかった。

d. 卒業延期者及び休・退学者に対する支援

2017(平成29)年度の学部の状況は、退学者4名、卒業延期者8名であった。また、休学者数8名に対し、復学者は3名であった(表6-4)。卒業延期者数と休学者数は増減があるものの、退学者数はほぼ横ばいとなっている。休学の理由は体調不良、進路再検討等であり、退学の理由は体調不良、一身上の都合であった。いずれも個別対応を行い、早期にクラス担当教員が相談に応じ、学年主任や学務部長、学部長、カウンセラー、学務課と連携を取り、学生本人と家族を含めた保護者面談は合計10回実施し、修学に関する方針やスケジュール

等の合意を得た。

表 6-4 学籍異動者数の推移

年度	学部				大学院			
	退学	休学	復学	卒業延期	退学	休学	復学	卒業延期
2013 (平成 25)	2	5	2	2	1	9	5	8 (修 4、博 4)
2014 (平成 26)	0	3	3	3	2	6	4	11 (修 2、博 9)
2015 (平成 27)	4	9	3	11	2	3	5	13 (修 2、博 11)
2016 (平成 28)	4	5	5	6	3	8	1	13 (修 3、博 10)
2017 (平成 29)	4	8	3	8	5	9	3	15 (修 2、博 13)

大学院の状況は、卒業延期者 15 名（修士 2 名、博士 13 名）、退学者 5 名であった。また、休学者は 9 名に対し、復学者は 3 名であった（表 6-4）。休学者数は増減があるものの、卒業延期者数と退学者数はほぼ横ばいとなっている。休学の理由は、体調不良、妊娠、介護であり、退学の理由は体調不良等であった。いずれも早期に指導教官が相談に応じ、研究科長、領域内の教員、学務課と連携を取り、学生本人と修学に関する個別対応を行った。

授業の欠席が多い学生に対しては、昨年度に引き続き、授業欠席に対する学生支援体制として定期試験の受験資格を失う前に各授業担当教員がクラス担当教員と連携を取り、学生への対応を進めている。具体的には、授業で欠席が続く等の問題状況が発生した場合には、授業担当教員が本人に連絡すると同時に、すみやかにクラス担当教員に連絡し、学生への指導・支援を依頼する。また、実習の履修要件になっている授業科目の単位認定試験に対する受験資格を喪失した場合には、実習担当教員との連携のもと、その後の対応について話し合い、学生への指導・支援を行うことになっている。

単位取得が滞っている学生に対しては、教務委員会による履修計画に基づき、クラス担当教員と授業担当教員によるサポート体制をとっている。

e. 障がいのある学生に対する修学支援

昨年度の改善事項として、障がい学生支援の基本方針を作成し、支援体制の整備を行うことが示されていた。また、学生支援の基本方針の中で、障がいのある学生に対して実効性のある支援体制を整備し、それぞれの学生に適した学修環境を実現することを明文化していることから、2017（平成 29）年度は障がい学生支援委員会を創設し、教員 4 名と事務職員 1 名の支援体制の整備を行った。まず、障がい学生支援の基本方針を作成し、障がい学生

が支援を求める方法や合理的配慮の検討方法を定めた。8月に支援体制を整えることを目的に、教職員を対象としたFD・SD研修として「障がい学生のニーズと修学支援～精神障害の事例を中心に～」を実施した。全教職員のうち59名（うち職員14名）が参加、アンケートには32名が回答した（回答率54%）。アンケートではほとんどの参加者から障がいや合理的配慮についての理解が深まったと回答を得た（表6-5）。また、今後実施してほしい内容やテーマについては、発達障がい学生の支援、医学部・看護学部で行われている合理的配慮、情報共有をどのように行うのか等が記述された。

表6-5 「障がい学生のニーズと修学支援～精神障害の事例を中心に～」アンケート結果

	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そう思わない
プログラムの目的は明確に設定されていた	26 (81%)	5 (16%)	1 (3%)	0 (0%)
プログラムは障がい学生支援に活かせる内容だった	24 (75%)	7 (22%)	1 (3%)	0 (0%)
研修会の内容は十分に理解できた	24 (75%)	8 (25%)	0 (0%)	0 (0%)
研修会は全体的に満足できるものであった	22 (69%)	8 (25%)	2 (6%)	0 (0%)
今後も障がい学生支援の研修会を継続していくべきだと思う	20 (63%)	10 (31%)	2 (6%)	0 (0%)

障がい学生委員会創設前から身体障害により合理的配慮を求めてきている学生に対して修学の支援を実施している。その結果、当該学生は支障なく単位修得が行えている。

2017（平成29）年度障がい学生支援委員会への申請は0件であった。しかし、発達障がい等の可能性が考えられる学生は在籍するが、支援を公的に求めて来ていない。現状としては、実習担当領域が学生個々の状態を配慮し、課題に応じて細やかに支援を実施している。このことから大学全体で障がい学生を支援することを、学生側により周知していくために学生向けの広報を充実させる必要がある。

また、障がいに応じた適切な合理的配慮を実施できるよう、在学生への具体的支援事例を把握することも必要と考える。具体的支援事例を検討しつつ、支援の拡大や本学が支援できる範囲の見極めを検討することも必要と考える。

f. 準備教育

一般入試合格者に比べ合格決定の早い推薦入学予定者を対象に、本学では2012（平成24）年度（2013年度入学生対象）から推薦入学予定者説明会を毎年開催している。これは入学まで数か月に及ぶ長い日々を大学生活に円滑に適応するための準備期間として有意義に活用してもらおうとともに、時代と保護者のニーズに沿った教育改善を図ることを目的とし、教

職員と在学生在が大学生活について分かり易く解説し、新入学予定者の勉学意欲を高めることを目指している。

2018(平成30)年1月6日に開催された2017(平成29)年度の説明会には、学生とその父母など127名が参加し、教員が「看護大学で学ぶこと」に必要な社会的視点や4月までの過ごし方、学生生活と生活支援体制、奨学金制度と就職状況、健康管理などについて詳細な解説を行った。また、在在学生によるキャンパスライフのプレゼンテーションや学生食堂体験など実際の大学生活の一端を体験していただくプログラムも用意し、参加者から好評を得た。参加者のアンケート結果からは、回答者の97%が内容に「満足」「やや満足」と答えており、「残り3ヶ月の過ごし方など4月までにやるべきことがわかった」「丁寧で細かい説明で不安が解消された」など好評価を示す意見が多数寄せられた。特に、在在学生からのメッセージについては、「在在学生から生の話を聞くことで、自分の看護師としての道がみえた」「学生の体験談から4月からの自分の生活やサークルについてイメージがわいた」などの意見が寄せられ、学生の立場からのメッセージが大学生活のイメージに役立ったと考えられた。「看護大学で学ぶにあたっての心構えができたか」との問いには、「非常にできた」と答えた者が70%、「ややできた」を含めるとほぼ全員がプログラムの趣旨を有意義なものと感じていたことが窺われる。こうした期待に応えるべく、今後も学生、父母の意見を積極的に取り入れながら更に充実したプログラムにするよう努めてゆくこととしている。

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

a. 健康管理

保健センターに保健室を設置し、保健師が定期健康診断と事後指導、予防接種の実施、健康相談等を行っている。保健室の人員配置は、専任保健師1名で、保健室は大学閉館時以外の平日9時から17時30分まで開室している。

定期健康診断は、例年4月に実施している。新年度ガイダンス期間中に健康診断を実施している。健康診断の事後指導に関しては、校医が結果を確認した上で、再検査や保健指導が必要な学生に対して保健師が個別指導を行う。2017(平成29)年度の保健室利用延件数は表6-6に示した。保健室の主な対応は「相談」「生活・保健指導」「休養」「処置」等であった。

表6-6 年度別保健室利用件数

年度	合計	大学	大学院
2015 (平成27)	1,718	1,375	343
2016 (平成28)	1,514	1,300	214
2017 (平成29)	1,615	1,328	287

感染予防対策については、看護学実習オリエンテーション時に「看護学実習における感染予防対策」(資料6-5)を用いて実習担当教員が感染予防ガイダンスを行っている。さらに

保健師が中心となって結核・B型肝炎・インフルエンザ・麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎に関する情報提供に加え、感染予防の保健指導の実施、ワクチン接種の推奨等の感染予防対策を講じている。インフルエンザやノロウイルス等の感染症に対しては、流行状況を把握して情報提供や指導を適宜実施している。予防接種や健康診断結果は「健康の記録」（資料6-6）に綴じ、自己管理するよう指導している。その他、授業や課外活動での海外渡航時には、授業担当教員・サークル顧問・保健師による指導を行い感染症予防に努めている。

学生の健康管理意識を高めるとともに保健室をより有効に活用できるよう保健室利用マニュアルを作成し、ガイダンス時の説明に使用した。

b. 学生相談

保健センターに学生相談室を設置し、非常勤カウンセラー1名によって週2～3日10時～17時（週1日は12時～19時）まで開室されている。2016（平成28）年度の開室日は104日であった。入学時に「学生相談室利用案内」（資料6-7）を用いたガイダンスの実施や、年2回「相談室だより」（資料6-8）を学部生と院生全員に配付する等、学生相談室が利用しやすくなるような働きかけを継続して行った。学生相談室利用状況を図6-1、図6-2、表6-7に示した。2018年度の利用状況は開室日が118日、利用者数は56人であった。利用者数および学年別割合は過去3年間に大きな変化はなく、利用者数は学年が上がるにつれ増加する傾向にあった。主な相談内容は（図6-3）に示した。「学生生活」「対人関係」「心身健康」「学業」等が並ぶが、29年度はそれ以前に比べて「心身健康」の割合が高い。はじめは対人関係や学業についての相談を目的として来談したが、継続的に利用をするうちに自身の心身の健康について検討する傾向が多く見られたためと思われる。

教職員が学生相談室を利用する主な理由は「学生対応」であった。2017（平成29）年度も継続して教職員が学生対応に関する情報を得られ、話し合える場として「教職員とカウンセラーとの懇談会」を年2回開催した。また、年度ごとの学生相談室活動については「学生相談室活動報告」としてまとめている。

図6-1 相談室利用状況

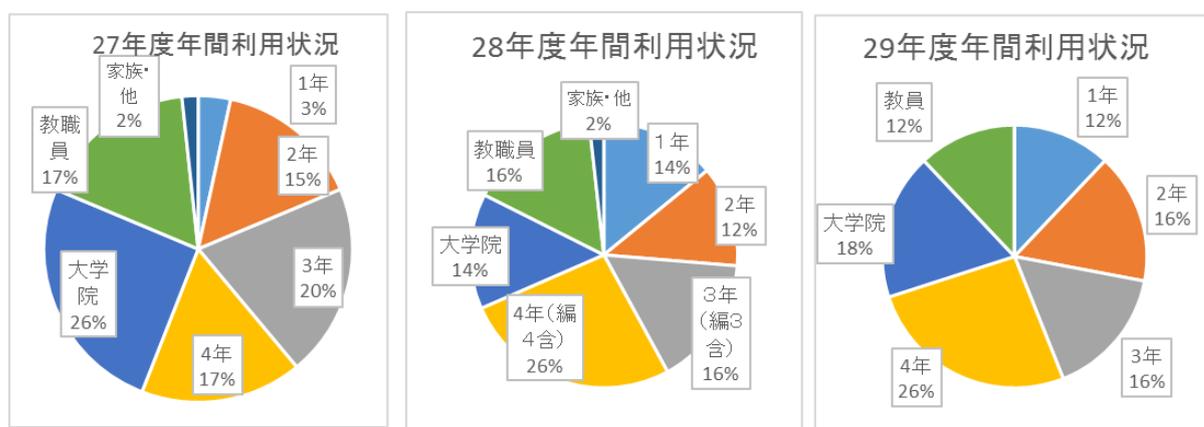


図 6-2 利用者割合推移

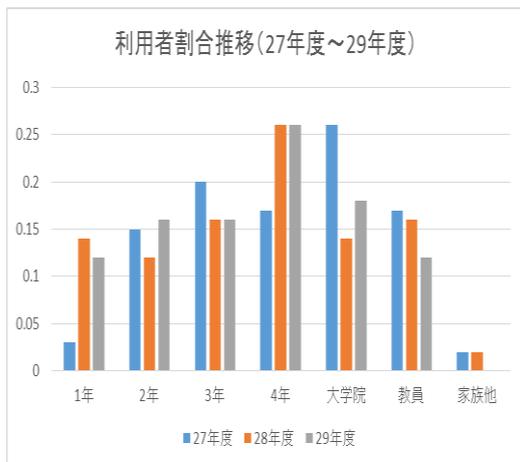
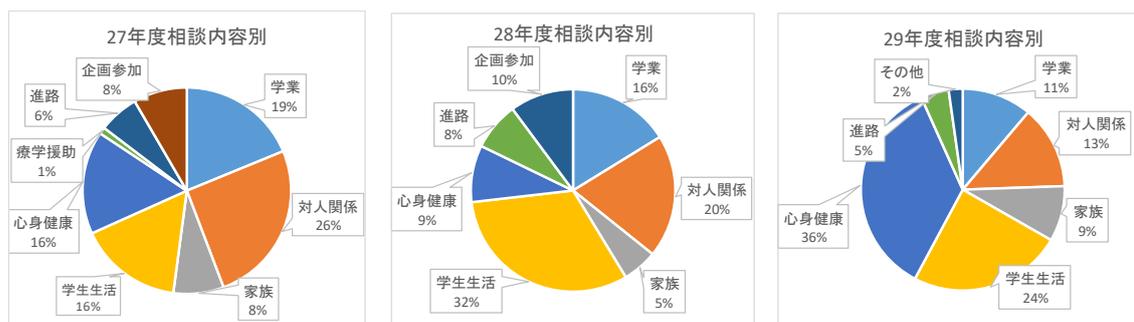


表 6-7 相談室利用状況

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
開室日数	102日	104日	118日
対応総数	589件	677件	580件
面接数	191回	258回	366回
利用者実数 (内学生)	59人(48人)	57人(47人)	56人(45人)

図 6-3 相談内容



2014(平成 26)年度から保健室と学生相談室に加えて、その機能を補完するために、年中無休で 24 時間対応できる外部委託の学生相談を導入した。これは学生だけでなく、その家族や保護者も利用できるものである。利用者数(延数)は表 6-8 に示した。2017(平成 29)年度は過去 2 年と比較して利用者数が減少した。

表 6-8 年度別外部委託学生相談件数

年度	利用者数	電話相談		メンタル面接 カウンセリング
		健康相談	メンタルヘルス電 話カウンセリング	
2015 (平成 27)	27	23	6	4
2016 (平成 28)	27	26	8	1
2017 (平成 29) 2 月まで	8	8	6	0

c. ハラスメント対策

「日本赤十字看護大学人権・倫理委員会規程」(資料 6-9) に基づく、人権・倫理委員会を設置している。学生には『ハラスメント防止・相談の手引き』(資料 6-10) を用いてハラスメントについて新学期のガイダンス期間中に説明している。個々に対応した教職員が適正に相談に応じられるように、『本学教員、職員が人権・倫理問題について相談を受けた際の対応マニュアル』(資料 6-11) と「人権・倫理問題相談記録」を作成し、活用している。『本学教員、職員が人権・倫理問題について相談を受けた際の対応マニュアル』の基準に則り、本学教職員および学外(日本赤十字社医療センター医師・看護師)から選出された人権・倫理問題相談員が相談に対応している。

2017(平成 29)年度は、人権・倫理委員会による大学院生および教職員を対象とした研修会として、外部講師を招いた「キャンパス・ハラスメント防止のために～風通しのよい大学づくりのために一人ひとりができること～」を6月1日に開催し、大学院生25名・教職員81名が参加した。

d. 課外活動

課外活動は、学生の主体的な活動のもとに、団体構成員相互の責任と人間関係を円滑に保持し、リーダーシップやメンバーシップ等を学びながら人間的に成長を期待する集団活動であり、大学の重要な教育活動の一環として位置づけられている。クラブの顧問である教員と学生生活・就職支援委員会が主に、その活動を支援している。

2017(平成 29)年度現在、クラブ等の団体は総合運動サークル、テニス部などの体育系クラブ団体の他、海外ボランティアや地域災害ボランティアなどの団体、日本赤十字六看護大学学生交流会など12団体あり、延343名の学生が所属している。ボランティア活動については、年に1～2回学内で報告会を開催している。災害救護ボランティアサークルSKVは、病院で行われる防災訓練や地域防災セミナーへの参加や被災地でのボランティアが「ぼうさい」(平成29年度冬号)に紹介されている。また、カンボジアを中心に保健衛生教育を行っているNACEFは、ソロプチミスト日本財団より「学生ボランティア賞」を受賞した。

大学祭(クロア・ルージュ祭)については、毎年、学生が主体となって企画運営し、1日間の開催としている。例年、学園祭運営委員の引継ぎが遅れ気味になっていたことを考慮して、後期試験期間前に第1回の会合を年内に開催し、今後の運営方針や引継ぎ内容の確認を行った。その結果、学園祭終了後の後片付けも円滑に行われ、予定の時間内に全てを終了することができた。2017(平成 28)年度の参加者は、外部参加者が879名、学内参加者132名の合計1011名で、過去3年間で最大の参加者となった(表 6-9)。

表 6-9 クロア・ルージュ祭参加者数推移

年度	開催月日	参加者数
2015(平成 27)	11/14(土)	556
2016(平成 28)	11/12(土)	782
2017(平成 29)	11/25(土)	1,011

また、教職員のサポート体制を強化し、学生運営委員の週1回の打ち合わせにも参加するだけでなく、メールやSNSを活用し情報や意見の交換を随時行った。

学生自治会については、学生の意見を学生生活に反映するために、学生自治会と大学（学生生活・就職支援委員会、学生係）との意見交換会を開催した。また、懸案であった自治会費の管理方法に関して、教職員を交えて検討し改善に繋げた。

(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。

a. キャリア支援に関する組織体制

学生生活・就職支援委員会におけるキャリア支援に関する組織体制は、就職・進学支援、ガイダンス、国家試験対策で構成されている。就職・進学支援では就職支援セミナー、病院説明会等を継続して行っており、学生が看護専門職としての方向を検討する有意義な機会となっている。国家試験対策は部会とともに、国家試験合格100%を目指して、ガイダンス、アチーブメントテスト、模擬試験、対策講座等を行っている。ガイダンスでは、各学年に応じた1年間の履修計画や過ごし方等の説明とともに、就職・進学支援セミナー、国家試験対策の説明を組み込んで行っている。個別対応として、クラス担任が窓口となり相談に応じている。また、学生係が就職情報室の管理・運営、関連情報の提供の実務を担当している。

b. 就職・進路選択に関する支援

前期ガイダンス期間中の4月7日（金）に、1・2年生対象と3・4年生対象に内容を分けた就職支援セミナーを開催した。昨年度の学生アンケート結果や本年度の学生の意見を参考にして、学生生活・就職支援委員を中心に各クラス担任とともに開催時期と内容を検討し、開催・運営・当日の説明を行った。

1・2年生対象の就職支援セミナーでは、将来の履修・勤務領域について考えたい学生や病院奨学金を希望する学生に向けて、スライド（資料6-12）をもとに看護学領域別の主な職場や資格、奨学金を受ける上で検討すべき就職先のことなどについて説明した。アンケートに回答した1年生66名からは、分かりやすかった、今後の参考にしたいといった意見など、概ね好評を得た（資料6-13）。

3・4年生対象の就職支援セミナーでは、これから就職活動をする学生や既に病院奨学金を受けて就職病院が決まっている学生に向けて、スライド（資料6-14）をもとに説明した。具体的内容としては、就職活動の具体的なスケジュールや履歴書記載時と面接時のポイント、病院説明会・インターンシップの準備やマナー、病院比較のポイント、就職の決め手などである。参加学生からは、インターンシップに行こうと思うといった意欲的な意見が聞かれた。教員に履歴書や小論文の添削、面接の練習をしてもらいたいとの希望も聞かれた。

4月20日（木）には、全学生を対象とした、赤十字関連病院と実習病院を含む42施設参加による、奨学金および病院説明会を開催した（表6-10、資料6-15）。アンケートの回答では多くの学生が参加し、参加施設側からは充実した説明会であったと概ね好評が得られた（資料6-16）。

表 6-10 病院説明会の案内送付数と参加数

第6章 学生支援

年度	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	送付数	参加数														
赤十字病院	91	31	91	31	91	28	91	29	91	28	91	22	91	25	91	21
実習施設	10	4	13	7	13	7	15	9	15	10	15	8	18	12	16	9
2名以上の卒業生が就職した病院	0	0	11	11	13	13	16	15	16	14	18	16	18	14	21	12
合計	101	35	115	49	117	48	122	53	122	52	124	46	127	51	128	42

クラス担任の活動として、すべての学年で年間を通してクラス担当との個別面談時や学生の希望時に、就職・進路選択に関する相談に対応した。4年生に向けては、学生の希望に応じてクラス担任が履歴書や小論文について相談やアドバイスを行った。

学務課学生係においては個別に就職の相談に応じている。また、就職情報室でも求人案内や卒業年度に学生が受験した病院名、就職試験の試験・面接内容等、就職活動の情報を掲載した「就職試験情報」を設置し、学生が自由に閲覧できるようにするなどきめ細かな就職支援を行っている。

2017（平成29）年度卒業生は、就職率89.3%（赤十字関連施設71.3%、赤十字以外の病院16.7%、行政機関1.3%）、進学率10.0%、その他0.6%であった。2017（平成29）年度修士課程のうち、看護学専攻修了生は、就職率85.7%（赤十字関連施設39.3%、赤十字以外の施設46.4%）、進学率7.1%、その他7.1%であった。また、国際保健助産学専攻修了生は、就職率100%（赤十字関連施設44.4%、赤十字以外の施設55.6%）であった。2017（平成29）年度博士後期課程修了生は、就職率100%（赤十字関連施設33.3%、赤十字以外の施設66.7%）であった。（表6-11）

表6-11 進路と就職率

年度	進路		学部	修士課程	博士課程
平成27年度	日本赤十字社関連施設	臨床	71.1	51.2	0.0
		教育施設 他	0.0	9.8	60.0
	赤十字以外の医療施設	臨床	20.4	31.7	0.0
		教育施設 他	0.0	2.4	40.0
	行政機関 他		1.4	0.0	0.0
	進学		6.4	4.9	0.0
その他		0.7	0.0	0.0	
平成28年度	日本赤十字社関連施設	臨床	71.4	30.0	0.0
		教育施設 他	0.0	0.0	0.0
	赤十字以外の医療施設	臨床	13.6	50.0	20.0
		教育施設 他	0.0	5.0	80.0
	行政機関 他		2.0	0.0	0.0
	進学		9.7	12.5	0.0
その他		3.3	2.5	0.0	
平成29年度	日本赤十字社関連施設	臨床	71.3	37.0	0.0
		教育施設 他	0.0	4.4	33.3
	赤十字以外の施設	臨床	16.7	47.8	0.0
		教育施設 他	0.0	2.2	66.7
	行政機関 他		1.3	0.0	0.0
	進学		10.0	4.3	0.0
その他		0.7	4.3	0.0	

c. 国家試験対策

学部の学生に対しては看護師・保健師、国際保健助産学専攻の大学院生に対しては助産師の資格取得のために、国家試験対策部会を設置し支援を行っている。

看護師国家試験対策：看護師国家試験対策では、既卒者受験者に対してもクラス担任と国家試験対策部会が個別に連絡をとり、模擬試験や学内対策講座等を受験できるよう対応している。2017(平成29)年度の看護師・保健師国家試験対策として、国家試験対策部会では、学部4年生と3年生に対して、国試委員(学生代表)・クラス担任や学内教員・事務局とともに保護者会・大学生協・卒業生の支援を受けながら以下の活動を行った(表6-12)。

表6-12 2017年度 看護師国家試験対策

月	内容	対象学年	担当
4月	国家試験ガイダンス 国家試験関連 学習媒体の紹介 第1回 看護師国試対策模試*	3・4年生 4年生	外部講師・部会 生協・部会 国試委員・部会
5月	対策講座 1日開催*	4年生	学部講師・部会
6月	第1回 必修問題対策模試*	4年生	国試委員・部会
8月	強化クラス 2日間開催	4年生	部会
9月	先輩企画 対策講座 第2回 看護師国試対策模試* 医学系基礎科目模試*	4年生 3年生	卒業生・部会 国試委員・部会 クラス担任・部会
10月	第2回 看護師必修問題対策模試*	4年生	国試委員・部会
11月	対策講座 3日間開催* (一部有料) 対策講座 2日間開催 強化クラス 2日間開催	4年生	外部講師・部会 学内教員 学内教員
12月	第3回 看護師国試対策模試* 必修問題直前対策模試 希望者のみ 対策講座 2日間開催* 対策講座 3日間開催 強化クラス 2日間開催	4年生	国試委員・部会 国試委員・部会 外部講師・部会 学内教員 学内教員
1月	看護師国試直前対策模試 希望者のみ 対策講座 2日間開催 対策講座 1日開催 強化クラス 1日開催 次年度国家試験対策予定 案内	4年生 3年生	外部講師・部会 外部講師・部会 学内教員 学内教員 クラス担任・部会
2月	看護師国家試験 自己採点結果報告と試験後対応	4年生	部会・クラス担任

*保護者会より全額助成

模擬試験：保護者会助成により4年生は看護師国家試験模試を5回実施した。またその他に希望者のみを対象とした有志模試を2回実施した。3年生は、基礎医学系の基礎模試を1回実施した。参加率は以下の通りである（表6-13）。

表6-13 看護師国家試験対策 模擬試験 平均参加率（幅）の推移

年度	4年生				3年生
	助成 対策模試 (%)		有志模試 (%)		基礎模試
	全体対策	必修対策	全体対策	必修対策	*
2015	97.7(98.5-96.2)	96.2(94.7-97.7)	94.7	55.6	
2016	96.3(95.8-96.5)	98.3(97.2-99.3)	84.0	68.1	95.0
2017	97.7(96.5-100)	98.6(97.2-100)	92.3	93.0	93.7

*助成あり 無料受験

保護者会助成により3回の全体対策と2回の必修対策模試とが開始された4年生の模試の3年間を比較すると、今年度の参加率の平均は、昨年よりも若干上昇し、全員参加の回も認められた。学生主催（教員支援）による有志模試（有料）への参加率も90%を超え、多くの学生が参加していた。低学年模試（3年生対象）は、昨年よりも参加率が減った。

保護者会助成、有志模試を含めて模擬試験には殆どの学生が参加しており、サークル活動やアルバイトを理由に欠席をしたと答えた学生はなかったが、家庭の事情等で休む学生も認められた。

3年生に対する学習支援：保護者会助成による2時間半の専門基礎模試を実施した。136名(93.7%)の学生が出席をしており、昨年より参加率は低下しており、遅刻者は2名、途中退席者も2名いた。時間どおり集合し、試験中も静かに実施することはできていた。

予備校講師による受験ガイダンスと対策講座：5月に1回、11月に2回、12月に3回、1月に2回、対策講座（9:00～16:20）を実施した。基礎的知識に加え、学生の苦手分野や出題基準の変更と対策など予備校の強みを生かした内容を丁寧に教授しており、学生の満足度がとても高い。過去2年の参加率は以下の通りで、今年度は参加率が上昇した（表6-14）。

表6-14 予備校講師による受験ガイダンスと対策講座の参加率

年度	4年生	
	助成5回 (%)	有料3回 (%)
2016	71.5(52.1-80.0)	30.3(18.1-52.3)
2017	86.1(72.1-92.2)	62.2(42.3-82.2)

学内教員による対策講座の開催：今年度は、国家試験問題の出題基準変更後の受験であり、全領域に協力を依頼し、出題基準を満たす内容を補完できる対策講座を依頼した。7

領域（基礎・成人・老年・母性・地域在宅・小児・精神保健）の協力が得られ、計9コマの特別対策講座を開催した。昨年よりも参加率は高かった（表6-15）。

表 6-15 学内教員対策講座参加率

年度	平均参加率（幅）
2016	71.0%(52-80%)
2017	76.0%(62-90%)

成績下位者を対象とした強化クラスの開催：夏から定期的に強化クラスを開催し、秋からは学内教員による特別対策講座を各領域の協力を得て実施した。夏に成績下位者対象で強化クラスを開催しているが、夏の強化クラスの参加率は約半数、冬の強化クラスは4割を切っており、参加率は低迷している（表6-16、6-17）。しかしながら、学生アンケートでは強化クラス対象から漏れた学生からの参加希望が複数寄せられていた。

表 6-16 夏の強化クラス参加率

年度	平均参加率（幅）
2016	44.1%(38.2-50%)
2017	47.4%(34.2-60.5%)

表 6-17 秋・冬の強化クラス参加率

年度	平均参加率（幅）
2016	37.5%(12.5-70.0%)
2017	32.8%(17.6-44.1%)

卒業生による対策講座：夏季に1回開催した。内容は2部構成で、第1部は本学教員による病態生理の講義（1コマ）、大学院生による臨床事例を含めた講義（2コマ）であった。第2部は、昨年卒業した学部生4名がゲストスピーカーとなり、各自の国試に向けた取り組みの紹介や、近況報告などを行った。第2部は、学部生と卒業生とで活発に質疑応答がなされ、モチベーションの向上に役立っていた。

個別学習支援：成績下位者かつ個別学習支援を要する学生、緊張や不安の強い学生等には、個別支援や面談を定期的に行った。クラス担任、実習等で学生と関係のある看護系教員、部会教員による面談により、学習支援が必要な学生、情緒的支援が必要な学生、生活調整が必要な学生と支援ニーズが多様であることがわかり、継続的に学生のニーズに応じた支援を行った。

学習環境の整備：学生らの要望があり、自習室を設置した。

保健師国家試験対策：保健師国家試験対策では、学部4年生の保健師課程選択者20名に対して、公衆衛生看護学実習担当教員の助言のもとに、国家試験対策委員（学生代表）が中心となって学生の要望やニーズをとりまとめ、以下の対策を実施した（表6-18）。

表6-18 2017年度 保健師国家試験対策

6月 -8月	国家試験対策委員の選定	費用不要	国家試験対策委員 教員
9月	保健師国家試験対策の検討	費用不要	
11月	第1回保健師模擬試験	自費（3,500円）	東京アカデミー 東京アカデミー
	第1回保健師国家試験対策講座	費用不要*	
12月	第2回保健師国家試験対策講座	委員会予算	茨城大学・瀧澤先生
1月	第2回保健師模擬試験	自費（3,800円）	インターメディカ メビウス
	第3回保健師国家試験対策講座	自費（5,000円）	

保健師国家試験対策講座と模擬試験：11月の保健師国家試験対策講座は、模擬試験を受験した場合に、結果の返却を兼ねた模擬試験の解説と対策講義が無料になるオプションを交渉したため90分無料での講座が開講できた。

2回の模擬試験の参加者数は20名で100%の参加率であった。対策講座は、第1回、第2回は20名（100%）参加で、第3回保健師国家試験対策講座のみ18名（90.0%）であったが、おおむね参加率は高く、多くの学生が参加していた。

国家試験対策に対する学部生へのアンケート（資料6-21）結果：受験票配付時に学生へWebアンケートを実施した。アンケート入力時に在室していた学生は143名、返答のあった学生は62名（回答率43.3%）であった。

国家試験の学習へ取り組んだ時期：ここ3ヵ年比較では順位の変わりはなく、多くの者は総合実習後に取り組んでいた。正月明けと回答した者はわずかに減少した（表6-19）。

表6-19 国家試験の学習へ取り組んだ時期 割合多い順

年度	1位	2位	3位
2015	総合実習後～年内(39.5%)	4年生前期～夏休み(21.8%)	お正月明(21.1%)
2016	総合実習後～年内(31.9%)	4年生前期～夏休み(26.6%)	お正月明(18.1%)
2017	総合実習後～年内(39.5%)	4年生前期～夏休み(25.0%)	お正月明(15.8%)

学内施設の中の自習場所：主に図書館と自習室を利用していた（表6-20）。

表6-20 学内で自習場所として利用した学生の割合

年度	自習室	図書館	情報処理室	その他
2015	34.0%	48.9%	1.1%	16.0%

2016	15.0%	55.0%	11.7%	18.3%
2017	25.0%	62.5%	2.1%	10.4%

学内教員による対策講座：全て参加と答えた学生の割合が増えており、参加しない学生の割合は減っていた。概ね役立ったと捉えていた（表6-21, 6-22）。

表6-21 学内教員講師対策講座への参加

年度	全て参加	弱点領域を参加	あまり参加しない	参加しなかった
2015	40.9%	45.5%	10.0%	3.6%
2016	52.8%	30.6%	11.1%	5.6%
2017	59.7%	29.0%	11.3%	0.0%

表6-22 学内教員対策講座が役立ったか

年度	とても役立った	役立った	あまり役立たなかった	役立たなかった
2015	45.7%	48.9%	5.3%	0.0%
2016	58.3%	40.0%	1.7%	0.0%
2017	36.8%	54.4%	8.8%	0.0%

学外講師対策講座：全て参加した学生の割合が一昨年並みに戻り、無料か否かに関わらず参加したと答えた学生の割合は増えていた。ほとんどの学生にとって、役立った内容であった。自由回答欄によると、出題基準変更をふまえた内容に対して評価が高く、教え方も上手で学習意欲へ繋がったと多くの者が述べていた（表6-23, 6-24）。

表6-23 学外講師対策講座への参加率

年度	全て参加	無料は参加	弱点領域を参加	あまり参加しない	参加しなかった
2015	62.7%	30.0%	3.6%	1.8%	1.8%
2016	16.7%	58.3%	9.7%	11.1%	4.2%
2017	66.1%	30.6%	1.6%	1.6%	0.0%

表6-24 学外講師対策講座が役立ったか

年度	とても役立った	役立った	あまり役立たなかった	役立たなかった
2015	75.2%	22.0%	1.8%	0.9%
2016	61.2%	34.3%	3.0%	1.5%
2017	64.5%	33.9%	1.6%	0.0%

対策講座や模擬試験のために予備校を利用した学生は再び上昇した（表6-25）。

表6-25 予備校を利用した学生の割合

年度	利用率

2015	25.9%
2016	18.6%
2017	23.7%

以上のアンケート結果より、今年度の国家試験対策プログラムは、概ね学生にとって国家試験に向けた学習を行うために有効な支援となっていた。一昨年並みに、学内で開催されるプログラムに多くの学生が参加していた。学内だけでなく学外のリソース（卒業生・学外講師による対策講座、予備校等）を活用したプログラムへの満足度が高まっていた。

助産師国家試験対策：助産師国家試験対策では、新卒予定者12名に対して、3名の国家試験対策部会の教員と国家試験対策委員（学生代表）が中心となって学生の要望やニーズをとりまとめ、以下の対策を実施した（表6-26）。既卒生2名と現役生1名に対しては、秋から担当教員との面談を繰り返し学習状況の確認・共有を行い、個別の学習支援を行った。

表6-26 2017年度 助産師国家試験対策

4月	第1回アチーブメントテスト 国家試験ガイダンス	国家試験対策部会 学生部会
7月	第1回助産師模擬試験	
9月	第2回アチーブメントテスト	
10月	第2回助産師模擬試験	
11月	第3回助産師模擬試験 強化クラス開催 2日間開催 強化クラス生・既卒生個別対応 1回/週	国家試験対策部会 学生部会 教員
12月	第4回助産師模擬試験 強化クラス開催 1日開催 対策講座 2日開催	
1月	第5回助産師模擬試験 強化クラス開催 3日開催 対策講座 6日開催	
2月	強化クラス開催 2日開催 対策講座 2日開催	

アチーブメントテスト・模試：アチーブメントテストは、前年度の国家試験問題から出題し、4月と10月に2回実施した。得点率の平均は、4月が59.4%、10月が63.8%であった。一昨年（4月；39.6%、9月；42.3%）、昨年（4月；54.2%、9月；62.5%）よりも点数は高かった。全体的に得点率の平均は上がったが、復習を実施していない学生は下がっており、自己学習の状況を把握した。模試は、今年より7月から開始した。2社の模試（クオリス2回、さんもし3回）を受験予定者12名全員が受験した。出席率は100%であった。早

期模試の効果か、例年に比べて得点率の低い学生が少なかった。

表 6-27 模試の平均得点率と得点率の低い（55%未満）強化クラス該当学生数の推移

年度	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
2015年		59.3%(9名)	61.4%(3名)	62.5%(3名)	69.8%(3名)
2016年		44.4%(6名)	56.0%(6名)	49.1%(7名)	53.8%(5名)
2017年	50.1%(10名)	58.9%(1名)	62.1%(1名)	55.2%(2名)	63.4%(0名)

強化クラス：模試結果から学生を選抜し、国家試験対策部会教員らで該当学生の模試の結果を分析して扱う問題領域を決め、学習願を事前に提示して全8回行った。プレテストポストテストで、理解度を確認した。11/27～2/1まで、8回（担当教員3名）開催し、延べ19名（実参加数4名）参加した。1回につき1名～4名の学生が参加し、欠席者はいなかった。

対策講座：問題改訂の年度であったため、全ての学生を対象とした対策講座を開催した。国試対策部会以外の領域教員6名が、12/19～1/30の期間に10回開催し、ほとんどの学生が参加した。

既卒生と看護師国家試験不合格経験者への対応：教員2名がそれぞれ1対1で個別に対応をした。既卒生は、模試の自宅受験の状況、学習の進捗の把握と相談を行った。11月～2月の期間に、週1回対応をした。既卒生の1名は毎週通い学習進捗も順調であることが確認できたが、1名は就労による疲労から学習が進まないことを悩み続け、大学へ赴く機会も少なかった。現役生の中にも看護師国家試験不合格経験者が1名おり不安が強かった。個別に学習方法や強化クラスで理解しきれなかった箇所に関する相談を受けた。

国家試験合格率：これまでの国家試験合格率について、表6-28に示す。2017(平成29)年度新卒者の国家試験合格率は、看護師99.3%(全国平均96.3%)、保健師100.0%(全国平均85.6%)、助産師100.0%(全国平均99.4%)であった。

表 6-28 国家試験合格率（新卒者のみ）

年度	看護師		保健師		助産師	
	本学	全国	本学	全国	本学	全国
2012(平成24)	97.9%	88.8%	100.0%	96.0%	93.3%	98.1%
2013(平成25)	95.7%	89.6%	90.1%	86.5%	100.0%	96.9%
2014(平成26)	97.9%	90.0%	100.0%	99.4%	100.0%	99.9%
2015(平成27)	100.0%	89.4%	100.0%	89.8%	100.0%	99.8%
2016(平成28)	98.6%	94.3%	100.0%	94.5%	84.6%	93.2%
2017(平成29)	99.3%	96.3%	100.0%	85.6%	100.0%	99.4%

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

- ・全学年を対象とした就職支援セミナーが開催でき、1・2年生には病院選びのポイント、3・4年生には就職までのポイントを伝えるとともに、グループワーク等を通じて学生自身のキャリアを考えるきっかけとなったと考える。1・2年生には就職が関係する奨学金の選ぶ際の注意事項と病院説明会について伝える機会にもなった。
- ・障がい学生支援委員会を設置し、相談窓口が明確になった。また、研修会の開催により教職員の理解を高めることができた。
- ・大学院生および教職員を対象としたハラスメント防止研修を実施した。
- ・学園祭に関しては、隣接する総合福祉施設（レクロス広尾）や乳児院向けの企画などの試みが盛況で、参加者総数は昨年度の784名から大幅に増加し1,011名であった。また、学生の運営委員会に教員も参加し情報交換したことにより、医療センターをはじめとする周辺施設との連絡・連携も円滑に行うことができた。その結果、昨年度は1時間以上予定時間を超過した後片付けも、予定時間よりも1時間以上早く終わらせることができた。
- ・国家試験対策では学内外の講師や卒業生による対策講座の参加者が増えて多くの学生が活用し好評であった。特に、出題基準変更の年であり、学外講師の講座への満足度が高かった。
- ・助産師の国家試験対策模試の回数を増やし早期から実施したところ、成績が上がらない学生が減った。

②改善すべき事項

- ・奨学金制度を利用することが学修に及ぼす効果について、アンケート調査を実施できなかった。
- ・大学全体で障がい学生を支援することを周知していくために、学生向けの広報を充実させる必要がある。また、在学生への具体的支援事例を把握し、支援の拡大や本学が支援できる範囲の見極めを検討する必要がある。
- ・人権・倫理問題相談員が実際に相談を受けた場合に、適切な対応ができるようにする。
- ・看護師国家試験における強化クラスへの参加者が少ない。特に夏が少ない。全体的に参加率が減った。

4. 2018(平成30)年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

- ・研修会のアンケートから、障がい学生支援の理解を深めるための教職員からの要望を得ることができた。これらを参考に、発達障がい学生への支援や看護学部での支援をテーマとした研修を2018（平成30）年度に検討する。
- ・大学院生および教職員を対象としたハラスメント防止の研修会を開催する。
- ・学園祭に関しては、今年度開催した企画全体を精査し、特に人気のあった企画の時間的・人的拡充を図り更なる集客を図る。
- ・看護師国家試験対策の学外講師や卒業生による対策講座への参加者が増えたので、来年度も同様に開催する。
- ・早期に模試を1回行うことで、助産師国家試験対策の強化クラスの人数が減ったため、来年度も早期に実施する。

②改善すべき事項

- ・学生の学修状況に関するアンケートに質問項目を追加し、奨学金制度を利用することが学修におよぼす効果を明確にする。
- ・学生が適切に奨学金制度を利用できるよう「奨学金案内」（資料 6-3）の内容の充実を図り、ガイダンス期間に貸与金額の減額指導を含めた説明を各学年に実施する。
- ・障がい学生支援について学生向けの広報を充実させる方策として、学生便覧への説明文記載、学内掲示板での掲示、4月ガイダンスにおける説明、大学ホームページ掲載、以上の4方法で取り組む。また、在学生への具体的支援事例を把握することを目的に、教職員を対象とした実態調査の実施を検討する。
- ・人権・倫理問題相談員のより実践的なスキルアップを図るため、相談員を対象とする外部講師を招いた研修会を開催する。
- ・看護師国家試験における強化クラスへの参加者が少なく参加率が減ったため、開催方法や時期について検討する。

5. 根拠資料

- 6-1 ホームページ情報公開資料
- 6-2 クラス担当教員内規
- 6-3 奨学金案内 委員会資料
- 6-4 特待生（授業料免除）規定 日本赤十字看護大学 諸規程集
- 6-5 看護学実習における感染予防対策
- 6-6 健康の記録
- 6-7 学生相談室利用案内
- 6-8 相談室だより
- 6-9 日本赤十字看護大学人権・倫理委員会規程
- 6-10 ハラスメント防止・相談の手引き
- 6-11 本学教員、職員が人権・倫理問題について相談を受けた際の対応マニュアル
- 6-12 2017（平成29）年度 1・2年対象就職支援セミナー スライド
- 6-13 2017（平成29）年度 1・2年対象就職支援セミナーアンケート集計結果 5月委員会資料
- 6-14 2017（平成29）年度 3・4年対象就職支援セミナー スライド
- 6-15 2017（平成29）年度 奨学金および病院説明会（学生掲示） 4月委員会資料
- 6-16 2017（平成29）年度 奨学金および病院説明会アンケート結果 5月委員会資料

第7章 教育研究等環境

1. 2016(平成28)年度に策定した発展方策

①効果が上がっている事項

【施設・設備】

- ・施設・設備更新の推進による教育環境の向上を図る。
- ・さいたま看護学部（仮称）設置計画における環境整備を検討し推進させる。

【図書館】

- ・委員会の協力により図書館運営の活発化、利用者サービスの充実、特に学生の意見を取り入れた改善と機器の充実が図られた。

【教育研究等支援環境】

- ・次年度の外部研究費（科研費を含む）申請に関するセミナーを早期に企画し、領域を超えた話合いの場を提供して、より具体的な成果へつなげていく。
- ・大学院生から要望を収集し、大学院生室の環境整備について再検討を行っていく。
- ・大学院生を対象とする研究助成制度について周知できる広報活動を整備する。

【研究倫理】

- ・研究倫理に関する研修は、研究者が主体的に学ぶことができるよう e-learning システムを導入する。2017年(平成29年)度は、講師による講義形式の講習と e-learning システムによる学習を併用し、受講者に e-learning システムを周知する。

②改善すべき事項

【施設・設備】

- ・本学の財政状況を鑑みつつ、限られた財源の中で優先順位をつけ最大限の投資効果を実現する施設・設備整備を検討する。

【図書館】

- ・図書館運営委員会と情報システム委員会の連携を強化し、史料室と図書館双方の所蔵史料を整備し、アーカイブズ化を図る。
- ・アクティブラーニングが行われる場所、また学生が自習する場所として図書館の利用促進を検討していく。

【教育研究等支援環境】

- ・ホームページ・研究支援コーナー、メール配信で行っている研究情報の広報活動を、より分かりやすく迅速に実施する。
- ・教員が獲得した民間団体からの助成金の大学管理について、具体的に検討を進める。
- ・講師・助教・助手を含めた若手研究者のみならず、教員全体の研究時間の確保について、改善のための具体的な検討をする。
- ・研究費全体の配分額見直し（個人研究費【学部】及び【大学院】、研究科研究指導費）について、申請書類の整備を含めて検討し、運用につなげる。

【研究倫理】

- ・2017(平成29)年4月に予定されている個人情報保護法の改正に伴い、研究倫理に関わる

点を精査し、申請用紙に反映していく。

2. 現状の説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

本学では、教育研究等環境の整備に関する方針を以下のとおり定め、研究支援委員会が日本赤十字看護大学研究支援委員会規程に則り、検証を行っている（資料 7-1）。なお、整備のための具体的な計画立案・執行については、情報システム委員会や図書館運営委員会等と協力しながら行っている。

- ①教員の教育研究活動を支援・保障するため、大学は毎年、個人研究費および院生指導費、図書費等の配分計画を立てるとともに、その適正な執行を促す。
- ②教員の研究活動を推進するために、大学は学外の競争的研究資金に関する情報を収集・提供し、その獲得に向けての支援を行うとともに、学内においても複数の研究助成制度を設ける。
- ③個々の教員に独立した研究環境を保障するため、大学は研究室のスペース、備品、情報通信システム等を整備する。
- ④教員の研究活動に学生が参加することで、研究と教育の双方において最大限の成果を得ることができるようなシステムを整備する。
- ⑤大学の教育・研究の成果を、できるかぎり迅速に電子情報として広く社会に公開するためのシステムを整備する。
- ⑥校舎に関しては、快適で良好な教育研究環境を整え、施設・設備の拡充や管理を適切に行う。

(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

a. 校地

広尾キャンパスの校地面積は 15,864.15 m²で大学設置基準にある 5,400 m²に比べて十分な面積を有している。

b. 校舎

学部・研究科が置かれている広尾キャンパスの校舎面積は 14,962.45 m²で大学設置基準にある 5,652 m²に比べて十分な面積を有している。

c. 講義室・演習室・実習室・学生自習室

広尾キャンパスの室総数は 27 室で、総面積は 3,133.3 m²である。実習室は 4 室ありそれぞれに共通機材室が備えられている。その他に多目的演習室、多目的実験室、すべての階に学生ラウンジが設けられている。

2014(平成 26)年度からの博士課程共同災害看護学専攻の開設に伴い、実習室を一部改装し、シミュレーションラボ機材を整備した。また講義・演習室を兼ねた 5 大学遠隔授業のための LMS (ラーニングマネジメントシステム) 及びテレビ授業システムを設置した。

d. 特記事項

2016(平成 28)年度に日本赤十字社との契約に基づき、武蔵野キャンパスは体育館を残し、武蔵野赤十字病院に土地 7,476.63 m²、建物 4,544.24 m²を寄付した。なお、武蔵野赤十字病院は取得した土地を活用して施設整備を進めている。本学は同院と連携して改築後の

同院 2 番館フロア内に武蔵野キャンパス機能を再整備する予定であり、具体的な検討を進めていく。(2021(平成 33)年度から無償貸与による整備を予定)

表 7-1 学部・研究科ごとの講義室、演習室等の面積・規模

学部・研究科等	種別	室数	総面積 (㎡)A	収容人員 (総数)	学生総数 B (H28. 5. 1)	A/B (㎡)
看護学部 広尾キャンパス	講義室	17	2,305.8	1,606	606	3.8
	演習室	7	274.5	120	606	0.4
看護学研究科	学生自習室 院生室	3	553.0	85	139	3.9
共用	体育館	1	732.9	—	—	—
	講堂	1	771.4	600	—	—

表 7-2 学部の学生用実験・実習室の面積・規模

用途別室名	室数	総面積 (㎡)	収容人員 (総数)	収容人員 1 人当たり面積 (㎡)
看護実習室	4	811.8	440	1.8
多目的実験室	1	165.2	56	2.9
語学学習室	1	128.0	48	2.6
情報処理室	2	265.7	130	2.0
計	13	1,370.7	674	2.0

(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

サービス向上のために以下の方策を実施した。なお、平成 29 年度の資料統計及び利用統計は(資料 7-2)及び(資料 7-3)のとおりである。

- ・平成 29 年度から、利用者からの要望である日曜開館を実施し、利用者サービスの充実を図った。実績として、年間 21 日間、230 名の実利用者があった。
- ・スウェーデンコーナーに続き、新たにスイスコーナーを設置し、交換留学生を始め、利用者に対する閲覧サービスを実施した。
- ・複写申込書を設置し、図書館内における複写についてのルールを徹底した。
- ・学生選書ツアーを初めて年に 2 回(8 月と 11 月)に実施した。学部生、大学院生それぞれが参加し、2 回の合計が 262 冊、488,115 円となり、幅広い選書がなされた。
- ・相互協力大学・短期大学図書館(聖心女子大学)への訪問、本学での会合等が行われた。
- ・図書館だより：年 3 回発行、教職員による推薦図書への紹介。
- ・平成 29 年度から、新たにデータベース(ProQuest)、システム(SFX)を導入し、データベース(Cochrane Library)については利用を復活させ、利用者サービスを向上させた。
- ・図書館スペースについて、ソファのレイアウトを見直し、学生が使いやすい環境に改善することで有効活用を図った。
- ・図書館課から資料紹介等を行った。また、OPAC に教員からの推薦コメントを掲載し、利用者の貸出促進を図った。
- ・史料室データベースを学内リポジトリに移行した。
- ・ご意見箱の設置を継続し、利用者の要望を把握し、利用者の意見を取り入れた。

- ・図書館内の適切な環境維持等を目的に、1日数回の館内見回りを開始した。
- ・グループ学習室、AVルームおよび館内に図書館内の環境維持に関する掲示を行った。
- ・除籍した資料等を適切に処理するための仕組みとして、「古本募金」を検討した。

(4)教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

【施設・設備】

- ・2017(平成 29)年度には、受配者指定寄附金と自己資金を財源とし、広尾ホールの音響設備の更新や第1情報処理室のパソコンの全面更新、Wi-Fi設備の拡充整備によるICTを活用した授業環境の充実、学生食堂厨房機器の更新によるアメニティの充実、学生の安全確保のための災害備蓄食料の整備などを行った。
- ・研究、教育環境に関する本学のポリシーを策定した。
- ・大学院生数の増加に伴い、博士院生室に机を増設した。
- ・さいたま看護学部（仮称）設置準備室を開設し、新キャンパスの環境整備を検討した。
- ・本学の財政状況を鑑みつつ、限られた財源の中で優先順位をつけ、大学院生室の机を増設するなど、最大限の投資効果を実現する施設・設備整備の検討を開始した。

【教育研究等支援環境】

- ・ホームページ、研究支援コーナー、メール配信により、年度初めと随時、学内外の研究情報の広報活動を行った。
- ・平成 29 年度科研費採択状況は、新規申請件数 14 件（前年度；17 件）のうち、新規採択件数は 3 件（前年度；7 件）、継続 16 件（前年度；15 件）、合計採択件数 19 件（前年度；22 件）であった。全体の採択率は 21%（前年度 41%）、新規採択率は 21%（前年度；41%）であった（表 7-3）（資料 7-4）。

表 7-3 科学研究費補助金採択状況

年度	新規		継続	合計	採択率
	申請	新規採択			
平成 27 年度	18	6	14	20	33%
平成 28 年度	17	7	15	22	41%
平成 29 年度	14	3	16	19	21%

*平成 29 年度継続 16 名のうち 3 名は補助事業期間延長による継続。(H29 交付額なし)

また、科研費補助金交付額については、1 課題当たりの平均配分額(直接経費)は 1,177 千円であった(表 7-4)。

表 7-4 科学研究費補助金交付額

年度	件数	直接経費	間接経費	総額(円)
平成 27 年度	20	27,600,000	8,280,000	35,880,000
平成 28 年度	22	32,800,000	9,840,000	42,640,000
平成 29 年度	18	21,200,000	6,360,000	27,560,000

*新任教員分含む

- ・FD研修として、8月に「科研費申請書の書き方」ワークショップ（申請書の書き方講座、領域を超えた個別指導の2部構成）を、若手研究者を中心に開催した。参加者へのアンケート結果では良い評価を得られており、参加した35名のうち12名は平成30年度科研応募を行った。「若手研究」への応募件数は7件（前年度；2件）、全応募件数は24件であった。
- ・教員が獲得した民間団体からの助成金の大学管理について、現在事務局と検討中である。
- ・奨励研究は応募件数3件で、予算100万円に対し、執行額53万8千円。残額46万2千円であった（表7-5）（資料7-5）。

表 7-5 平成 29 年度奨励研究費採択一覧

No.	申請者	テーマ	金額(円)
1	藤本法子	精神科慢性期病棟で長期入院患者をケアする看護師の思い	230,000
2	渡邊しのぶ	看護学基礎カリキュラムにおける老年看護学実習を終えた学生の目標達成度～実習の目標達成度に関する質問紙の信頼性と妥当性の検証～	145,000
3	太田智子	炎症性腸疾患を発症した思春期の子どもへの外来での看護師のかかわり	163,000

- ・海外研究活動助成金応募件数は、前期5件、後期2件。予算136万2千円に対し、執行額108万6千円であった（資料7-6）。

表 7-6 海外研究活動助成金採択一覧

No.	申請者	研究タイトル	金額(円)
1	織方愛	Schoolchildren's Obesity Status, Lifestyle Behaviors, and Their Predictors:Development of Healthy Weight Model in Urban Indonesia	200,000
2	遠藤公久	Experiences of long-term cancer survivors who established and have managed a self-help	200,000
3	齋藤英子	Evaluation of the team-based education method for active learning promoted in the Graduate School of Education:Analysis from student questionnaires	75,202
4	千葉邦子	Evaluation on Team-Based Learning Education Method for Revitalizing Active Learning in Midwife Education at Graduate Schools	200,000
5	山内朋子	グラスゴー・カレドニアン大学海外研修	200,000
6	細井美沙子	Challenges in and measures for providing continued self-care nursing for people with cerebral vascular diseases	106,850
7	酒井千恵	Advanced care planning(ACP)for persons living with chronic renal failure (CRF):From the nurses' narratives	103,930

- ・講師・助教・助手を含めた教員全体の研究時間の確保について、アンケート調査などを通じて、改善のための意見を集約し検討する必要がある。
- ・研究費全体の配分額見直し（個人研究費【学部】及び【大学院】、研究科研究指導費）を検討し実施した。
- ・大学院生を対象とする研究助成制度が十分活用されるように、「学校法人日本赤十字学園教育・研究及び奨学金基金研究事業（学長裁量）」及び「日本赤十字看護大学松下清子記念教育・研究及び奨学金」制度を、学内掲示と全大学院生向けにメール配信により広報活動を行った。「学校法人日本赤十字学園教育・研究及び奨学金基金研究事業（学長裁量）」については、応募件数5件で、予算80万円に対し、執行額78万1千円、残額1万9千円であった（表7-7）（資料7-7）。「日本赤十字看護大学松下清子記念教育・研究及び奨学金」については、応募件数4件、予算40万円、残額0円となった（表7-8）。

**表7-7 「学校法人日本赤十字学園教育・研究及び奨学金基金」による研究事業
（学長裁量経費）採択一覧**

No.	申請者	テーマ	金額(円)
1	三浦英恵 安部陽子	クリニカル・ナース・リーダー (CNL) 米国シャドーイング研修	400,000
2	門脇淳子	一般病棟でターミナル期にある患者に関わる看護師の経験 －臨床経験5年未満の看護師に着目して－	81,000
3	中村滋子	外来がん化学療法を受ける壮年期患者を支援する外来看護師 の協働的アプローチ	100,000
4	竹山美穂	くも膜下出血と診断された人の発症後1年間の体験	100,000
5	藤川あや	医療介護ニーズのある在宅療養者を支援する訪問看護師と介 護支援専門員の連携を促進するプログラムの開発	100,000

**表7-8 「日本赤十字看護大学松下清子記念教育・研究及び奨学金」による研究助成
採択一覧**

No.	申請者	テーマ	金額(円)
1	岩原由香	認知症とともに生きる高齢者の体験 Experiences of Elderly People Living with Dementia	100,000
2	田口実里	「看護師長の看護管理能力測定尺度」の開発と関連要因の検 討	100,000
3	鈴木健太	重度障害のある乳幼児を訪問する看護師の実践の様相-自宅 で生活を始めてからの1年間に焦点をあてて-	100,000
4	梅津千香子	慢性閉塞性肺疾患患者の終末期における訪問看護師の支援 Support of Visiting Nurse for End Stage Patients with Chronic Obstructive Pulmonary Disease	100,000

(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

本学では、2013(平成25)年に「日本赤十字看護大学における研究者等の行動規範」(資料7-8)と「日本赤十字看護大学における科学研究費補助金等の不正防止計画」(資料7-9)を策定した。また、教職員や学生が研究倫理を遵守して研究活動を行うため、研究倫理審査委員会規程(資料7-10)、研究倫理審査委員会運営要領(資料7-11)、研究・調査依頼内規(資料7-12)を整備し、本学のコンプライアンス向上に向けての活動や検証を行っている。2014(平成26)年度には、利益相反マネジメント・ポリシー(資料7-13)、利益相反マネジメント委員会規程(資料7-14)を整備した。2016(平成28)年度は、これまで未整備だった不正防止委員会規程(資料7-15)・公的研究費不正防止委員会規程(資料7-16)、研究データの保存・開示に関する規程(資料7-17)を整備した。また、2014(平成26)年8月文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備等の履行状況調査(書面調査)を受け、規程等の内容を一部改定した(資料7-18)。2017(平成29)年度には、研究実施による有害事象などに関する報告書、研究終了後の結果報告書を新たに作成し、現在、導入に向け検討を進めている。

研究倫理審査委員会は、教授会から選出された教職員のほか、2015(平成27)年度から新たに学外有識者(外部委員)2名をメンバーに加え、毎月1回開催されている。

審査委員2名で1グループを編成し、申請された研究計画書等に基づいて倫理的問題がないか厳正に審査を行い、必要に応じて修正を求めると同時に、教育的観点からの助言を行う。審査結果は、「承認」「条件付承認」「変更の勧告」「不承認」「非該当」のいずれかで、その結果は本学のホームページで公開している。過去5年間の申請件数は、表7-9のとおりである。審査の迅速化を図れるように、提出書類の不備を確認するための申請者用チェックリストを作成した。さらに、2017(平成29)年度には、個人情報保護改正(平成29年4月)を受け、研究倫理に関わる点を精査し、申請用紙の内容を一部改訂した。

また、2015(平成27)年度から迅速審査を導入し、①研究計画変更の場合で、その変更内容が軽微なもの、②既に他研究機関の研究倫理審査委員会において研究計画の承認を受けている研究計画、③侵襲を伴わない研究計画、介入を行わない研究計画、脆弱な者を対象としない研究計画、④その他、倫理的に十分に配慮した研究計画、のいずれかに該当するものは審査委員グループで予備審査案を作成した後に委員長・副委員長が最終判定を行い、定例委員会では審査結果のみを報告することで、より審査の迅速化を実現し、審査委員の負担軽減を図った。なお、通常審査は、従来どおり、グループで予備審査案を作成した後、定例委員会で本審査を行っている。2017(平成29)年度現在、引き続き厳正な迅速審査または通常審査を実施し、審査結果をホームページへ公開している。また、電子申請システム導入についての議論を開始し、今後は、電子化によるメリット、デメリットを吟味し、予算と合わせて継続審議していくことが確認された。

その他、2015(平成27)年度に、承認後の変更届提出に関するルールを示した「変更届あるあるQ&A」を作成しホームページで公開したことにより変更届の提出書類の問い合わせが減少し申請者にとってわかりやすくなっている。

表 7-9 研究倫理審査件数(過去5年間)

年度	2013	2014	2015	2016	2017
----	------	------	------	------	------

	(平成 25)	(平成 26)	(平成 27)	(平成 28)	(平成 29)
申請 件数	114	130	全体 134 (うち通常 46 迅速 88)	全体 118 (うち通常 43、 迅速 75)	全体 112 (うち通常 43、迅速 67、 非該当 2)

研究倫理の遵守および研究不正防止のための講習会開催に関して、2013(平成 25)年度からは、全教員と全大学院生を対象に研究倫理講習会を開催するとともに、受講者には受講証明書(3年間有効)を発行することになった。研究倫理審査を申請する際には、申請用紙に受講証明書の受講番号を明記することが求められている。2017(平成 29)年度はこの対面式倫理講習会(表 7-10)(資料 7-19)に加えて、e-learning システム(APRIN CITI Japan e-learning)を導入・施行した。また、受講者には周知のための説明会を2回実施した。

レポートや論文の不正コピー&ペーストを検出するソフトの導入の検討を開始した。

軍事目的のための研究に関与しないことを明文化したポリシーを作成した。

表 7-10 2017(平成 29)年度に開催した研究倫理などに関する講習会

月日	テーマ	講師
6月29日	看護の臨床研究に関する倫理について	斉藤有紀子(北里大学)

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

【施設・設備】

- ・前述の施設・設備整備により、教育環境、アメニティの充実、災害発生時の安全確保の向上を図ることができた。
- ・大学院生からの要望を収集し、研究のための環境整備に活用している。

【図書館】

- ・図書館課の利用者へのサービス強化により、図書館利用の効果が少しずつあがっている。
- ・史料室の史料等が国内でのアーカイブズ事業に貢献し、歴史的史料の存在価値の効果をあげている。
- ・選書ツアー、企画展示等が図書館への魅力を引き出し、図書館利用の大きな効果が出てきている。

【教育研究等支援環境】

- ・外部研究費申請に関するセミナーを開催したことで、教員間での意見交換が活性化し、科研費申請数が増加している。
- ・研究指導費を領域ごとに配分し、効果的な学生指導に活用している。
- ・奨励研究の2年間に渡る研究計画を認める方向で検討を始めた。

【研究倫理】

- ・個人情報保護の改正に伴い申請用紙が検討され、より過不足なく厳正に審査されることが期待される。今後は改訂された申請書を導入し、申請者および審査員からのフィードバックを得て申請書の評価を行い、より活用しやすい書類の整備に努めていく。
- ・迅速な審査が行われているが、今後電子申請システムの導入を検討することで一層の迅速

な審査が期待できる。今後、予算の見積もりを立てて具体的にシミュレーションし検討することが望まれる。

- ・ e-learning システム導入が本格的に始動し、研究者が主体的に学ぶことができる利便性に富む研究倫理講習の体制が整ったが、今後は、より周知、徹底に向けて進めるとともに、講習会の受講証の有効期限を見直していく必要がある。

②改善すべき事項

【施設・設備】

- ・ 現在校舎の新築から10年以上が経過しており、配管や電気、排水等の建物機能維持に不可欠な設備について徐々に不具合が生じている。
- ・ 当初整備から更新されていない機器も一部あり、特に ICT 機器等は性能面の進歩も著しく、陳腐化により運用面に支障が生じる恐れがある。

【図書館】

- ・ アクティブラーニングに伴う図書館としての対応を今後継続的に検討していく必要がある。
- ・ TBC（図書館運営学生部会）活動の活発化。

【教育研究等支援環境】

- ・ 「科研費申請書の書き方」ワークショップでは、書類や支援者の準備に課題が残った。
- ・ 奨励研究費に関しては、前年度同様、応募件数3件と伸び悩み満額執行できなかった。
- ・ 教員が獲得している外部研究費は個人管理のものが多く、大学として全容は把握していない。そのため、今後、大学として教員の外部研究費獲得状況を把握することと、引き続き、教員が獲得した民間団体からの助成金の大学管理について検討していくことが課題である。
- ・ 教員全体の研究時間の確保について引き続き検討することが課題である。
- ・ 教員の研究時間に関する実態調査など現状把握をすることが課題である。

【研究倫理】

- ・ 研究実施に伴い有害事象等が発生した場合の報告様式、研究終了後の研究結果の概要報告様式については、今後、具体的に導入できるよう継続審議していく。

4. 2018(平成30)年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

【施設・設備】

- ・ 施設・設備更新の推進により、更なる教育環境の向上を図る。
- ・ さいたま看護学部（仮称）設置計画においても、教育環境の時流に沿った環境整備を検討し推進させる。

【図書館】

- ・ 日曜開館について、さらに告知を徹底し、定着化させる。
- ・ 相互協力大学・短期大学図書館の学生への利用促進
- ・ アーカイブズ事業等の継続、それに伴い図書館・史料室利用への促進。

【教育研究等支援環境】

- ・ 次年度の外部研究費（科研費を含む）申請に関するセミナーを早期に企画し、領域を超え

た話合いの場を提供して、より具体的な成果へつなげていく。

- ・大学院生から要望を収集し、大学院生室の環境整備について再検討を行っていく。
- ・大学院生を対象とする研究助成制度について周知できる広報活動を、ホームページ等を整備することによって発展させる。

【研究倫理】

- ・申請された研究計画に倫理的問題がないか、厳正な迅速審査または通常審査を実施する。
- ・新たな倫理審査申請書を導入して実施、評価を行い、より活用しやすい書類の整備につとめる。
- ・研究倫理に関する研修は、引き続き講師による講義形式の講習と e-learning システムによる学習を併用し、受講者に e-learning システムを周知徹底し、普及に努める。

②改善すべき事項

【施設・設備】

- ・本学の財政状況を鑑みつつ、不要不急な設備投資を避け、限られた財源の中で優先順位をつけ最大限の投資効果を実現する施設・設備整備を検討する。

【図書館】

- ・TBC（図書館運営学生部会）活動をさらに活発化させる。
- ・学生リクエスト等による選書基準等の検討

【教育研究等支援環境】

- ・教員が獲得した民間団体からの助成金の大学管理について、研究推進委員会が中心となって検討を進める。
- ・講師・助教・助手を含めた若手研究者のみならず、教員全体の研究時間の確保について、改善のためのアンケート調査の実施を検討する。

【研究倫理】

- ・申請の電子化に向け予算の見積もりを立てて具体的に検討していく。
- ・研究実施に伴い有害事象等が発生した場合の報告様式、研究終了後の研究結果の概要報告様式について導入する。

5. 根拠資料

- 7-1 日本赤十字看護大学研究支援委員会規程
- 7-2 2017（平成29）年度図書館資料統計
- 7-3 2017（平成29）年度図書館利用統計
- 7-4 2017（平成29）年度科学研究費補助金採択状況
- 7-5 2017（平成29）年度奨励研究費助成採択状況
- 7-6 2017（平成29）年度海外助成応募状況
- 7-7 2017（平成29）年度「学校法人日本赤十字学園教育・研究及び奨学金基金」による研究事業（学長裁量経費）採択一覧
- 7-8 日本赤十字看護大学における研究者等の行動規範
- 7-9 日本赤十字看護大学における科学研究費補助金等の不正防止計画
- 7-10 日本赤十字看護大学研究倫理審査委員会規程
- 7-11 日本赤十字看護大学研究倫理審査委員会運営要領

- 7-12 研究・調査依頼内規
- 7-13 日本赤十字看護大学における利益相反マネジメント・ポリシー（大学ホームページ）
<http://www.redcross.ac.jp/about/documents/manegementpolicy.pdf>
- 7-14 日本赤十字看護大学利益相反マネジメント委員会規程
- 7-15 不正防止委員会規程
- 7-16 公的研究費不正防止委員会規程
- 7-17 研究データの保存・開示に関する規程
- 7-18 日本赤十字看護大学研究活動上の不正行為防止等に関する規程
- 7-19 2017(平成29)年度研究倫理に関する講習会参加者アンケート結果

第8章 社会連携・社会貢献

1. 2016(平成28)年度に策定した発展方策

①効果が上がっている事項

【地域連携・フロンティアセンター】

- ・引き続き2017(平成29)年度も「人とつながり健康に生きよう」をテーマに、学内教員による全3回の公開講座を計画する。
- ・例年、参加人数の多い認定看護師教育課程の「スキルアップセミナー」については、2016(平成28)年度のセミナーにおけるアンケート結果をもとに、プログラムの内容、会場の検討等を行っていく。
- ・実習指導者と教員が相互に高めあい学生が実習をしやすい状況を確立するための「実習指導者研修会」の内容を、各回のアンケート結果を基に、さらに吟味し、今後も継続していく。
- ・「ケアリング・フロンティア広尾」の活動の一環として、大学祭において医療センタースタッフが炊き出しを行い、学生や地域住民との触れ合いの場の提供を行った。今後も、より活発化していく。
- ・防災、災害復興支援活動が継続できるよう、組織強化を図る。

【国際交流】

- ・学生主体で学生部会の活動、運営を行う。
- ・モナシュ大学語学研修や交換学生プログラムの周知方法および募集・選考方法の改善による、学生の関心向上および参加希望者数の増加を図る。
- ・TOEFL ITPテストの学内開催導入による、全学的な語学力の強化を図る。
- ・国際交流センター主催講演会の開催や他国の研修、視察等の受け入れ、在京大使館との交流等により、教職員および学生の国際交流活動への関心および意識向上を図る。

②改善すべき事項

【地域連携・フロンティアセンター】

- ・現行の委員会組織体制の中で、地域連携・フロンティア運営委員会における地域連携委員会の位置づけを明らかにし、両委員会が扱う内容を検討・調整した上で、地域連携委員会の担うべき役割と事業を進める。
- ・卒業生・修了生向けのシンポジウム(ホームカミング・デー)の在り方について、地域連携ポリシーの方針に照らし合わせ、目的や参加対象を明確にして企画をたてる。
- ・渋谷区立広尾中学校「総合的な学習の時間」への協力は、要請があれば積極的に応じるが、事前打ち合わせを行い、授業内容と教員間の役割分担の共通認識を経ることで、安全に効果的に実施できるようにする。
- ・認定看護師スキルアップセミナーについては、2018(平成30)年度以降もセミナーを継続していくのかどうか、その場合対象を全コースとするのかどうか、本学の修了生の意向を聞きながら検討していく必要がある。
- ・地域連携部門のケアリング・フロンティアに位置づけられているリサーチ・フェスタの出

席者のほとんどが学内者であった。次年度は、学外の赤十字病院の参加者を多く募ることができるような広報活動を行うこと、開催時間帯の検討を行うこと、各施設の院内研究発表会と繋げることを検討することが課題である。

【国際交流】

- ・TOEFL ITP テストの年間計画の立案、広報活動を行い、受験者数の増加、全学的な語学力の強化を図る。
- ・スコットランドのグラスゴー・カレドニアン大学サマースクールプログラムを開始し、大学院生の国際的な交流および修学の推進を図る。
- ・学生主体でより円滑で効果的な学生部会活動、運営を行えるように推進を図る。
- ・海外渡航における学生の安全、危機管理対策の整備を進める。

2. 現状の説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

【地域連携・フロンティアセンター】

日本赤十字看護大学地域連携・フロンティアセンター（以下、フロンティアセンターという）は、大学がこれまで蓄積してきた知的・実践的な活動をもとに、人々に求められる看護の可能性を追求し、開かれた大学をめざして平成17年8月に開設された看護実践・教育・研究フロンティアセンターをその前身としている。新たな発想で創造的な活動を行う必要があるとの共通認識のもとにスタートして10年目を迎えた平成27年度、地域連携の推進をその活動の中心に据えることをその目的に加え、本学が掲げる地域連携ポリシーのもと、地域連携・フロンティアセンターとして再び新しい出発となった。（資料8-1、資料8-2）

平成29年度4月より、地域連携委員会とフロンティアセンター運営委員会が統合され地域連携・フロンティアセンター運営委員会となった。その際、本学の地域社会連携ポリシーについては地域社会連携、産官学連携を強調した改正を行い、それに伴い組織、機能に関する規定も下記のとおり改正した。（資料8-3）

本センターは、本学の教育・研究を活かし、新たな看護実践を創造し、地域社会との連携を通して、地域の人々の健康の向上に貢献することを目的に、以下の機能を果たすことを、規程、ホームページ、大学案内、実績報告書等で明示している。

- ① 多様化する地域社会の中で、求められるニーズに対応しつつ、新しい看護活動の実践を推進する。
- ② 看護実践の研究活動を通してその知見を学内外に発信する。
- ③ 看護大学としての教育機能を、国内外の社会に貢献する資源として活用する。
- ④ 開かれたフロンティアセンターとして、臨床看護実践者をはじめ学外の研究者等と協働する場を提供する。

本センターの活動は、下記のとおりである。

- ① 地域連携部門として、住民の方の保健福祉看護に関する知識の向上を図るため公開講座、卒業生・修了生の相互交流と継続支援を目的としたシンポジウム（ホームカミング・デー）、渋谷区立広尾中学校の「総合的な学習の時間」への協力要請を受けて模擬授業を行っている。

- ② 災害看護部門として、武蔵野市との協定により地域の人々とともに災害に強い人材を育成することを目的する武蔵野地域防災セミナー、2017（平成 29）年度より浪江町から支援要請を受けて本学だけで行っているなみえプロジェクト、広尾の6施設の連携と、各施設の防災機能の強化、人材育成、災害時の連携を目的する広尾地区防災連携会議を行っている。
- ③ 継続看護部門としては、本学が持つ教育的な機能を活用したフロンティアセミナー、本学で開講されていた認定看護師教育課程「糖尿病看護」「認知症看護」「慢性呼吸器疾患看護」のコース修了生のフォローアップを目的とした認定看護師スキルアップセミナー、本学での看護学教育において効果的な実習指導につなげることを目的とした実習指導者研修会を行っている。
- ④ 実践研究部門として、2013（平成 25）年度より開始した広尾地区の保健医療福祉・教育が一体となってケアを創造するシステムとしての「ケアリング・フロンティア広尾」を立ち上げて活動を行っている。現在、日本赤十字社医療センター、日本赤十字社総合福祉センター、日本赤十字社助産師学校、日本赤十字社医療センター附属乳児院等の各組織が協働して、リサーチ・フェスタ、オープンホスピタル等の合同開催、4つの実践プロジェクト、3つの研究プロジェクトを進めている。

本センターの運営は、地域連携・フロンティアセンター運営委員会において検討している。2017（平成 29）年度は11回開催し、①年間計画及び会計・予算、②各事業の運営等について検討した。運営に関わる財源は、原則として自主財源である。フロンティアセンター専従の職員は雇用せず、事務局が兼担している。2017（平成 29）年度の各事業実施にあたっては、部門のリーダーを中心に学内の教職員のほか前年までの事業の参加者、修了者など幅広い力を得て運営した。

【国際交流】

本学では世界の赤十字社ネットワークを活かして開学以来国際交流を活発に行ってきた。さらに国際交流を推進するため、2015（平成 27）年度に国際交流センターを設立し、国際交流センター運営委員会を置き、国際交流に関わる規程や業務体制の整備、国際交流活動を行っている。また、2015（平成 27）年度には国際交流センター学生部会を立ち上げている。

国際交流センター運営委員会は常設委員会であり、教授が委員長となり、主に教授会構成員で構成されている。「国際交流センター運営委員会規程」（資料 8-4）に基づいて活動している。活動は月1回の会議の中で、方針に則り審議の結果、具体化され、報告・評価されている。また、それらの内容を教授会で審議・報告し、漸次評価されるとともに、年度末に年報を作成し、自己点検・評価委員会で審議・評価される。年報で出された改善すべき課題については、新年度に委員会で当該年度の活動方針として話し合わせ、各構成員に分担して、具体的な活動として取り組む体制になっている。

「看護教育及び研究・開発に関する覚書」をスウェーデン赤十字大学、タイ赤十字看護大学、タイ国チュラロンコン大学、スイス国ラ・ソース大学、フィリピン大学及びカンボジア健康科学大学と締結している。覚書に基づき、学生の研修や学生の交換留学、教員の隔年派遣、研究協力等による国際交流を行っている。

オーストラリアのモナシュ大学で語学研修を行っており、本研修での履修単位は本学の英語単位として認めている。また、院生は2010（平成 12）年から国際・災害看護学実習で

海外研修を行っている。さらに、本年度から英国スコットランドのグラスゴー・カレドニアン大学サマースクールプログラムでの研修を開始した。

他国との国際交流活動として研修視察等を受入れ、本学教員・学生との国際交流を推進している。また、本年度は国際交流・国際教育事業推進の一環として米国の大学とのMOU締結について検討を行った。

(2)教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

【地域連携・フロンティアセンター】

a. 地域連携部門

公開講座は「人とつながり健康に生きよう」をメインテーマに全3回の講座を開催した。第1回83名、第2回34名、第3回69名の参加者があり、概ね評価は高く、来年度も開催予定である。ホームカミング・デーは、大学祭とオープンキャンパスと同日に「子育てしながら仕事を続けよう 結婚—子育て—キャリアアップ」というテーマで開催し、参加者は37名で、様々な視点での議論がなされ、評価は概ね高かった。渋谷区立広尾中学校「総合的な学習の時間」での模擬授業では、本学にて中学生1年生70名を対象に、優しい気持ちを育むことを目的とした講義を開催した。中学生にとって初めて体験する事柄であったが、積極的な質問も多く自ら学ぶ姿勢も見られ好評を得た。

b. 災害看護部門

武蔵野地域防災活動は、年間12回（平成29年10月～平成30年3月）の「避難支援活動協力員養成講座」を開講した。平成29年度は受講者数、年齢や地域の拡大等を行い毎回40～60名が、意欲的に参加していた。

なみえプロジェクトの活動は、いわき市の“日赤なみえ保健室”を拠点とし、現地の看護職、いわき市職員、大学教員、二本松市にある浪江町仮設役場の保健福祉課と連携し活動している。今年度は①健康調査とフォローアップ事例の継続訪問（家庭訪問441戸、電話による調査324戸）、②夏休みの母親と子どもの交流「ママさんサロン」を実施した。参加者は子ども26人、母親16人で母親同士の交流のきっかけとすることができた。

広尾地区防災連携会議では、①区立広尾中学で住民200名の参加にて氷川地区合同防災訓練、②区立広尾中学校生徒200名と氷川地区住民60名の合同防災訓練での三角巾の取り扱い方法とAEDの演習展開、③広尾中学防災Jrチーム訓練としての1、2年生を対象に避難所運営ゲームHUG演習、④地域住民41名を対象に「災害時の自分の役割を考えていこう—都市型災害を例にして—」ワークショップ開催を実施した。また、広尾地区災害連携マニュアル班の活動として、「広尾地区6施設の施設状況・支援受援体制」について施設連携上の課題を検討した。

c. 継続教育部門

フロンティアセミナーは、「看護へキャリアチェンジをした人とともに」をテーマに4名のシンポジストを迎え、キャリアチェンジした看護者と病院管理者が互いの経験を生かしかうことや支援の在り方について、45名の参加者と共に熱心なディスカッションを行った。認定看護師スキルアップセミナーでは、基調講演「看護現場の今を改善するために—認定看護師に求めたいこと—」、認定コース毎の分科会と「認定看護師と感情労働」の分科会を開催した。また、特定医行為の研修が始まったことを受け、「認定看護師制度について」という30分のディスカッションも行い、414名の参加者が熱心に意見交換した。

実習指導者研修会は、開催回数は5回、研修会の構成は実習指導に関する理論・演習・リフレクションとし、65名の研修生が参加した。開催ごとにアンケートを実施し、受講生からは企画・運営について好評を得ることができた。

d. 実践研究部門

2013（平成25）年度より広尾地区の医療福祉教育部門の連携を深めるための「ケアリング・フロンティア広尾」を組織し、2017（平成29）年度より3つのプロジェクトが追加され、現在8のプロジェクトにおいて、病院、大学、福祉施設等の看護職に加え、行政、住民組織などが連携して活動している。リサーチ・フェスタは日本赤十字社医療センター「冬の院内看護研究発表会」の一部と合同開催とし研究ポスター掲示、研究よろず相談、リサーチカフェ、「冬の院内看護研究発表会」参加のポスター発表（示説）、研究ミニレクチャーを実施した。参加者は79名と昨年より増加し、発表された研究や実践報告も49演題と昨年の2倍以上の演題数となった。本学クロア・ルージュ祭、医療センターのオープンホスピタル、総合福祉センターの秋祭りが同時開催され、多くの参加者を得た。学生委員会の大学祭担当教員、学生自治会、医療センターの看護部、総合福祉センターの地域交流推進委員会との話し合いが早い時期から行われ、連携が良く取れケアリング・フロンティア広尾が見える形になった。

【国際交流】

既存の海外交換協定大学との交流においては、2015（平成27）年度に立ち上げた国際交流センター学生部会が中心となって学生同士の交流が図られており、その様子を大学ホームページやFacebookへ掲載して国内外へ発信している。

国際交流センターでは年1回の講演会やシンポジウムを主催している。本年度は本学にて6月29日（木）13時10分～14時10分、赤十字国際セミナー講演会「米国と日本の看護の現場から」を開催した。筑波大学医学医療系国際看護学教授の武熊カツマタ麻子氏による「米国と日本の看護の現場から - 中堅とベテランナースへのサポートとプロフェッショナル・ディベロップメント」と題した講演が行われた。本学学生・教職員、CNLセミナー参加者、外部参加者など、計103名が参加した。また、本学にて7月11日（火）18時15分～19時15分、スウェーデン赤十字社社長Margareta Wahlstoröm氏の名誉博士称号及び客員教授委嘱・記念講演会を開催した。Margareta氏による最近の世界の状況、政情不安が増す中での赤十字の役割やその役割の果たし方について講演が行われた。本学教職員と院生、外部参加者など、計79名が参加した。さらに、本学にて10月31日（火）18時10分～19時半、赤十字国際委員会(ICRC)と共催の特別講演「Health Care in Danger - 危機に立つ医療活動」を開催した。赤十字国際委員会(ICRC)パキスタン代表部であり、Health Care in Dangerプロジェクト統括であるマーチェイ・ポルコウスキ氏(Mr. Maciej Polkowski)が講演し、本学教職員、学生、一般他、122名が参加した。

国際交流センターでは毎年活動報告書を作成し、関係各所へ送付して活動成果の還元を図っている。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

【地域連携・フロンティアセンター】

a. 地域連携部門

- ・公開講座では「人とのつながり」をふまえた健康について、参加者は家族や地域という身近な生活の場と関連づけながら受講し、プログラムの内容については概ね良かったとの評価を得た。
- ・ホームカミング・デーでは、毎年、卒業生や修了生のニーズを反映できる企画を検討しており、アンケート結果では80%以上の参加者より「良かった」というプログラムに対する評価を得た。
- ・渋谷区立広尾中学校「総合的な学習の時間」への協力では、看護学の強みを活かした体験学習を展開することができ、中学生および教諭からも好評を得た。

b. 災害看護部門

- ・武蔵野地域防災では「官」「学」「民」が連携し、年間12回の「避難支援活動協力員養成講座」を開講した。昨今、行政や地域での災害対策の必要性が求められている影響もあり、参加者数が増加し、武蔵野市内のみならず、東京都内、関東圏、東北圏、中部圏からの参加者もみられた。
- ・なみえプロジェクトは今年度で第5次まで終了している。第5次では、家庭訪問数441戸、電話訪問324戸を実施し、要フォロー者については、関連する浪江町、福島県心のケアセンター、保健所と連携して対応している。次年度も浪江町から依頼があることから、一定の評価が得られていると言える。

c. 継続教育部門

- ・認定看護師スキルアップセミナーは、今年度の受講生は昨年度と比較して414名と飛躍的に増加しており、内214名が本学修了生以外の受講者であり、人数も多いことから社会的な意味合いが強い、重要なセミナーであると評価できる。
- ・実習指導者研修会では、リフレクションに関して理論と演習により理解が深まったと評価を得ることができた。

d. 実践研究部門

- ・今年度より3つのプロジェクトが追加され、現在8のプロジェクトにおいて、病院、大学、福祉施設等の看護職に加え、行政、住民組織などが連携して積極的に活動している。

【国際交流】

- ・国際交流センター設立3年目を迎え、各種規程の整備や情報集約が効率的に行われている。
- ・モナシュ大学語学研修参加者数と交換留学希望者数、および院生の各種海外研修参加者数の確保、さらに全学的な語学力の強化に向けて、2016（平成28）年度からTOEFL ITPテストの学内開催を開始した。年間計画を立案して開催周知を図った結果、受験者数の確保につながった。本年度は年2回開催し、計32名（第1回目に20名、第2回目に12名）が受験した（前年度より13名増加）。
- ・本年度、交換留学としてスウェーデン赤十字大学とスイス国ラ・ソース大学の2大学から学生2名ずつを受け入れた。受け入れ期間中、学生部会が主体となって昼食会や歓送迎会を開催して学生間の交流が図られた。また、実習中およびファイナルプレゼンテーションでは受け入れ実習領域のフィールドスタッフや同領域で実習している他学生、次期派遣学生など、学内外の人々との交流が積極的に図られており、互いの文化や看護、教育について学びを深める機会となった。

- ・本年度、交換留学としてスウェーデン赤十字大学とスイス国ラ・ソース大学の2大学から学生2名ずつを派遣した。4月ガイダンス期間に留学説明会を、5月に帰国報告会を開催(学部生と教職員合わせて32名参加)してプログラムの周知を図り、学生部会を中心に帰国学生と他学生の交流を図った結果、留学応募数の増加につながった。
- ・本年度、スウェーデン赤十字大学との教員隔年派遣連携に則り、本学から教員2名を派遣した。
- ・本年度、モナシュ大学語学研修へは学部1年6名と編入3年1名の計7名が参加した。昨年度からのモナシュ大学語学研修の周知方法改善を継続し、説明機会を複数回設けたことで参加者が確保された。
- ・本年度、国際保健助産学専攻の院生7名と教員1名が、「国際保健助産実習」として国立母子保健センターおよびカンボジア健康科学大学-医療技術学校等にて約2週間の研修を行った。
- ・国際・災害看護学領域の院生1名と教員2名が「国際・災害看護学実習」として、ベトナム赤十字社、チョーライ病院、ツーゾー病院等にて視察を行い、10日間の演習を行った。
- ・本年度から開始した英国スコットランドのグラスゴー・カレドニアン大学サマースクールプログラムでは、看護学専攻院生3名(博士後期課程2名、修士課程1名)が1週間コースに、看護学専攻院生5名(いずれも修士課程)と教員1名が2週間コースに参加した。事前説明会やガイダンスを複数回開催してプログラム周知に努めたことで参加者確保につながった。院生の国際交流および修学の推進が図られている。
- ・学部生の交換留学派遣や語学研修、院生の海外研修と教員派遣においては、事前に外務省海外旅行登録(たびレジ)と外務省作成の安全の手引き、海外保険加入、危機管理に関するオリエンテーションを行っている。これらの働きかけによって、海外渡航における学生の安全、危機管理対策に努めている。
- ・6月29日開催講演会(資料8-5)と10月31日開催講演会では、それぞれ参加者から高い満足度を得られ、好意的な感想を得ることができた。また、他国の研修や視察等を積極的に受け入れた(資料8-6)。これらの活動により、教職員および学生の国際交流活動への関心および意識向上を図ることができている。
- ・本学へ海外から入学を希望している学生への対応を行った。
- ・国際交流センター作成の活動報告書に英語目次を設けるなど、改善を図っている。

②改善すべき事項

【地域連携・フロンティアセンター】

a. 地域連携部門

- ・ホームカミング・デーの参加者数が増加しておらず、企画内容はもちろん、広報活動を再検討していく必要がある。
- ・広尾中学校の要請を受け開催時期が決定したのが後期以降でもあったため、今後は早い段階から中学校と連携を取って時期や体験学習内容を検討していく必要がある。

b. 災害看護部門

- ・なみえプロジェクトについては、日赤なみえ保健室に配置する看護職人材の確保と業務調整が課題である。雇用している看護職者は退職後の再就職であるため、業務の軽減のため

に人数を増やし、個人への業務負担を軽減する必要がある。また、訪問調査により定期的なフォローが必要な方が明らかになり、これらの方へのケアを浪江町保健師、心のケアセンター、保健所と共に実施していく必要がある。

c. 継続教育部門

- ・フロンティアセミナーについて、当初の企画が変更となり広報活動が遅くなったため集客に結び付かなかったことが考えられる。
- ・認定看護師スキルアップセミナーは、過去3回のプログラムについて検討を行ったところ、全般的に受講生が受け身になりがちでプログラムであり、高度な実践能力が求められる認定看護師のスキルアップを図るセミナーとしては、改善すべき余地がある。
- ・実習指導者研修会では、研修会開催中の研修生の学びや成長を把握してきたが、研修会での学びがどのように生かされているかを評価する必要がある。

d. 実践研究部門

- ・ケアリング・フロンティア広尾については、様々なプロジェクトの共同開催や連携強化を行うため、年間を通じての行事の日程調整や連絡調整等をより円滑に行う必要がある。特にリサーチ・フェスタは、今年度初めて日本赤十字社医療センターの看護研究発表会との合同開催を試みたことから幅広い参加者があったが、一方で進行や会場説明、事前の広報など課題が示された。

【国際交流】

- ・TOEFL ITP テストの日程上、モナシュ大学語学研修への参加希望者が事前に受験することが困難であった。
- ・TOEFL ITP テストの受験者数や海外研修・留学の応募・参加者数が共に増加するように働きかけるなど、各種プログラムの連動した発展を目指す。
- ・近年の国際的な治安の悪化を踏まえ、本学危機管理センターの方針に沿いながら、本委員会としても海外活動に伴う学生・教職員の安全、危機管理対策の整備・強化をしていく必要がある。

4. 2018(平成30)年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

【地域連携・フロンティアセンター】

a. 地域連携部門

- ・公開講座では看護の専門性や研究的取り組みを地域に発信でき、地域住民の健康教育の充実を図るべく公開講座としての成果が得られていると考える。
- ・ホームカミング・デーでは、今回のテーマが「子育てしながら仕事を続けよう 結婚—子育て—キャリアアップ」であったため、初回参加者が13名以上と卒業生・修了生の新たな参加を得られたことは成果であると考え。
- ・渋谷区立広尾中学校「総合的な学習の時間」への協力としては、本学の教員が看護の専門性を活かした体験学習を展開したことで、中学生および教諭が看護の特徴を知り、優しい気持ちで人と接する機会を提供できたことは、次世代育成の支援につながる成果であると考え。

b. 災害看護部門

- ・浪江町から依頼があったいわき市に避難してきている全浪江町民を対象にしており、これ

らの方を見守り健康状態を把握するために、浪江町保健師、福島県心のケアセンター、保健所と連携している。これにより、より専門的な支援ができています。徐々に訪問は必要ないと話される方も出てきているが、その反面、心の問題がある方や高齢者が課題となってきたことが、明らかになってきている。

c. 継続教育部門

- ・認定看護師スキルアップセミナーは、本学修了生のみならず、多数の認定看護師が受講しており、受講者数が年々増加していることから、一定の成果をあげていると考えられる。

d. 実践研究部門

- ・ケアリング・フロンティア広尾では、医療センター研究発表会とリサーチ・フェスタの合同や本学クロア・ルージュ祭・医療センターオープンホスピタル・総合福祉センター秋祭りの同日の合同開催など、より共同・連携を強化した運営となり、相互交流が促進された。

【国際交流】

- ・TOEFL ITPテストの継続的な開催により、受験者数の増加と全学的な語学力の向上を推進する。
- ・学生主体による学生会の活動・運営をサポートする。
- ・ガイダンスや帰国報告会、学生会主体の交換留学生歓送迎会等のプログラムによる、語学研修や交換留学の参加・経験者と他学生との交流機会の創出により、参加希望者・応募者の確保につなげる。
- ・英国スコットランドのグラスゴー・カレドニアン大学サマースクールプログラムの継続開催により院生の国際的な交流および修学を推進する。
- ・国際交流センター主催講演会の開催や他国の研修・視察等の受け入れにより、教職員および学生の国際交流活動への関心および意識向上を図る。

②改善すべき事項

【地域連携・フロンティアセンター】

a. 地域連携部門

- ・公開講座では高齢者の参加が多いが、テーマによっては高校生や20～50代の多世代の参加が見込まれるため、住民のニーズを検討しつつ、参加者の年齢層を広げていく。
- ・ホームカミング・デーは引き続き、卒業生・修了生の現状を踏まえたニーズを把握しながら企画内容を検討し、参加者数の増加を目指す。さらに、卒業・修了後にホームカミング・デーを活用してもらえよう在校生（学部生、大学院生）に対してもホームカミング・デーの目的や主旨を理解してもらう機会を設けるなどの対策を検討していく。
- ・渋谷区立広尾中学校「総合的な学習の時間」への協力では、広尾中学校の要請を受け開催時期が決定したのが後期以降でもあったため、今後は計画的に中学校側と連携を取り企画を検討していく。

b. 災害看護部門

- ・なみえプロジェクトについては、継続的な見守りが必要な方や専門的なケアの必要な方を早期発見し、適切に対応することが必要であるため、訪問調査をこれまで通り実施していく。また、浪江町保健師、福島県心のケアセンター、保健所との連携を強化していく。

c. 継続教育部門

- ・フロンティアセミナーは、早期に次年度の企画を検討し、テーマに合わせて広報先を明確にし広報活動を開始する。
- ・認定看護師スキルアップセミナーにおいては、受講生である認定看護師がセミナーの企画・運営に主体的に参加することで、各々が臨床現場でプログラムの参画、運営を主導できる能力を育成することも重要である。このため、次年度以降のプログラム、運営方法について早急に見直し、前述の内容を反映する必要がある。
- ・実習指導者研修会は、研修会の成果を評価し研修会の内容検討に反映する。

d. 実践研究部門

- ・ケアリング・フロンティア広尾では、医療センター研究発表会とリサーチ・フェスタの合同や本学クロア・ルージュ祭・医療センターオープンホスピタル・総合福祉センター秋祭りの同日の合同開催などに向けて、教職員、学生などが参加しやすい日程の設定や各担当者間の調整の円滑化を図る。そのための組織編成や運営について検討する。

【国際交流】

- ・モナシュ大学語学研修への参加希望者が TOEFL ITP テストを受験できるように日程を調整して開催日を決定する。
- ・TOEFL ITP テストと海外研修・留学の各種プログラムが連動して発展できるよう、各募集・応募書式に TOEFL ITP スコアの記入欄を設ける。
- ・本学危機管理センターの方針に沿いながら本委員会としても海外活動に伴う学生・教職員の安全、危機管理対策の整備・強化を図る。

5. 根拠資料

- 8-1 地域連携・フロンティアセンターの理念と実績報告（大学ホームページ）
<https://www.redcross.ac.jp/frontier/about>
- 8-2 地域連携・フロンティアセンター規程
- 8-3 地域連携・フロンティアセンター運営委員会規程
- 8-4 国際交流センター運営委員会規程
- 8-5 2017（平成29）年6月29日赤十字国際セミナー講演会アンケート結果
- 8-6 2017（平成29）年度他国との交流受入状況一覧

第9章 管理運営・財務

第1節 管理運営

1. 2016(平成28)年度に策定した発展方策

①効果が上がっている事項

・さいたま看護学部（仮称）の設置準備の開始、変化し続ける文部行政の動向など大学を取り巻く情勢の変化に的確に対応しうる管理運営組織体制を確立していくために、引き続き教職協働・企画力・コミュニケーション力・判断力・調整力・語学力等の向上を目指したキャリアパスの構築化を目指す。

②改善すべき事項

・FD・SDポリシー・マップのSD関連項目に関して、より体系的な案を策定する。

2. 現状の説明

(1)大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

a. 中・長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知

日本赤十字学園法人本部では、学園設置大学・短期大学ごとに単年度の事業計画の作成、事業実施報告、学園の基準項目内での2014(平成26)年度から5カ年計画の学園運営第二次中期実施計画を策定した。本年度(2017年度)は実施4年目となり、また大学評価の結果等もふまえて、計画・実施内容の見直し、軌道修正等を全教職員に告知し、意見を取り入れた新たな計画を策定し実行へと移している。

経営会議では上記計画とは別に大学中・長期の計画を11項目たて協議している。

また、新たにさいたま看護学部の設置準備が進められた。

さらに、2016(平成28)年度から、本学の将来に向けて本学が向かうべき方向、今後の地域貢献をはじめとする社会から求められる役割に的確に対応していくため、幅広い分野の有識者からなる懇談会を開催して、有益な意見を得る取り組みを行っている。

b. 意思決定プロセスの明確化

大学運営上での様々な諸課題については、委員会（常設・臨時・学長諮問）で審議され、教授会（学部）・研究科委員会（大学院）に諮ることになっている。

また、2015(平成27)年度から設置した教学マネジメント会議、IR会議、さらに各種委員会組織のセンター化を果たし、これによる運営の活性化を促進している。

各センター及び下部委員会で検討した課題のうち、特に教育・研究・経営的な面においては経営会議において協議される。課題を大学運営の方向性や全体性と照合することによって、その内容を吟味するためでもある。

このように、各センター及び委員会から経営会議を経て、教授会・研究科委員会で決定するボトムアップの流れ、そして学長の方針をトップダウンにより経営会議を通して教職員に周知する流れの双方向により、コンセンサスの十分な機能発揮を図っている。

c. 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明文化

本学における教学に関わる権限は、教授会・研究科委員会であるが、大学で決定した内容で、学則変更等の事柄は常務理事会・理事会の承認が必要である。そのことは、私立学校法、本学園寄附行為等に明文化され、業務に則り理事会が行っているためである（資料 9-1-1、資料 9-1-2）。

d. 教授会の権限と責任の明確化

2015（平成 27 年度）からの学校教育法及び施行規則の改正施行に伴い、教授会の役割が明確化され、学則及び大学院学則、それに伴い教授会規程及び研究科委員会規程等を改正した。

学部教授会・研究科委員会（以下「教授会等」とする）は、学則第 7 条及び大学院学則第 8 条に基づいて、学長、教授をもって構成する。教員人事に係る審議を除き、通常は准教授及び講師を加えて運営している。定例では 8 月を除く毎月 1 回第 2 木曜日に開催し、学部の研究・教育、管理・運営に関する事項を審議する。また、入学者選抜試験の可否判定及び卒業要件の認定等に係る審議のために臨時開催を行っている。教授会等には日本赤十字看護大学教授会規程、研究科委員会規程に基づいて事務局職員が陪席している。

審議事項は以下のとおりである。

教授会等は、教育方針、教育内容等全般について協議するほか、学内将来構想推進協議会や経営会議等において先議された議題について協議する機関としての役割を担っている。

それらの意見を聴いて、学長が各種事項を決定している。

教員の新規採用及び昇格などの人事に係る事項に限り、学長、教授をもって構成する教授会（人事関係）で協議する。この場合、日本赤十字看護大学教員選考規程に基づき、申請のあった人事について、教授会（人事関係）で選出された委員で組織される選考委員会に審査を付託し、同委員会が候補者について厳正に審査し、作成した案を教授会（人事関係）で審議し、学長の決定を経て、その結果を教授会（准教授・講師含む）に報告している。

(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

a. 関連法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用

学内における諸規程の制定・改廃は、経営会議・教授会の協議を経ている。その規程は学内教職員が閲覧できるよう、学内ネットワーク内に掲載し、さらに規程集として配付している。

b. 学長、学部長・研究科長の権限と責任の明確化

本学は、学部は 1 学部 1 学科、大学院は 1 研究科 2 専攻及び博士課程（5 年一貫制）共同災害看護学専攻を有し、学長のもとに学部長及び研究科長を置いている。

教授会と学長との関係は、学長が教授会を主宰し、教授会での協議事項を、学長が聴いて決定するという関係である。研究科委員会と学長との関係は、研究科長が研究科委員会を主宰し、研究科委員会での協議事項を、学長が聴いて決定するという関係である。学長は、本学の理念・目的を実現するために、本学のすべてに関して目を行き届かせ、問題を未然に防ぐとともに、社会状況の変化に応じて、本学の進むべき方向を明確にし、教授会もしくは研究科委員会に発議する。

学部長及び研究科長は、本学の理念・目的を実現するために、学長を補佐するとともに、学部及び研究科の教学に関する事項ならびに学部及び研究科教員人事を分掌し、学部のす

べてに関して目を行き届かせ、問題を未然に防ぐとともに、社会状況の変化に応じて、本学の進むべき方向を学長とともに協議する。

c. 学長選考および学部長・研究科長の選考方法の適切性

学長の選考に際して、「日本赤十字学園看護大学・短期大学学長候補者選考規程」(資料 9-1-3)に基づき、学園が設置する学長候補者選考委員会のもとで審議され、理事長が選出結果を踏まえて、候補者を理事会の同意を得て任用する。

学長は、人格が高潔で学識に優れ、赤十字の人道の理念を理解し、かつ、大学運営に識見を有し、教育研究活動を適切かつ効果的に運営できる能力がある人物として選考基準として明記されている。

学部長及び研究科長は、「看護学部長候補者選考規程」(資料 9-1-4)及び「看護学研究科長候補者選考規程」(資料 9-1-5)に基づき学内で選出され、学長の決定に基づき理事長に推薦し、理事長が任命する。

よって、学長選考及び学部長・研究科長の選考方法の適切性は保たれている。

(3)大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

a. 法人事務組織

学園の機構全体にわたる業務を管理運営するために法人本部が置かれ、事務局は、総務部総務課(総務係、経理係)、学事部学事課(学事係)、さいたま看護学部設置準備室で構成されている。人事交流により、本学から1名が出向している。

b. 大学事務組織

本学は大学・大学院を一括した事務局である。事務局長、事務局次長を置き、広尾キャンパスには総務課(総務係、人事係)、経理課(経理係)、学務課(学生係、教務係、入試・広報係)、地域連携課(地域連携係)、図書館課(図書館係)となっており、武蔵野キャンパスには、2015(平成27)年度から事務職員を配置していない。それに伴い、事務課を一時廃止した。また、センター機能強化に伴い、教学センターを教務係、学生支援センターを学生係、入試・広報センターを入試・広報係、研究推進センターを総務係、人事係、経理係、図書館・情報センターを図書館係、情報システム担当者、国際交流センターを教務係、地域連携・フロンティアセンターを地域連携係が担当し、独立した事務局組織ではなく、取り扱う内容に応じて各課・係で業務を担当している。

事務局の各係の担当役割は以下のとおりである。

①総務課

総務係：企画・規程整備・学則改正等申請・届出・庶務・行事・式典・施設設備管理・研究倫理等

人事係：人事・労務管理・教職員の福利厚生、職員の研修等

経理係：予算・決算・経理事務・研究支援等

②学務課

教務係：教務関係(学年暦・定期試験・国家試験・資格・免許・国際交流等)

学生係：学生関係(奨学金・就職・学生福利厚生等)

入試・広報係：入学者選抜試験・広報活動・学生募集活動関係(オープンキャンパス・大学院

説明会・大学見学等)・情報システム管理・IR等

③地域連携課

地域連携係：地域連携・危機管理・武蔵野キャンパス関連業務等

④図書館課

図書係：図書館業務・史料室関連業務等

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

本学の人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善については、学校法人日本赤十字学園職員勤務評価実施要綱に基づき、正職員（出向者は除く）を対象に実施される。評価者等の区分は、被評価者、評価者、調整者、実施権者となっており、被評価者と評価者は勤務評価期間初めに面談を行い、勤務評価の趣旨、目的及び方法等について説明を行い、勤務評価結果の決定後、期末面談を行っている（資料9-1-6）。

また、事務職員の資質向上に向けた研修等の取り組みは表9-1-1及び次のとおりである（資料9-1-7）。

- ①学校法人日本赤十字学園が主催する研修会：赤十字の理解を中心とした新任教職員対象（2日）
- ②スタッフ・ディベロップメント：FD・SD委員会主催もしくは事務局主催の研修制度
- ③文部科学省、日本私立大学協会等の外部研修会：業務別、職階別対象研修

上記研修会や講演会への出席、学内でのSD活動・OJTの実施を通じて、職員の資質向上に向けた取り組みを行い、業務改善へと繋げている。

表9-1-1 2017(平成29)年度開催 SD一覧

開催日	テーマ	対象者	主催
8月2日・3日	学園主催新任教職員研修	新任教職員	日本赤十字学園
5月24日	アンガーマネジメント研修	全教職員	FD・SD委員会
6月1日	ハラスメント防止研修	全教職員	人権・倫理委員会
8月7日	障がい学生支援研修	全教職員	FD・SD委員会
11月30日	「有事と赤十字」	全教職員	FD・SD委員会

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

- ・グループワーク方式の導入により、コミュニケーションやディスカッション能力の向上に繋がった。
- ・2016（平成28）年度から、国が推進する私立大学等改革総合支援事業の流れに沿った形でテーマ設定を体系化し、外部環境の変化に対する大学運営のあり方を意識づけられた。

②改善すべき事項

- ・日常業務の質及び量により、自己啓発やスキルアップの意識に個人差がある。
また、日常業務に忙殺される中で、継続的に一定レベルの向上心を持続させる環境整備が必要である。

4. 2018(平成30)年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

- ・社会や大学を取り巻く環境の変化を捉える俯瞰的な視点に加え、変化に対応する能力の向上を図るため、多様な社会への転換を意識したテーマ設定を随時、行っていく。

②改善すべき事項

- ・日常業務の効率化に加え、e-learning など研修方法の効率的な実施方策を検討する。
- ・外部研修報告の供覧に加え、事務会議で伝達場を設けるなど、研修で得た知見の共有を徹底するとともに、スキルアップに向けた職員の意識向上に繋げる。

5. 根拠資料

- 9-1-1 学校法人日本赤十字学園寄附行為
- 9-1-2 学校法人日本赤十字学園理事会業務委任規程
- 9-1-3 学校法人日本赤十字学園看護大学・短期大学学長候補者選考規程
- 9-1-4 看護学部長候補者選考規程
- 9-1-5 看護学研究科長選考候補者規程
- 9-1-6 学校法人日本赤十字学園職員勤務評価実施要綱
- 9-1-7 2017(平成29)年度事務局研修日程

第2節 財務

1. 2016(平成28)年度に策定した発展方策

①効果が上がっている事項

- ・周年事業等の一時的な寄付金確保のみならず、経常的な寄付金確保のための仕組みを構築する。
- ・経営管理体制の基盤構築により、予算統制の強化に加え随時もしくは定期的な経営情報(分析含む)の提供が可能となったことから、これらの実行を通じ収支均衡を目指す。

②改善すべき事項

- ・科研以外の外部資金や他大学の取組み事例等の情報収集を行いつつ、サポーター募金制度、遺贈寄付など外部資金確保に向けた具体的な計画を策定、実行する。
- ・既存の経理システムを応用し、各部門別の執行状況が把握できるデータを選択・加工して、予算統制の強化を図るとともに、ベンチマーク等の経営分析を充実させる。

2. 現状の説明

(1)教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

事業活動収入に対する学生生徒等納付金収入は、2008(平成20)年度以降60%後半～70%を維持し、2017(平成29)年度決算では78.7%と財政基盤上の最大の収入となっている(資料9-2-1)。

また、その他の収入としては、順に、国庫補助金収入、寄付金収入、手数料収入他となっている。一方、主な事業活動支出は、人件費、教育研究経費、管理経費となっている。大学

の第一の目的である教育研究を遂行しながら健全財政を維持していくため、本学では、予算会議を中心に、当該年度の事業計画に基づく予算編成およびその適切な執行と事業展開を行っている。そしてこれらの内容について、同規模他大学および全国平均と本学との財務分析比較をし、本学の各関係比率の適切性を確認している。これらの結果は事業報告書として学園がまとめている。

なお、2016(平成 28)年度以降、武蔵野キャンパスの休止に伴い、効率的な運営体制による財政的基盤の安定化が促進され、収支が改善している。

(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。

本学の予算編成・予算執行のプロセスは、次のとおりである。

- ① 予算編成の基本方針の提示 (9 月)
- ② 予算申請書類提出 (10 月)
- ③ 予算調整・ヒアリング (11 月)
- ④ 予算会議開催 (12 月)
- ⑤ 予算案の概要説明書・資金収支予算書・事業活動収支予算書の作成 (12 月)
- ⑥ 学校法人日本赤十字学園への予算案と事業計画案の提出 (12 月)
- ⑦ 学校法人日本赤十字学園理事会による審議と承認 (3 月)
- ⑧ 予算決定通知 (予算申請単位宛) (4 月)
- ⑨ 予算配賦 (4 月)
- ⑩ 各部門・所管予算執行 (4 月～)

予算申請の様式は、学校法人会計基準に依拠して行っている。また各部門においては目的分類を用いて、事業内容別に予算額を把握できるようにしている。なお、使用申請時には領域別・教員別等、細分化した使用申請を求め、予算の適正管理に努めている。

予算執行は、学校法人日本赤十字学園経理規程（以下「経理規程」という）等に基づき実施している。固定資産の取得と物品の購入については、経理規程において担当主管課、調達請求の方法（手続）、調達決裁の専決範囲区分、発注と契約の方法、検収と支払いの方法を定め、適正な執行に努めている。

以上の手続きを経て実施された予算の執行額は、各部門において管理され、次年度以降の予算編成の参考としている。

3. 点検・評価

① 効果が上がっている事項

- ・平成 29 年度から制度化した「日本赤十字看護大学サポーター募金」の実施による外部資金（寄付金）の確保が推進された。
- ・経理業務の運用改善を行い、システム即時入力によるタイムリーな経営管理体制の基盤が構築され、経営会議において経営数値の定期報告を実施した。
- ・現金資産の増減に基づく経営状況のポイントを経営会議、教授会において説明し、教職員の経営意識の醸成に繋げた。

② 改善すべき事項

- ・経理業務の運用改善に伴う業務の効率化が不十分であり、より細かいレベルの経営分析、

分析に基づく改善方法の検討に至っていない。

- ・増収に向けた施策として寄付金確保に結びつく更なる取り組みが必要である。

4. 2018(平成30)年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

- ・同窓会など既存の関係組織との連携を深めるなど、経常的な支援基盤との関係強化を図り、段階的かつ着実に募金支援等の拡大に繋げていく。
- ・経営数値の定期報告、情報提供をよりきめ細かく行い、教職員の経営意識の醸成を推進する。

②改善すべき事項

- ・人事システムや予算使用申請との連動など会計システムの運用を再検討し、より経理業務を効率化して経営分析のレベルアップや改善方策の検討に取り組む。
- ・他大学の取組み事例等の情報収集を行いつつ、サポーター募金制度、遺贈寄付など外部資金確保に向けた具体的な計画策定、実行に取り組む。

5. 根拠資料

9-2-1 大学ホームページ「財務公開」

<https://www.redcross.ac.jp/about/disclosure/financia>

第10章 内部質保証

1. 2016(平成28)年度に策定した発展方策

①効果が上がっている事項

- ・自己点検評価実施委員会において各委員会等がPDCAサイクルを報告するシステムを今後より発展させ、第二次日本赤十字学園中期計画(2014(平成26)年度から2020(平成32)年度)と関連付けた大学改革を前進させる。

②改善すべき事項

- ・大学基準協会の大学評価で指摘された努力課題について、FD・SD委員会が中心となり、より効果的なFDを実施する。そのために、2018年度内に次年度のFD・SD課題を明確にし、この課題に沿ったFD・SD計画を立てるようにする。

2. 現状の説明

(1)大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

本学は、学則および大学院学則第2条に基づいて自己点検・評価を行っている。その方針は、本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的および社会的使命を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表することである。

この方針に従い自己点検・評価規程(資料10-1)を制定し、学長の下に自己点検評価委員会を設置している。自己点検評価委員会は、学長、学部長、研究科長、事務局長、図書館長、学務部長、フロンティアセンター長、保健センター長から構成されている。また、自己点検評価委員会には、自己点検評価実施委員会および年報編集委員会が置かれ、毎年、自己点検・評価報告書(年報)を発行している。年報のPDFファイルは本学HPで公開している(資料10-2)。毎年、実施している自己点検・評価は、大学基準協会の最新の点検・評価項目や評価の視点等に基づいて実施している。年報は、前年度から持ち越した発展方策、現状説明、点検・評価、次年度に向けた発展方策の4項目で記述され、単年度単位のPDCAサイクルに基づく方式をとっている。この積み重ねの上に7年に1度の大学評価を受けている。

2015(平成27)年度において大学基準協会の大学評価を受審し、協会の定める大学基準に適合していると認定された。その認証評価結果等はHPで公開されている(資料10-3)。

情報公開に関しては、日本赤十字学園情報公開に関する実施要領、同情報公開に係わる事務取扱要領を整備し対応している(資料10-4)。

さらに、2011(平成23)年度学校教育法施行規則の改正に伴い、本学の教育・研究情報を含めた大学情報をHPにて公開、2014(平成26)年度には日本私立学校振興・共済事業団が主催する大学ポートレートに参画し、本学の情報を公開している(資料10-5)。

(2)内部質保証に関するシステムを整備しているか。

日本赤十字学園が策定した第二次計画(2014(平成26)年度～2018(平成30)年度)をもとに、経営会議で大学独自の中期計画を立案している。この中期計画に基づいて、それぞれ担

当の委員会や事務局等の学内各組織が具体的な実施計画を立案し、実施し、評価を行い、改善策を実行するというPDCAサイクルのシステムを確立している。

実際に、本学の内部質保証を管轄している組織は自己点検評価実施委員会である。自己点検評価実施委員会は経営会議メンバーおよび各委員会委員長で構成される。2017(平成29)年度は4月と1月の2回、自己点検評価実施委員会を開催し、4月の委員会は前年度の自己点検・評価の結果および当該年度の活動目標・計画について報告・検討を行い、1月は当該年度の活動結果および次年度の活動目標・計画について報告・検討を行っている。この自己点検評価実施委員会の点検・評価システムを整備することで、各委員会・事務局各部署のPDCAサイクルを機能させようと意図している。

本学では、教職員のコンプライアンス意識の向上を図るために、職員就業規則および日本赤十字学園職員倫理規程、同ハラスメント防止規程、同個人情報保護規程等を整備している(資料10-6、資料10-7、資料10-8、資料10-9)。

(3)内部質保証システムを適切に機能させているか。

学校法人日本赤十字学園が3年に一度法人本部・監事・会計監査法人による三様監査を実施しており、本学は2014(平成26)年度に3日間にわたる同監査を受けた。その結果、概ね適正に処理されていると認められたものの、いくつかの改善指導事項があったことから、今後その改善を行う。

組織レベルでのシステムに関しては、PDCAサイクルの確立を各委員会・事務局各部署に求め、年報(自己点検・評価報告書)をまとめている。また、前述のとおり年2回、各委員会・事務局各部署の活動目標・計画・結果を自己点検評価実施委員会で報告・検討するというシステムを整備している。さらに、2013(平成25)年度は将来構想推進協議会を年4回開催し、第2次日本赤十字学園中期計画(2014(平成26)年度から2020(平成32)年度)の方針や重点目標等について検討を行った(資料10-10)。今後の各委員会等の活動計画に反映する予定である。

また、2017(平成29)年度はIR会議を全9回開催した。主な活動内容として次の3つを行った。①ファクトブック(本学データ一覧集)の作成(2017年完成予定)、②学部入試の分析、③分析ツールの導入検討である。2017(平成29)年度は、継続データの蓄積及び各委員会から分析依頼を聴取する予定である。

教育研究活動のデータベース化については、年度末に教員業績表を提出し、それを大学の共有フォルダに保存している。

学外者からの意見反映に関しては、大学基準協会からの評価結果を反映させている。大学基準協会による2015(平成27)年度の大学評価では、以下のような評価結果、総評、提言を受けた。

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2023(平成35)年3月31日までとする。

II 総評

貴大学は、1890(明治23)年に開設された日本赤十字病院看護婦養成所に始まり、組織改編を経て、1986(昭和61)年に東京都渋谷区に設立された。1993(平成

5)年に大学院看護学研究科を設置し、現在、1学部1研究科を有する大学として理念・目的に基づく教育研究活動を展開している。

2009(平成21)年度の大学評価後、貴大学では2011(平成23)年に発生した東日本大震災と国内外で頻発する災害の経験から、赤十字の使命と建学の精神を再認識し、災害看護学の強化を大学変革の中核として位置づけ、災害看護の教育研究、実践を重点課題とし、学部・研究科において災害看護学の教育研究を強化してきた。また、被災地である福島県浪江町と協定を結んで町民の健康調査・支援事業を展開するほか、武蔵野地域防災活動ネットワークにおける活動等を推進するなど、建学の精神に基づく活動に積極的に取り組んでいる。さらに、そうした活動を、災害時の支援を学ぶための研修や教育に結びつけ、教育研究、実践を統合的に推し進めていることは特徴といえよう。加えて、災害看護学の発展に寄与する国際的な活動を行っており、国際社会に対する社会貢献活動として実績を上げている。

一方で、学部・研究科における教育内容・方法の改善のための組織的なファカルティ・ディベロップメント(FD)活動が十分でないこと、学部のシラバスの記載に不備な点があること、また、研究科において、入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)を課程ごとに定めていないことなど、課題が見受けられるため、改善が望まれる。

4 教育内容・方法・成果(3)教育方法

<提言>

一 努力課題

- 1) 全学的に実施している授業評価アンケートは授業改善に向けた取り組みとして組織的に活用されておらず、「FD研修会」についても教員の資質向上を目的とした研修が主であるため、学部・研究科ともに、教育内容・方法の改善を図ることを目的としたFD活動に取り組むよう、改善が望まれる。

5 学生の受け入れ

<提言>

一 努力課題

- 1) 研究科では大学院としての学生の受け入れ方針を定めているが、修士課程と博士後期課程で区別していないので、博士課程共同災害看護学専攻を除く課程ごとの学生の受け入れ方針を定めるよう、改善が望まれる。

これらの努力課題については早急に改善策を講じ、「改善報告書」としてとりまとめ、2019(平成31)年7月末日までに大学基準協会に提出する予定である。

また、学外評価委員の導入に関しては、2016(平成28)年度に人選の検討を行った。

3. 点検・評価

①効果が上がっている事項

- ・年報(自己点検・評価報告書)のHP公開により社会に対する説明責任を果たしている。

②改善すべき事項

- ・自己点検・評価に学外者の意見を反映させるシステムを確立する。

4. 2018(平成30)年度に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

- ・自己点検評価実施委員会において各委員会等がPDCAサイクルを報告するシステムを今後より発展させ、第二次日本赤十字学園中期計画（2014(平成26)年度から2020(平成32)年度）と関連付けた大学改革を前進させる。

②改善すべき事項

- ・大学基準協会の大学評価で指摘された努力課題について、FD・SD委員会が中心となり効果的なFDを実施する。
- ・自己点検・評価に学外者の意見を反映させるシステムを確立する。

5. 根拠資料

- 10-1 自己点検・評価規程
- 10-2 本学 HP>大学案内>情報公開>年報
https://www.redcross.ac.jp/about/disclosure/annual_report
- 10-3 本学 HP>大学案内>情報公開>大学評価報告書
https://www.redcross.ac.jp/about/disclosure/university_evaluation
- 10-4 日本赤十字学園情報公開に関する実施要領、同情報公開に係わる事務取扱要領
- 10-5 本学 HP>大学案内>大学情報>大学情報の公表
<https://www.redcross.ac.jp/about/disclosure/announcement>
大学ポータル（日本赤十字看護大学）（日本私立学校振興・共済事業団 HP）
<http://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000269201000.html>
- 10-6 日本赤十字看護大学職員就業規則
- 10-7 学校法人日本赤十字学園職員倫理規程
- 10-8 学校法人日本赤十字学園ハラスメント防止規程
- 10-9 学校法人日本赤十字学園の保有する個人情報保護規程
- 10-10 第二次日本赤十字学園中期計画（2014(平成26)年度から2020(平成32)年度）
大学 HP <http://www.jrc.ac.jp/pdf/chukikeikaku-2.pdf>

終章

各章ごとに提起された 2018(平成 30)年度に実現すべき主な課題を以下にまとめる。

第 1 章(理念・目的)では、見直したアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーと合わせて本学の理念・目的のより一層の浸透を図る。

第 2 章(教育研究組織)では、教育研究環境の改善促進に向け、各センターにおける委員会の連携を進める。

第 3 章(教員・教員組織)では、Web 方式での回答にしたことで授業改善アンケートの回収率が低くなっている点に対して改善を図ること。

第 4 章(教育内容・方法・成果)では、学部の【教育目標、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針】の課題として、DP、CP の変更により、カリキュラム・マップとの整合性をもたせること。学生が DP、CP を一層理解し関連付けながら履修計画をたて自律して学べるよう、今後はシラバスにポリシーとの関連を示すなどの整備をすること。研究科の課題として、研究・教育者を目指す人と高度実践家を目指す人のために、科目編成の差別化を検討すること。学部の【教育課程・教育内容】の課題として、DP と各科目の教授-学習内容をより関連づけ、自己学習の向上と学習支援を促すシラバスの充実を検討すること。研究科の課題として、CNL プログラムのコンテンツを修士課程教育に組み入れることへの実現可能性に関する検討プロジェクトを立ち上げ、検討すること。学部の【教育方法】の課題として、DP に基づくカリキュラム・マップの作成を行うこと、継続してシラバスの記載内容を評価し、充実を図ること、点検方法の統一を図ること。研究科の課題として、アクティブラーニングの評価について検討すること。学部の【成果】の課題として、新 DP・CP に則った教育評価調査の結果について引き続き注視し、評価すること。研究科の課題として、修士課程の学生が標準修業年限の 2 年で修了できるよう、引き続き、学生の状況に合わせた指導と支援を継続すること。

第 5 章(学生の受け入れ)では、学部の課題として、ホームページ記載内容の充実や相談会の開催や在校生への意識調査を反映した媒体作成等を通じ、3 年次編入学試験の定員を充足させること。研究科の課題として、一層多くの出願者を獲得および優秀な学生の確保に向け、入学者選抜試験の時期等、継続して入試方法の検証をするとともに、広報委員会と協力して周知に努めること。

第 6 章(学生支援)では、学部の課題として、障がい学生支援について学生向けの広報を充実させるとともに、在学生への具体的支援事例を把握することを目的に、教職員を対象とした実態調査の実施を検討すること。

第 7 章(教育研究等環境)では、【施設・設備】の課題として、本学の財政状況を鑑みつつ、限られた財政の中で優先順位をつけ最大限の投資効果を実現する整備を検討すること。

【図書館】の課題として、TBC(図書館運営学生部会)活動をさらに活発化させること。【教育研究等支援環境】の課題として、教員全体の研究時間の確保について引き続き検討すること。

【研究倫理】の課題として、有害事象等が発生した場合の報告様式、研究終了後の研究結果の概要報告様式について、具体的に導入できるよう継続審議していくこと。

第8章（社会連携・社会貢献）では、【地域連携】の課題として、公開講座の参加者のニーズを検討し、参加者の年齢層を広げていくこと。【国際交流】の課題として、本学危機管理センターの方針に沿いながら本委員会としても海外活動に伴う学生・教職員の安全、危機管理対策の整備・強化を図ること。【フロンティアセンター】の課題として、認定看護師スキルアップセミナーの受講生である認定看護師がセミナーの企画・運営に主体的に参加してもらうなど、プログラムや運営方法について見直しを行うこと。

第9章（管理運営・財務）では、【管理運営】の課題として、日常業務の効率化に加え、e-learning など研修方法の効率的な実施方策を検討すること。また、外部研修報告の供覧に加え、事務会議で伝達場を設けるなど、研修で得た知見の共有を徹底するとともに、スキルアップに向けた職員の意識向上に繋げること。【財務】の課題として、人事システムや予算使用申請との連動など会計システムの運用を再検討し、より経理業務を効率化して経営分析のレベルアップや改善方策の検討に取り組むこと。

第10章（内部質保証）では、大学基準協会の大学評価で指摘された努力課題について、FD・SD委員会を中心となり効果的なFDを実施すること。

次に、日本赤十字学園第2次中期計画に基づく本学の中期計画（2017(平成29)年度の実施状況と2018(平成30)年度の計画）を一覧表にまとめた（表f-1）。

表f-1 学園第2次中期計画に基づく本学の中期計画（平成29年度実施状況と平成30年度計画）

計画とゴール	2017（平成29）年度の実施状況	2018（平成30）年度の計画
<p>【赤十字分野の教育の強化等】</p> <p>1. 専任教員の配置（H29年から1名）を継続する。</p> <p>2. 地域における災害防災教育、研究ネットワークの形成</p> <p>①ケアリング・フロンティアの広尾地区の防災ネットワークの構築</p> <p>②災害発生時の渋谷区での役割、連携体制</p> <p>③武蔵野防災教室の継続</p> <p>④浪江保健室の運営をH29年度まで本社と協働体制で継続する、H30～は浪江町との共同運用に切り替える。</p> <p>⑤防災訓練を年3回程度実施し、緊急避難及び帰宅困難時の行動がとれる。（学生、教職員）</p>	<p>2. ①広尾地区防災プロジェクトにおいて、災害ワークショップを開催した。</p> <p>②武蔵野地域防災セミナーは、「避難支援活動協力員養成講座」を12回開催した。</p> <p>③11月に全学的な防災訓練を実施。緊急安否確認システムによる訓練を各学年、全教職員対象に年数回実施した。</p> <p>④浪江町民に対する健康支援事業では、いわき市の日赤なみえ保健室において、本学教職員とスタッフ5名により、浪江町民に対する健康支援事業を実施した。</p>	<p>2. ①広尾地区防災プロジェクトにおいて、住民対象のワークショップを開催する。</p> <p>②武蔵野地域防災セミナーを10月から全12回開催する。</p> <p>③起震車、煙ハウスを導入した全学的な防災訓練を11月に実施する。</p> <p>④日赤なみえ保健室のスタッフを1名増員し、新たに建設された災害公営住宅の住民も対象とし健康支援事業を行う。</p>
<p>【海外教育機関との交流促進等】</p> <p>1. 国際交流・国際教育事業の推進及び実施。赤十字国際活動論演習（スイ</p>	<p>・2016年度活動報告書発行。</p> <p>・2017年度活動報告書の発行準備。</p>	<p>・2017年度活動報告書の発行。</p> <p>・2018年度活動報告書の発行準備。</p>

<p>ス)、国際看護学演習、国際保健助産学実習(カンボジア)、国際災害看護学実習Ⅲ(バングラデシュ)、オーストラリア・モナシュ大学語学研修。</p> <p>2. 大学間交流協定校との交流充実。 スウェーデン赤十字大学/スイス、ラ・ソース大学/タイ赤十字看護大学/タイ、チュラロンコン大学/フィリピン大学/カンボジア健康科学大学(予定)。</p> <p>3. 外国人研究者等の受入・支援 JICA 研修生の受入れ、スウェーデン赤十字大学教員受入れ。</p> <p>4. 学生の国際交流。学生部会の設置、運営。</p> <p>5. 国際会議・国際シンポジウムの開催。年1回の国際セミナーの開催。</p> <p>6. その他国際交流活動及び国際事業・協力活動等。日本赤十字社国際部フィリピン台風復興支援事業。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ TOEFL ITP テストの実施(前年度1回→今年度2回)。 ・ スウェーデン赤十字大学とラ・ソース大学の交換学生受入れの実施。 ・ スウェーデン赤十字大学とラ・ソース大学の交換学生の派遣の実施。 ・ スウェーデン赤十字への教員派遣の実施(来年度の受入は先方より、延期の連絡あり)。 ・ グラスゴー・カレドニアン大学サマースクールプログラム開始。 ・ モナシュ大学語学研修の実施。 ・ 学生主体でより円滑で効果的な学生部会活動、運営を行えるようになってきた。 ・ 国際交流センター主催講演会の実施(3回)。 ・ 海外渡航における学生の安全、危機管理対策の整備を外務省の「たびレジ」の登録案内などオリエンテーションに組み込んだ。 ・ タイ赤十字看護大学との MOU 更新の検討。 ・ 国際看護学演習(看護学部3年次)として学部生7名がベトナム社会主義共和国のベトナム看護協会、ベトナム赤十字社等を訪問し、演習した。あわせて大学院国際・災害看護学実習Ⅲとして大学院生1名が同行し実習を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ TOEFL ITP テストの実施。 ・ ラ・ソース大学の交換学生受入れの実施。 ・ スウェーデン赤十字大学とラ・ソース大学の交換学生の派遣の実施。 ・ グラスゴー・カレドニアン大学サマースクールプログラム実施。 ・ モナシュ大学語学研修の実施。 ・ 学生部会の学生主体の活動のサポート。 ・ 国際交流センター主催講演会の実施。 ・ タイ赤十字看護大学 MOU 更新。 ・ MOU 更新準備(チュラロンコン大学、ラ・ソース大学)。 ・ 米国の大学との MOU 締結の検討。 ・ 本学の危機管理センターの方針に沿いながら海外活動にと伴う学生・教職員の安全、危機管理対策の整備・強化を図る。 ・ 赤十字国際活動論演習(看護学部3・4年次)開催年のため、3・4年生に対してスイス演習を実施する。 ・ 国際看護学演習(看護学部3年次)を実施する。 ・ 国際・災害看護学実習Ⅲ(修士看護学専攻)を実施する。
<p>【保健・医療・福祉の現場を支える人材の育成】</p> <p>1. さいたまキャンパスの設立と運営に関する計画立案。</p> <p>2. 災害看護の専門能力を持つ人材育成。</p> <p>①博士課程教育リーディングプログラムにおける災害看護分野の人材育成。</p> <p>②災害 CNS 育成。</p>	<p>1. さいたまキャンパスの建築計画を進めるとともに、さいたま看護学部カリキュラムを確定し、学則変更についての理事会承認を得た。文科省への事前相談を提出し、教員人事を確定した。</p> <p>2. 保健師教育課程選択希望者の状況から確認を行った。応募状況データの整理、志願者数推移の検証。</p>	<p>1. 保健師関係科目の履修開始時期変更に伴う、公衆衛生看護学の成績平均の比較や3年次の選択必修科目履修状況等の検証条件を明確にし、そのデータ収集体制を確立する。</p> <p>2. 保健師教育課程の選抜方法について、これまでに引き続き、変更してからの状況確認を進め、領域教員の意見を参照しながら検証する。</p>

<p>③ J I C A等、海外支援組織との連携による看護関係者の受入れ。</p> <p>④ 現任教育のためのフロンティアセミナーの開催。</p> <p>⑤ 認定看護師のためのスキルアップセミナーの開催。</p>	<p>3. 編入生枠については2名から若干名に変更。選抜方法については領域教員からヒアリング。</p> <p>5. DNGL4 年次教育開始。→・1～4年生各2名、計8名在籍</p> <p>6. 災害 CNS (38 単位) 1名修了、1名 CNS 認定</p>	<p>5. DNGL における災害看護分野の人材育成。</p> <p>6. 災害 CNS 育成。</p>
<p>【赤十字ネットワークとの連携】</p> <p>1. 防災訓練における日本赤十字社医療センター、東京都支部との相互協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療センター、総合福祉センターとのケアリング・フロンティア広尾連携会議の推進。 ・幹部看護師研修センター研修企画（ファースト、サード、セカンド研修）への本学教員派遣等による協力体制の推進。 ・実習指導者としての役割を理解し、効果的な実習指導につなげる研修会の開催。 	<p>3. ケアリング・フロンティア広尾連携会議を3回開催した。フェスタ、実践、研究の各分野でそれぞれのプロジェクトを実施した。</p> <p>5. 実習指導者研修会は、本学教員が中心となり、日赤医療センター、武蔵野、大森、横浜市立みなと赤十字病院、葛飾赤十字産院の看護職と協働で開催した。6/21 から1/30 まで。</p> <p>6. 地域連携・フロンティアセンター災害部門の広尾地区防災連携会議（広尾地区日赤6施設）を5回開催した。氷川地区防災訓練、広尾中学校の防災 Jr チーム訓練に参加、また、地域住民を対象とした防災ワークショップを開催した。</p>	<p>3. ケアリング・フロンティア広尾連携会議を年3回実施。フェスタ、実践、研究の各分野におけるプロジェクトの実施。</p> <p>5. 実習指導者研修会を6月から開講する。</p> <p>6. 広尾地区防災連携会議を年5回開催する。訓練・イベント班は、引き続き、氷川地区と広尾中学の防災訓練に参加する。マニュアル班では6施設で具体的な連携方法を検討する。</p>
<p>【教育課程の改善】</p> <p>1. 教学マネジメントシステムの構築。</p> <p>2. 平成 27 年度で完成年度となるため、28 年度中にカリキュラム評価を実施する。→・カリキュラム、ポリシーの作成。・データ収集：学生アンケート、卒業生アンケート、看護管理職アンケートの実施、教員の声（フォーカスグループ）を収集。・データ分析を行い課題を抽出する（平成 28 年夏まで）。・改善策（カリキュラム改正案作成（平成 27 年から 28 年）</p> <p>3. アクティブラーニングに向けての教員の意識と教育方法の向上、改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ DP 更新に伴い1年生の内容を改定。 ・学部カリキュラム・マップ改訂に先駆け、シラバスの改善を実施（各科目に関連する DP を表示、関連する DP を2つから3つに増加、各回の事前・事後学修の明示）。DP 表示の改善と並行して、科目責任者に関連する DP の再確認を依頼。 ・学生に特に影響の大きい祝日授業実施について時間割作成時に確保できる授業週を確認しながら作成。 ・実施済み、学生及び保護者にはガイダンス等の都度、説明を実施。今年度 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育評価アンケートの2年生の内容を改定（DP 更新2年目に伴う） ・シラバスに記載された DP をもとに学部カリキュラム・マップを改定。教育効果の向上・シラバスの充実のため各科目で実施した試験等のフィードバックの仕方を全学的にシラバスに記載。 ・授業週数の確保を重要な視点として、時間割編成方針を検証しながら時間割を作成。 ・学年制について1・2年生に対して入念な説明を実施。新2年生に留年

<p>を図る。→・年1回、アクティブラーニングのFDを企画、実施(教育技法：PBL、GW等含め)。</p> <p>4. 教育評価の結果を生かす方法の改善。→・授業評価の結果公開(上位20)。 ・授業評価結果の低い講義の授業改善案の提示(学部長に)。 ・授業参観、授業案作成等の教員スキルの共有。 ・授業評価とコメント欄の活かし方の循環を評価する。</p> <p>5. 研究科の教育課程の改善については、「大学院教育の充実」のページを参照。</p> <p>7. 大学院教育の評価。→・教育理念の明確化。 ・大学院FDの実施。</p>	<p>から進級者発表をすることを決定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学園内6大学での活用方法等情報収集を実施。 ・学生用アンケートの作成。 ・教務委員会に部会をにおいて検証を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・授業改善アンケートへ名称を変更し、自由記述欄等見直しを行った。 ・大学院カリキュラム検討部会において、総合的に理想的なカリキュラムの検討を行った。 ・学部の回収率低下に伴い、WEB移行を保留。 ・シラバスを他科目同様に「授業の目的」「到達目標」を記載し、学生が目的・目標をより明確に持てるようにし、「成績評価の仕方」も単一科目として明確に表示。 ・前回の実習内容を振り返り、自己の課題を明確にするなど、学生が活用している現状を確認した。 ・看護技術体験録の内容を引き続き検討・決定し、平成30年度の試行に向けてその方法や時期を検討した。 	<p>者がいた場合、留年の要因となった科目を検証。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GPA活用方法の検討を実施。成績順位・GPA数値・不合格科目数の関係性及び、学年制実施に伴う原級留年学生のGPA統計データの取得開始。 ・学生用アンケートの実施 ・カリキュラム改正に向けて検討委員会を中心に評価と課題を共有。 <ul style="list-style-type: none"> ・事前学習、アクティブラーニングの強化を基本方針とし、FDの年間計画を立て実施する。 ・webによる授業アンケートの回収率を改善するために、紙によるアンケートの一部導入を含めた新方法を検討し、50%の回収率を目指す。 ・大学院の授業評価アンケートについて、学部の回収率強化方策の状況を確認しつつ、適した時期にWEB化を実施。 ・総合実習を単一科目として領域ごとにばらつきのない評価を行うため、科目担当教員間で検討する。 ・学生の実習での学びを支援するために教員側の活用方法の検討。 ・看護技術体験録の試行。 ・看護技術体験録の活用と技術項目の適切性の評価・検討。 ・学部において看護学教育モデル・コアカリキュラムを念頭に置いたカリキュラム改正について検討。大学院も現カリキュラムをより良くするためのカリキュラム改正について検討。
<p>【主体的に学ぶ学生の教育の推進】</p> <p>1. ①アクティブラーニングによる教</p>	<p>2. FD・SD実施計画に基づき、大教室</p>	<p>1. 主体的な自己学習、学びの振り返</p>

<p>育方法の推進。→・アクティブラーニングの教育環境整備。実習室のビデオ教育環境整備、iPad, パソコン環境整備、グループワーク環境整備。</p> <p>・グループワークによる授業の推進。・予習、復習のための課題設定の推進。・アクティブラーニングの方法の実施状況調査。・授業時間数、時間割等の見直し</p> <p>②アクティブラーニングの具体的な展開方法の理解。→・FDで年1回、アクティブ・ラーニングセミナーを開催。</p> <p>2. 大学院FDの充実</p>	<p>講義の授業改善、タキソノミーの応用などテーマを明確にした研修会や、本学の特色である有事における赤十字の役割等の研修会を開催した。またファカルティ・カフェ形式で高度実践能力向上を目指す実習について討議する企画や、WEB視聴形式でコアコンピテンシー等に関する研修を受講する機会を設けた。</p> <p>さらに、教員相互の授業見学を実施した。</p> <p>3. 配信グループの整理を実施。要望を受けて配信時刻を1日2回から、「授業時間を可能な限り避けて随時配信」に変更。</p>	<p>り、適正な出席管理等、学生がより積極的に学修を進めていけるようなシステムを本学の運用面を十分に考慮し、LMS、ポートフォリオ、出席管理等一括でまかなえるシステムを検討し、平成31年度に開学するさいたま看護学部でも同一システムで運用できるように整備する。</p> <p>・教育内容改善につなげるため、授業改善アンケートの回収率強化のための方策を検討する。</p> <p>2. 効率的で満足度の高いFD企画、授業見学の仕組みの検討、実施。</p>
<p>【国家試験対策の強化】</p> <p>1. 国家試験対策に伴う学生との個別面談、ガイダンス、補講等の強化。</p> <p>①国家試験対策部会の活動継続</p> <p>②下位の学生への教育強化計画の立案と実施</p> <p>③模試の参加を増やす(90%)</p> <p>2. 国家試験合格率98%以上の維持。</p> <p>3. 卒前スキルアップセミナーの継続。参加者を増やす。</p> <p>4. 1年時からの国家試験対策。→・医学系科目の力をつける。・国家試験の得点の弱い知識を定着化する方法の検討。</p>	<p>1. 対策講座のさらなる強化。</p> <p>・外部講師による対策講座周知を徹底した。</p> <p>2. 模試試験の強化。</p> <p>・ガイダンス期間より模試を実施。</p> <p>・低学年模試の実施。</p> <p>3. 個別学習への支援。</p> <p>・成績下位者を対象とした強化クラスの定期開催及び個別学習支援の実施。</p> <p>4. 不合格者のフォローを実施。</p> <p>5. 保健師助産師看護師国家試験「新出題基準」を領域ごとに分析を実施。</p>	<p>1. 国家試験における強化クラスの対象、開催時期や展開について再検討する。</p> <p>2. 対策講座についてもいつ誰が行うと良いかについて、再検討する。</p> <p>3. 学外講師や卒業生による対策講座を継続する。</p> <p>4. 保護者懇談会の開催時期の変更にあたり保護者への国家試験に向けた協力依頼を行う。</p>
<p>【大学院修士課程の充実】</p> <p>1. 教育理念の明確化。AP・CP・DPの見直し。</p> <p>2. 大学院教育の実施及び評価</p> <p>①専門看護師教育課程38単位移行と評価。</p> <p>②修士論文審査の厳密性の確保のための審査員の基準作成。</p> <p>③大学院授業評価の実施と公開。</p> <p>④教育評価アンケートの実施と結果</p>	<p>2. 教育課程の実施及び評価。</p> <p>①災害看護 CNS1名(全国初)、老人看護 CNS1名(本学初)、がん看護コース修了生20名全員CNS取得した。平成30年度から教務係で各分野の合格者を確認し、一元管理する体制を整えた。</p> <p>③大学院授業改善アンケートの実施(88科目)と結果公開の継続。</p>	<p>2. 新DP, CPに基づく教育内容・方法、達成度評価及び学位論文審査の系統的な見直し。</p> <p>③大学院授業評価の実施と公開の継続。</p> <p>④前年度教育評価アンケートの結果分析と今年度実施。</p> <p>⑤共通科目の見直し、学位論文審査方法の検討。</p>

<p>の検証。</p> <p>⑤大学院組織・カリキュラム（CNS コース等）の評価と再編。</p> <p>⑥論文指導の質保証のための大学院教員選考の明確化（論文指導教員、論文審査教員と科目担当教員の選考基準）。</p> <p>⑦大学院の夜間・土日開講の検討（一部開講の実態調査）。多様な履修形態の評価。</p>	<p>④前年度教育評価アンケートの結果分析をした。新 DP、CP に沿ってアンケート内容を再編し、今年度実施をした。</p> <p>⑤大学院カリキュラム検討部会において、科目のあり方や理想的な履修方法を検討した。</p> <p>⑥正研究指導教員の基準を明文化（修士課程の研究指導に関する細則を作成）した。</p> <p>⑨Glen 客員教授の英語コンサルテーションを実施した。</p> <p>⑩本社・本学の共催で 6 月に CNL 研修を実施した。受講者 15 名（教員 2 名と大学院生 13 名）のうち、アメリカで行うシャドウウィング研修へ教員 2 名と学生 2 名が参加した。</p> <p>⑫プロジェクト学習 ポートフォリオ 対話コーチングの情報収集をし、導入に向けての情報収集をした。</p>	<p>⑨グローバル化に向けた具体的展開の検討：実践的語学力の習得等の継続。</p> <p>⑩CNL 研修実施。今後の取り組みについては「CNL 研修を実施することによる本学の大学院教育への効果・意義」や「本社等関係者の取り組みに対する意向」等様々な要因から取り組みの継続について検討。</p> <p>⑫ポートフォリオについて学部での導入に関する協議を把握しながら、大学院学生に導入する目的やその効果など、導入に関する検討を実施。</p> <p>⑬長期履修生向けの履修・研究指導計画の可視化。</p>
<p>【大学院博士課程の充実】</p> <p>1. DP 到達に向けた形成評価。</p> <p>2. 3 年での学位取得者数の増加。</p> <p>3. 博士審査会の審査員の基準の再検討。</p> <p>4. 平成 26 年度開始教育課程の共通科目の評価。</p> <p>5. 研究・英語力の強化。</p> <p>6. ポートフォリオの活用の準備。</p>	<p>3. 博士後期課程の研究指導に関する細則を作成し、博士後期課程の正・副研究指導教員の基準を明文化した。</p> <p>4. 大学院カリキュラム検討部会において検討した。</p> <p>5. 英語を母国語とする客員教授に英語指導（論文抄録のネイティブチェック）を受ける機会を新たに設けた。</p> <p>6. プロジェクト学習 ポートフォリオ 対話コーチングの情報収集をし、導入に向けての情報収集をした。</p>	<p>3. 博士論文審査に関する内規等を作成（学位論文関係集を再編成）する。</p> <p>4. 共通科目の見直し、学位論文審査方法の検討。</p> <p>5. 研究・英語力の強化（Glen 客員教授によるネイティブチェックの有効活用）。</p> <p>6. ポートフォリオについて学部での導入に関する協議を把握しながら、大学院学生に導入する目的やその効果など、導入に関する検討を実施。</p>
<p>【六大学の連携強化】</p> <p>1. 単位互換の促進。</p> <p>2. 遠隔教育システムを使える教育環境整備。</p>	<p>1. 時間割変更に向けた学内周知（学生・教職員・非常勤講師向け）を実施。</p>	<p>1. 前回ガイダンスにおいて、変更された時間割を全学生に周知。</p>
<p>【入学選抜方法の改善】</p> <p>1. アドミッション・ポリシーの策定と、入試方法との関連の検証。</p>	<p>（学部）</p> <p>・入学者選抜試験委員会およびさい</p>	<p>（学部）</p> <p>・2019（平成 31）年度入試における</p>

<p>2. 高等学校到達度テスト導入の検討及びセンター試験利用の見直し(2018年度問題等に対応)。入試科目、入試方法の検討、面接方法の見直し。</p> <p>3. 大学院修士課程個別資格審査制度実施の継続と評価。</p> <p>4. 支部長推薦入試の方法の改善。</p> <p>5. 大学院入試問題作成の検証。</p> <p>6. 大学院修士課程入試(第2希望の選択の検討)。</p> <p>7. 外国人に対応できる入試問題の作成。</p>	<p>たま看護学部プロジェクト会議において、2019(平成31)年度入試概要・入試日程を検討し策定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> IR会議で実施されている入試種別による4年間の成績の追跡調査、出身高校と学内成績のデータなどの分析結果を、2021年度(平成33年度)の新入試制度導入の検討材料として活用している。 入試で面接を担当する可能性がある教員を対象にFDを開催し、面接評価の視点や面接を実施するうえで重要な事項について理解を深めた。 3年次編入学入試(定員10名)は試験科目および試験実施時期を変更したが、周知の期間が短く2次募集まで実施したうえで8名の入学に留まった。 障がい学生支援委員会と連携し、受験上配慮が必要な受験希望者に対応する体制を整えた。 2021(平成33)年度から導入される新制度に対応した入学者選抜方法について、将来構想推進協議会入試検討部会および入学者選抜試験委員会において検討し、公表に向けて準備を進めた。 <p>(研究科)</p> <ul style="list-style-type: none"> 修士課程看護学専攻「看護専門科目」と博士後期課程「英語」で共通問題を設け、選抜方法の均質化につながった。 修士課程看護学専攻で第2希望領域制度を導入し、2名が第2希望領域で合格した。 	<p>広尾・さいたま両学部の指定校を選定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 入試業務内容の事前周知、担当メンバー間での明確な業務分担や連携などを図り、広尾・さいたま両学部の入試を確実に実施できる体制を整える。 面接試験でアドミッション・ポリシーに即した評価ができるように評価視点を改め、講師以上の教員に周知する。 加算による面接評価方法の評価・検証を順次おこなっていく。また学科試験と面接試験の比率の評価・検証も検討する。 ホームページ記載内容の充実や相談会の開催、在校生への意識調査を反映した媒体作成等を通じ、3年次編入学試験の定員を充足させる。 障がいを有し受験上の配慮が必要な受験生への対応について、募集要項の説明追加や申請様式の作成等、受け入れ体制を一層整備する。 2021(平成33)年度から導入される新制度に対応した入学者選抜方法を、外部情報の収集に努めるとともに継続して検討し、2019(平成30)年度初頭に公表する。 <p>(研究科)</p> <ul style="list-style-type: none"> 修士課程は、一層多くの出願者の獲得および優秀な学生の確保に向け、入学者選抜試験の時期および入試方法の検証をするとともに、広報委員会と協力して周知に努める。 博士後期課程は、近年増加している受験者数の動向や入学後の研究指導体制等を確認し、修士課程修了見込み者の受験時期を検討し、適切な入学者数の受け入れに一層努める。 5年一貫制博士課程において、外国
---	---	---

		人受験生の受け入れ準備を引き続き整備する。
<p>【奨学金制度・特待生制度の拡充】</p> <p>1. 学業を奨励するための特待生制度の見直し。</p> <p>2. 寄付金(の積み重ね)による奨学金の検討。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金の借過ぎ防止について学生便覧に記載、学生向けの奨学金説明会や保護者懇談会などで説明し啓発に努めた。 ・担任による奨学金学生への継続的なフォローアップの継続を行った。 ・保護者会奨学金に新たに保護者会学業成績優秀者奨学金が創設された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な奨学金制度が利用できるよう奨学金案内の内容の充実、ガイダンス期間に貸与金額の減額指導を実施 ・奨学金制度への教員理解。 ・2020年度開設のさいたま看護学部の奨学金について検討。 ・奨学金制度を利用することが学修におよぼす効果を明確にする。
<p>【きめ細かな学生支援】</p> <p>1. 学生支援方針を明文化する。</p> <p>2. 学生実態調査、学生の意見を把握するための会合やアンケート調査の実施。</p> <p>3. クラス担当教員による担当学生の履修状況を把握、少人数学生支援体制の充実強化。</p> <p>4. 人権倫理相談員の研修実施→相談体制の充実化。</p> <p>5. 共同災害看護学専攻学生への奨励金の充実。</p> <p>6. HP内の学生専用ページの拡充。</p> <p>7. 図書館のラーニングcommonsとしての機能の充実と環境整備及び学生の主体的参加。</p> <p>8. 実習室の環境整備。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学生生活・学修状況に関するアンケートを実施。 ・障がい学生支援委員会を常設し、基本方針・規程を施行した。 ・障がい学生支援委員会主催の教職員対象の研修会を実施。 ・大学祭運営への教職員によるサポートを継続的に行った。昨年度より実施している広尾地区関連施設との合同企画を発展させ、スタンプラリーなどの新たな企画も実施し集客率をあげた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・在学生への障がい学生支援について具体的支援事例を把握することを目的に、教職員を対象とした実態調査の実施。 ・発達障がい学生への支援や看護学部での支援をテーマとした研修を実施。 ・障がい学生支援について学生向けの広報の充実。 ・継続的な学園祭への支援→企画への相談・助言・広尾地域関連施設との連携。 ・就職支援セミナーの開催時期・内容を学生の意見をもとに検討。 ・障がい学生支援について学生向けの広報の充実。
<p>【研究の充実強化と社会への還元】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学アーカイブおよび大学リポジトリの構築・運用による図書館機能の充実と研究活動の促進及び研究成果の社会への還元。 ・大学としての戦略的研究活動。 ・各教員の研究活動計画の確認と評価。 ・研究日の確保など、研究重視の組織風土の醸成。 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館時間拡大に向け、日曜開館を実施し、利用者サービスの充実を図った。 ・史料室データベースを大学リポジトリに移行した。 ・図書館サービスの検証と図書館利用促進に向けての広報などを実施した。 ・協力大学との交流を図り、年に2回 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館時間拡大に関する検討、日曜開館について、さらに告知を徹底し定着化させる取組みを行う。 ・大学アーカイブ及び大学リポジトリの構築・運用。 ・図書館サービスの検証と図書館利用促進に向けての広報などの検討 ・協力大学との提携を促進 ・学生リクエストなど選書規準、収集

<ul style="list-style-type: none"> ・研究費配分と成果の検証。 ・外部資金獲得へ文部科学省・厚生労働省・学園研究助成等に教職員の積極的な応募。 ・外部資金獲得に向けた計画書・申請書作成のための研修会継続実施及び研究環境の整備。 ・科研費の申請率を上げる(80%)。 	<p>の情報交換会を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生会の活動促進として、学生選書ツアーを2回、POP講習会を1回実施した。 ・図書館から史料室への移管図書の検討を実施した。 ・図書館の環境整備として、ソファアのレイアウト見直しや館内見回りの実施。意見箱による利用者の意見を取り入れる等の実施。 ・新たなデータベース、システムの導入を通じ、利用者サービスの充実を図った。 ・個人情報保護の改正に伴い研究倫理審査申請用紙等の内容を検討した。 ・申請された研究計画に倫理的問題がないか、外部委員を含めた研究倫理審査委員会で厳正な迅速審査または通常審査を実施した。 ・研究倫理に関する研修は、講師による講義形式の講習とe-learningシステムによる学習を併用して行った。 ・FD研修として、4月に「研究を語る会」、8月に「助成申請書の書き方」ワークショップを若手研究者を中心に開催。参加した49名のうち11名は平成30年度科研応募を行った。うち「若手研究」への応募件数は6件(前年度2件)全応募件数は24件であった。 ・平成29年度科研費採択状況は、新規申請件数14件(前年度20件)のうち新規採択件数3件(前年度8件)、継続16件(前年度15件)、合計採択件数19件(前年23件)。全体に占める新規採択率は15%(前年度34%)、新規採択率は21%(前年度40%) ・大学院生対象の研究助成制度及び 	<p>方針の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生会の活動促進、活動内容の検討 ・情報システム委員会との連携を強化し、史料室と図書館双方の所蔵資料の整備を行い、アーカイブズ化を計る。 ・図書館ホール等の環境整備、アクティブラーニングの環境整備 ・古本募金制度を取り入れ、古書の有効活用を図る。 ・教員全体の研究時間の確保について、改善のための具体的な検討をする。 ・新しい研究倫理審査申請用紙等の周知徹底を行う。 ・研究倫理に関する研修は、引き続き講師による講義形式の講習とe-learningシステムによる学習を併用し、とくにe-learningシステムの普及に努める。 ・研修の受講証の有効期限を見直していく。 ・「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(文部科学省、厚生労働省)の要件に合致したメンバー構成による研究倫理審査委員会で研究計画の迅速審査または通常審査を実施する。 ・電子申請システムの導入を検討する。 ・外部研究費(科研費を含む)申請に関するセミナーを企画し、領域を超えた話し合いの場を提供し、より具体的な成果へつなげていく。 ・大学院生からの要望を収集し、大学院生室の環境整備について検討を行っていく。 ・大学院生を対象とする研究助成制度について広報活動を整備する。
---	--	---

	<p>科研費補助金が十分活用されるよう広報活動を行い、学内研究助成は全額交付となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軍事目的のための研究に関与しないことを明文化したポリシーの作成を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教員が獲得した民間団体からの助成金の大学管理について検討を進める。 ・剽窃チェックソフトの導入により体制整備を行う。 ・奨励研究費の申請及び採択件数を増やすため、複数年度の申請を可能にできるよう整備を行う。
<p>【地域社会との連携強化】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域連携・フロンティアセンターとケアリング・フロンティア広尾との連携による住民支援や研究活動。 2. 渋谷区との連携（広尾高校など小中高との連携）による教育活動やさらなる支援の検討。 3. 広尾地区防災と渋谷区との連携による地域防災支援。 4. 近隣大学（聖心女子大学、国学院大学等）との連携（防災対策など）。 5. 武蔵野市との連携による武蔵野地域防災支援の継続。 6. 福島県浪江町との連携事業として、いわき市居住の浪江町民の健康支援事業の継続。 7. 早稲田大学との連携による和歌山県民の防災プログラムの検討と実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアリング・フロンティア広尾連携会議を3回実施した。氷川地区合同防災訓練、広尾中学校防災 Jr チーム訓練に参加した。 ・聖心女子大学との協力関係を継続し、清水建設による三者連携の「シミズボランティアアカデミー」を開催した。 ・浪江町からの要請によるいわき市に避難した浪江町民の健康支援事業を継続した。 ・和歌山県湯浅町、早稲田大学、本学による防災教育プロジェクトの三者協定を検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアリング・フロンティア広尾、広尾防災会議の開催における協働、秋フェスの共同開催。 ・広尾地域防災における協働の検討と住民支援の実施、渋谷区防災フェスの参加。
<p>【地域住民への生涯学習の提供】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 渋谷区と共催し高齢者学び直しの公開講座事業の継続、履修証明プログラムの検討。 2. 渋谷区立広尾中学校の「総合的な学習の時間」で本学内において模擬授業実施。 3. 武蔵野市との防災セミナー等の地域住民参加型連携プログラムの継続実施。 4. 広尾地区を中心とした防災セミナーなどの地域住民参加型プログラム 	<ul style="list-style-type: none"> ・「人とつながり健康に生きよう」をテーマに学内教員による公開講座を年3回実施した。 ・渋谷区立広尾中学校1年生70名を対象に「優しい気持ちをはぐくむ」授業を実施した。 ・武蔵野市との連携による地域防災セミナー「避難支援活動 j 協力員養成講座」を年12回開催した。 ・ケアリング・フロンティア広尾連携会議の広尾地区防災プロジェクトと 	<ul style="list-style-type: none"> ・公開講座の開催と次年度のテーマの検討。 ・広尾中学の模擬授業の開催。 ・武蔵野市民の防災推進員の認定。 ・広尾地区防災における防災セミナーの検討と実施。

<p>の検討と実施。</p>	<p>して、近隣地域住民を対象としたワークショップを実施した。</p>	
<p>【社会的活動の促進】 1. S-SAP の推進。</p>	<p>・渋谷区との連携協定締結（S-SAP）に向けた検討を開始した。</p>	<p>・渋谷区との地域連携協定締結（S-SAP）の具体的な活動内容の検討及び協定締結。</p>
<p>【大学ガバナンスの強化】 ・学長・学部長及び専門スタッフによる教学マネジメント体制の確立、IR 部会設置・運営、規定の見直し。 ・H28.3 を目途に管理運営機構図の改正。センターごとの取組の明確化、センター間の協力体制の取組の明確化、責任主体がわかる組織化、PDC Aサイクルを回し、検証プロセスの機能化。 ・FD・SD のプログラム内にコンプライアンスを意図したものを位置づけていく。</p>	<p>・将来構想推進協議会の中に学部カリキュラム検討部会、大学院カリキュラム検討部会、入試検討部会を設置し、新たなカリキュラムのあり方について検討を進め、中間報告、最終報告を行った。入試検討部会では、編入学入試の科目・募集時期の変更、新制度入試にむけた入試方法の検討を行った。 ・障がい学生支援委員会の立ち上げに伴い関係規程を整備し、教職員の啓発を目的とした研修会の開催や大学の支援スタンスを広報した。 ・有識者懇談会における意見を踏まえ、地域連携活動推進の一環として渋谷区との包括連携協定（S-SAP）締結準備を開始。 ・研究倫理、人権・倫理のFD・SD を実施した。</p>	<p>・引き続き検討を進める。 ・次年度初頭に、2020 年度に入試を実施する新制度入試での選抜方法を決定し、公表を行う。 ・障がい学生支援の具体的な事例や対応について知見を深め、学内の意識啓発や広報の充実に繋げる。 ・渋谷区との地域連携協定締結（S-SAP）の具体的な活動内容の検討及び協定締結。</p>
<p>【広報活動の充実強化】 ・SNS（Facebook, LINE, Twitter 等）の導入により、情報の拡張性、速報性の強化。 ・大学案内、大学院案内の年度ごとの内容見直し。 ・オープンキャンパス、大学院説明会の年度ごとの内容見直し。 ・時代に即したホームページの運用。</p>	<p>・利用者の年齢構成情報等を基に対象者を分けて情報発信をした。（FB：一般・大学院生、LINE：高校生、Tw：一般） ・実習と在学生メッセージページを各 2 ページ増とした。 ・夏のオープンキャンパスで午前中からの開催（学食体験）を 1 日、平日の開催を 1 日実施した。 ・ミニオープンキャンパスを成田赤十字病院、横浜市立みなと赤十字病院で実施した。</p>	<p>・SNS の発信頻度の向上。 ・大学・大学院案内における 3 つのポリシーの表現をわかりやすくする。 ・実績を基にオープンキャンパスは午前からの開始は取りやめ、平日開催は継続する。 ・広報委員会学生部会は休会し、オープンキャンパスは別途学生協力を依頼する。 ・3 年次編入学広報の強化（HP・SNS の情報を増やす、相談会の実施等）。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・広報委員会学生会を立上げ、オープンキャンパスの企画を中心に活動した。 ・受験生目線での導線を見直した(資料請求バナーの設置、受験生ページの見直し等)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院修士課程看護学専攻広報の強化 (HP・SNS の情報を増やす、学会等広報機会の場を増やす等)。 ・ホームページ情報の更新。
<p>【財政基盤の確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度から 5 年程度かけて収支均衡となるための経営基盤の強化を図る。 ①教職員の定数化と人件費支出の見直し。 ②将来へ向けた建物・構築物の建替え財源の積み立て。 ③寄附金の制度構築。 ④徹底的なコスト削減、ランニングコストの削減。 	<p>平成 29 年度以降の収支見込の基礎資料を策定し、学園本部に提供した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「日本赤十字看護大学サポーター募金」として制度化して受付を開始した。 (H30.3.20 実績：404 万 4 千円) ・経営会議において、収支状況の定期報告(四半期)及び年度見込みの報告を行った。 ・経営状況を大局的に把握できるポイントを整理し、経営会議、教授会において、現金資産の増減による経営状況の推移について報告した。 ・大学への寄附に関する外部セミナーに出席し、情報収集を行った。 ・業務の効率化によるコスト削減を目的とし、立替払の精算を現金から振込みに変更、また、教員あて給与明細のお知らせを紙からメールに変更。 	<p>平成 29 年度決算確定値、さいたま看護学部設置計画の進捗による確定数値を基礎として、改めて平成 30 年度以降の収支見込を策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同窓会など既存の関係組織との連携を深めサポーター募金に繋げるほか、さいたま看護学部設置に向けた特別募集など、募集方法や広報の工夫を行う。 ・職員の時間外勤務の削減に向け、事務処理の効率化に向けて会計システムの運用を再検討する。(人事システムや、予算使用申請との連動など) また、統計データ等の活用によるベンチマーク等、外部との比較の観点でも分析を行う。 ・遺贈寄付の受入れなどの情報収集を踏まえた寄付金募集の効果的な展開について検討する。
<p>【人材の確保と育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権倫理委員会による相談体制の見直し及び研修会の実施。 ・全教職員に対して教職員モラル・人権意識の向上を目指した FD・SD での研修実施。 ・職員育成に伴うキャリアパスの構築化の一貫として、外部研修への参画。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院生・教職員と対象者をわけた研究会の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権・倫理問題相談員のより実践的なスキルアップを図るため、相談員を対象とする外部講師を招いた研修会を開催。 ・相談員マニュアルの作成。 ・継続的に教職員及び大学院生を対象にした研修会の実施。
<p>【危機管理体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理体制として、新危機管理マニュアルの実施・評価(緊急安否シス 	<ul style="list-style-type: none"> ・全学的な防災避難訓練(11/29)および職員を中心とした災害対策本部 	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理に関する規程、規則、マニュアルの更新・整理。

<p>テムの構築等)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外演習・研修などの際の危機管理対策の検討。 ・情報セキュリティ対策の検討。 ・衛生に関する規定の作成や衛生に関する計画の作成～評価。 ・危険性又は有害性の調査及びその結果に基づく措置の検討 ・定期健康診断結果に対する対策の検討 ・長時間労働による健康障害の防止を図るための対策の検討 ・ストレスチェック結果に対する検討 	<p>立ち上げ訓練 (3/12)、緊急安否確認システム訓練 (年6回) の実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理 (規定・規則等) マニュアル集の修正・更新。 ・海外渡航の危機管理についてガイドブック (案) を作成。 ・緊急時の広報対応を整備し、記者会見用のポジションペーパー (案) を作成。 ・大震災等で被災を想定した事業継続計画 (BCP)、緊急時優先業務班一覧等を作成。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難マニュアル、アクションカードの改善・修正。 海外渡航における危機 (リスク) 管理の検討、業務委託会社との契約。 ・教職員・学生の傷害保険の検討、加入。 ・危機に関する教職員・学生への周知徹底。 ・危機に関する平常時の訓練励行。 ・緊急時の広報マニュアル、ポジションペーパーの策定。 ・事業継続計画 (BCP) の策定。 ・緊急時 (夜間・休日・祝日など) に大学に徒歩でかけつけられる教職員の確定など。 ・産業医との密な関係性の構築。 ・定期健康診断の実施と結果に対する報告 ・ストレスチェック実施に関わる報告と対策。 ・長時間労働による健康被害の予防的対応。
<p>【質保証システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度大学基準協会による大学評価を受審する。実施体制と事務局内の体制強化。 ・内部質保証のシステム整備、外部委員の導入。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教学マネジメント会議において、内部質保証における新評価基準に対応する基礎データの整理や準備手順、関連ポリシー、平成 34 年度までの大学評価受審に向けたスケジュール等について検討した。また、同会議にカリキュラム検討部会を設け、新たなカリキュラムのあり方について検討を進め、中間報告、最終報告を行った。 ・有識者懇談会を継続実施し、地域との連携強化に関する意見交換を踏まえ、渋谷区との連携協定締結 (S-SAP) に向けた準備を進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新評価基準に対応する基礎データの収集を進める。 ・PDCA サイクルの確立に向けた組織の見直しと整理、評価の具体的な指標の策定を行う。 ・渋谷区との地域連携協定締結 (S-SAP) の具体的な活動内容の検討及び協定締結。
<p>【校友ネットワークの強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学同窓会連携会議の継続、本学教 	<ul style="list-style-type: none"> ・同窓会連携会議年 2 回 (4、11 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・同窓会連携会議は 4 月と 11 月に開

終章

<p>職員の同窓会総会への出席、保護者会との連携。</p> <p>・学部卒業生・大学院修了生を対象としたホームカミング・デーの実施と同窓会活動の充実。</p>	<p>開催。</p> <p>・ホームカミング・デー（11/25）学園祭と同日開催。</p>	<p>催。</p> <p>・ホームカミング・デーは、様々な方法で活躍する先輩を迎え、11月の学園祭で開催。</p>
---	---	---

**日本赤十字看護大学 年報
2017(平成 29)年度
自己点検・評価報告書**

2018(平成 30)年 12 月発行

発行者 日本赤十字看護大学

〈広尾キャンパス〉

〒150-0012 東京都渋谷区広尾 4-1-3

TEL 03(3409)0875(代表)

〈武蔵野キャンパス〉

〒180-8618 東京都武蔵野市境南町 1-26-33